

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査

調査報告書

2021年3月



目次

(1) 背景・目的	1
(2) アンケート調査の実施要領	1
(3) アンケート調査の結果	1
1. ABLの融資実績	2
Q1. ABLの実績	2
Q2. 市場規模と内訳	4
Q3. 融資残高	7
Q4. 融資先業種別のABL融資件数	8
Q5. ABLの融資先規模別の融資件数	9
Q6. 担保種類別融資件数と実行額	10
Q7. ABLの対象が集合動産・債権か否かの別と融資実行件数・実行額	13
Q8. 融資期間別の融資件数と実行額	14
Q9. 融資先の信用状況の傾向	15
Q10. 融資先の借入状況の傾向	16
Q11. 取引先企業のイメージ	17
2. ABLの実施方針・体制	19
Q12. ABLの実施方針	19
Q13. 今後のABLの実施方針	20
Q14. 今後、ABLの取組を維持、強化の方針をとる理由	22
Q15. ABL取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由	23
3. ABLの推進に向けた取り組み	25
Q16. ABL案件発掘時の課題	25
Q17. 担保価値評価時の課題	26
Q18. 担保設定時の課題	27
Q19. 一般担保として取り扱うに当たっての課題	28
Q20. ABLの管理・モニタリングに関する課題	29
Q21. 担保物件の換価処分に関する課題	30
Q22. 民法改正後の債権を担保とした取り組み方針	31
Q23. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由	32
4. ローカルベンチマークについて	33
Q24. ローカルベンチマークの認知度	34
Q25. ローカルベンチマークの活用状況	35
Q26. ローカルベンチマークの活用目的	37
Q27. ローカルベンチマークの活用状況	37
Q28. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況	38
Q29. ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果	39
Q30. ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果	40
Q31. ローカルベンチマークを活用しない理由	40
Q32. ローカルベンチマークに関するセミナーについて	41
Q33. ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策	41
Q34. 事業性評価シートの活用状況	42
Q35. 事業性評価シートの提示状況	43

5. FINTECH(フィンテック)の融資・審査への活用	44
<i>Q36. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用に向けた取り組み</i>	44
<i>Q37. FinTech (フィンテック)の活用に向けた取り組み体制</i>	45
<i>Q38. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況</i>	45
<i>Q39. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用への課題</i>	46
<i>Q40. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用時に期待する効果</i>	47
<i>Q41. FinTech(フィンテック)の融資・審査を検討しない理由</i>	48
6. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供について	49
<i>Q42. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント</i>	49
<i>Q43. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化</i>	50
<i>Q44. 新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化</i>	52
<i>Q45. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供や、業務プロセスの見直し</i>	53
<i>Q46. 具体的な非接触型サービス</i>	54
<i>Q47. 非接触型サービスの提供・業務プロセスの見直しを実施していない理由</i>	54
<i>Q48. デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech等への関心や取り組みの向上について</i>	55
7. インターネットバンキングの普及・推進状況	56
<i>Q49. インターネットバンキングの利用状況</i>	56
<i>Q50. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策</i>	57
<i>Q51. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題</i>	58
8. 参考資料	1

(1) 背景・目的

我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれる。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い。

こうした状況において、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、間接金融の機能強化が図られる中で、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進が図られ、金融機関における取組みが普及してきた。

また、近年ではFinTech（フィンテック）を活用した新たな融資手法の実用化が進み、我が国の金融をとりまく環境は急速に変化しつつある。こうした取組みの普及状況を明らかにし、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策を検討することも重要となっている。

本調査では、「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」として、ABLならびにFinTechを活用した新たな資金調達手法等の利用実態を把握しつつ、その効果や課題を明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。また、実際に金融サービスを提供する金融機関に対し、アンケートだけでは明確にならない実態について直接ヒアリングを実施した。

(2) アンケート調査の実施要領

- ・ 調査名称：企業の多様な資金調達手法に関する実態調査
- ・ 調査対象：ABLの貸し手として期待される金融機関等 620社
- ・ 調査方法：郵送送付、郵送及びメールによる回収
- ・ 調査期間：2020年11月13日（発送）～2020年12月18日
- ・ 有効回答：490社（有効回答率：79.0%）

(3) アンケート調査の結果

回答総数における金融機関の業態別の内訳を表1に示す。

表1. 回答機関の業態別内訳

No.	業態	2020年		2019年	2018年
		件数(n)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
1	都市銀行、信託銀行	5	1.0	1.8	1.8
2	地方銀行	45	9.0	7.8	8.9
3	第二地方銀行	31	6.2	5.5	6.7
4	信用金庫・信金中央金庫	231	46.4	50.1	47.6
5	信用組合	126	25.3	23.4	24.0
6	政府系金融機関	6	1.2	0.9	0.8
7	系統金融機関	50	10.0	8.0	8.7
8	その他の銀行	4	0.8	0.9	0.8
9	その他	0	0.0	1.4	0.6
	全体	498	100	100	100

※2020年は、調査対象から「カード会社等(その他)」を除外した。

※2020年は、調査対象に「労働金庫(系統金融機関)」を加えた。

1. ABL の融資実績

Q1. ABL の実績

ABL 融資実施率の経年変化を図 1 に、また業態別の ABL 実施率比較を図 2 及び図 3 に示す。ABL 融資実施率の経年変化をみると「2019 年度までに ABL の融資実績がある」と回答した機関は全体の 7 割を超える結果となった。

業態別の実施率については、図 2・図 3 のとおりである。特に 2019 年度の ABL の融資実績をみると、地方銀行では 100.0%、第二地方銀行では 96.8%と高い実施率になっている。また、系統金融機関、信用金庫・信金中央金庫において、2019 年度中に初めて融資を実施したと回答する金融機関がみられた。

図 1. ABL 融資実施率の経年変化（年度）

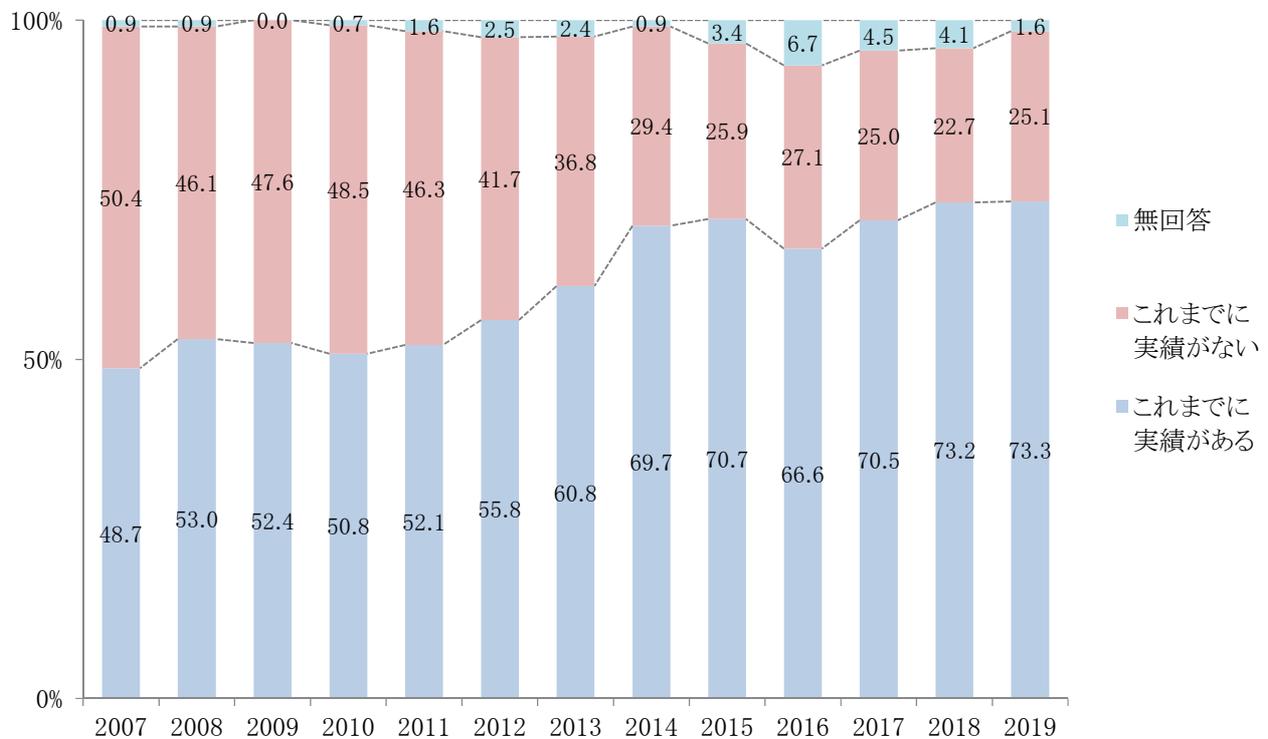


図 2. 業態別 ABL の融資実績の有無 (2019 年度)

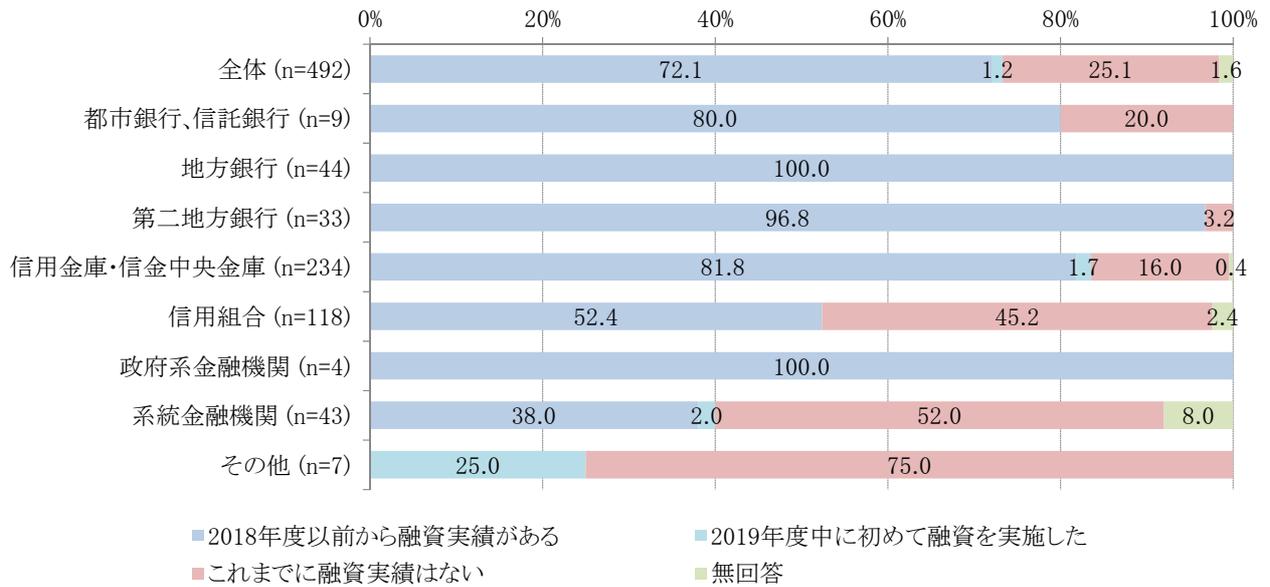
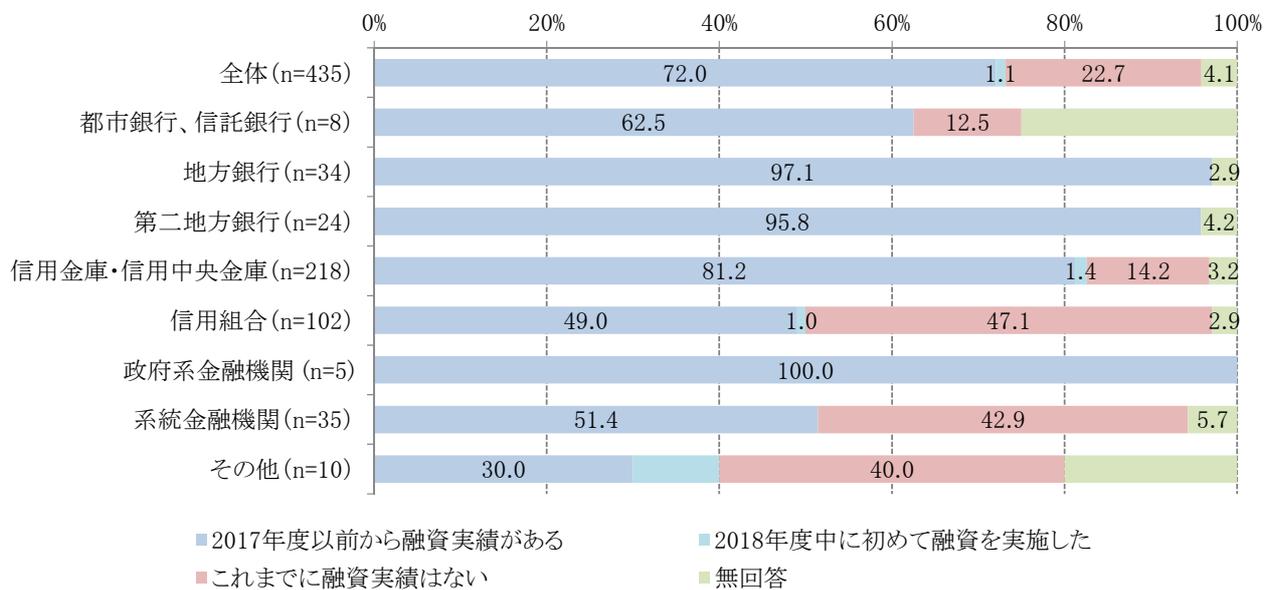


図 3. 業態別 ABL の融資実績の有無 (2018 年度)



Q2. 市場規模と内訳

ABL の実績推移を図 4 に、担保種別の ABL 実行件数と実行額を図 5 に、業態別の ABL の実績について表 2 に示す。

図 4 によると、2019 年度の ABL 実行件数は 11,261 件、実行総額は 777,431 百万円である。2009 年度以降減少を続けていた実行件数は、2012 年度以降大きく増加し、2015 年度は実行件数・実行額ともに調査開始以来最大となった。2016 年度、2017 年度は減少し、2018 年度、2019 年度は再び増加している。実行額は 2018 年度と比較し、1,783 億円あまり増加している。

担保の種類別の ABL 実行件数および実行額¹について、図 5 によると、実行件数では「債権のみを担保とした融資」が 4,780 件と最も多く、2019 年調査（2018 年度）と比べ 480 件程度増加している。続いて、「機械設備のみを担保とした融資」が 2,302 件となったが、「機械設備のみを担保とした融資」は 2019 年調査（2018 年度）と比べ 150 件程度増加している。実行額では、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が 277,854 百万円と最も多く、「債権のみを担保とした融資」が 210,409 百万円と続いた。2019 年調査（2018 年度）との比較では、「棚卸資産と債権の両方を担保とした融資」と「棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資」が減少した一方で、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が大きく増加している。「棚卸資産のみを担保とした融資」などについても、実行額が増加している。

次に、2018 年度と 2019 年度の ABL の実績件数（業態別）を表 2 に示す。ABL 全体のうち、信用保証協会の ABL 保証を受けていない「プロパー案件」と、他行との協調融資「シンジケート案件」の実績件数も併せて示す。2019 年度において、業態別では、信用金庫・信金中央金庫の実行件数が最も多く 3,774 件であり、地方銀行が 2,916 件と続いている。実行額では、地方銀行が 284,642 百万円で最も多い。

同様に、プロパー案件では、実行件数 9,777 件、実行額 614,245 万円と、件数では ABL 全体の約 87%、実行額では約 79%を占めている。業態別では、信用金庫・信金中央金庫の実行件数が 3,286 件と多く、地方銀行の実行額が 243,815 百万円と大きかった。

シンジケート案件では、実行件数 295 件、実行額 174,971 百万円となっている。業態別では、信用金庫・信金中央金庫の実行件数が 115 件と多く、都市銀行の実行額が 74,364 百万円と大きかった。

2018 年度と比較すると、プロパー案件、シンジケート案件ともに実行件数、実行額ともに増加している。

¹実行件数及び実行額については、担保種類別をはじめとした各種内訳について未回答の機関があるため、内訳の合計が必ずしも全体の数字と一致しない（例：表 3 において「全体」の実績と「うちプロパー案件」＋「うちシンジケート案件」の合計実績は一致しない）。

図4 ABLの実績推移（2008年度～2019年度）

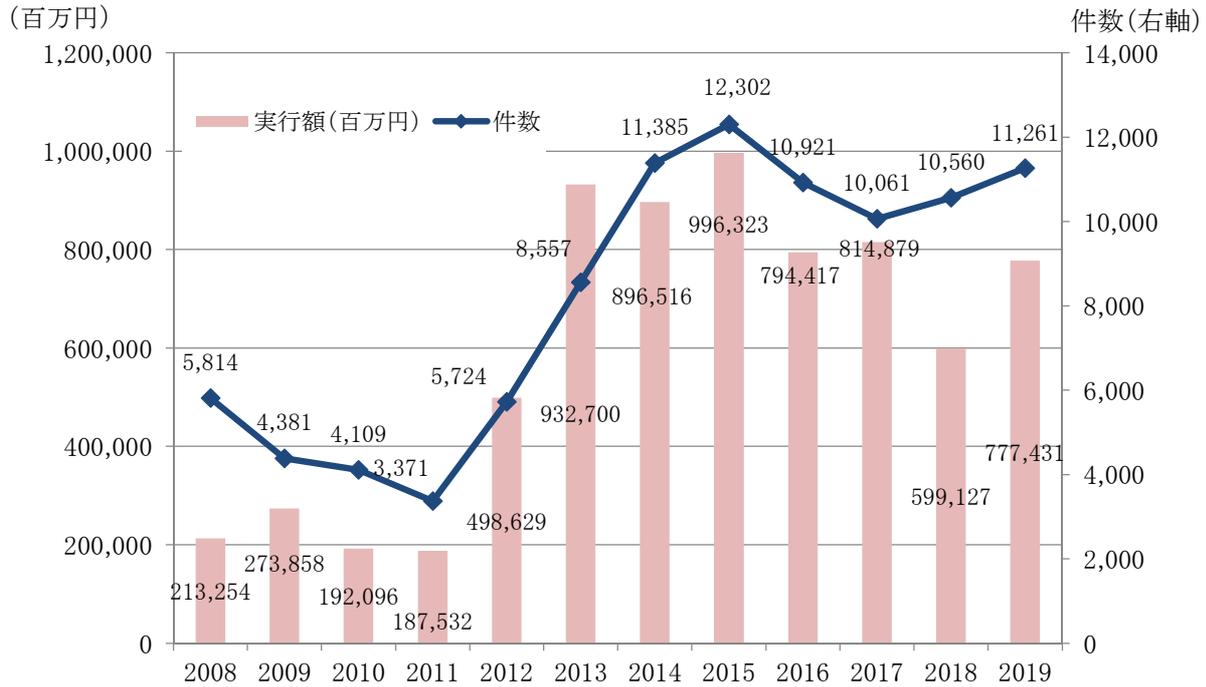
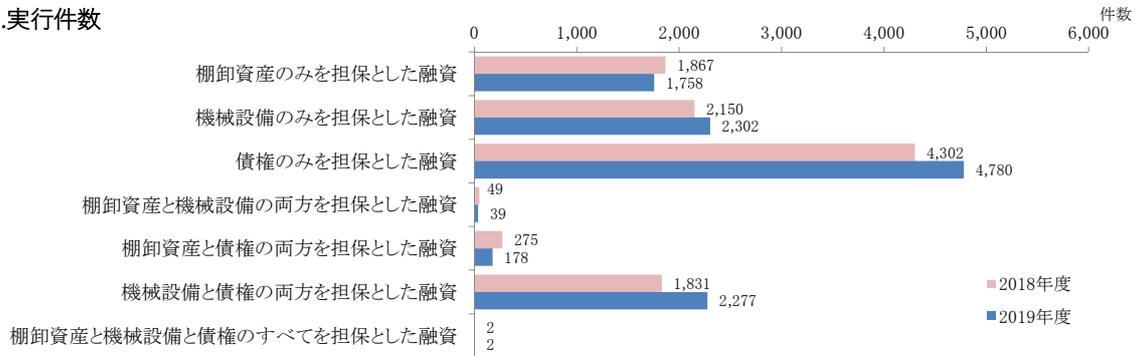


図5. 担保種別（大分類）のABL実行件数と実行額

a. 実行件数



b. 実行額

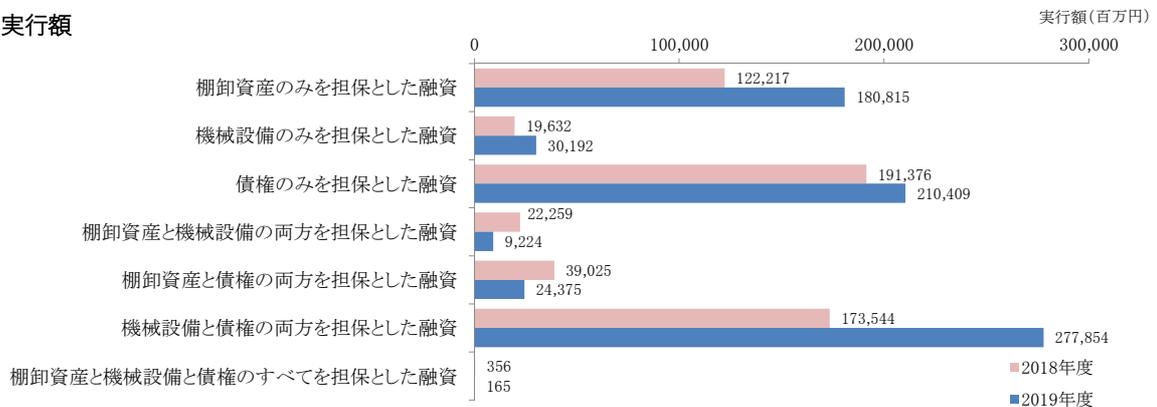


表 2. 業態別 ABL 実績件数・実行額

【2019年度】

業態	全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額
都市銀行、信託銀行	3	136	146,134	1,075	3	126	105,134	834	3	18	74,364	4,131
地方銀行	40	2,916	284,642	98	38	2,455	243,815	99	22	52	40,122	772
第二地方銀行	29	1,024	134,384	131	28	792	92,559	117	18	48	36,739	765
信用金庫・信金中央金庫	167	3,774	122,285	32	137	3,286	98,061	30	81	115	11,078	96
信用組合	54	889	44,731	50	47	677	40,741	60	24	35	3,328	95
政府系金融機関	4	1,815	24,060	13	3	1,756	17,113	10	2	16	6,032	377
系統金融機関	18	573	20,331	35	12	551	15,957	29	6	11	3,308	301
その他	1	134	865	6	1	134	865	6	0	0	0	0
全体(上記合計)	316	11,261	777,431	1,441	269	9,777	614,245	1,186	156	295	174,971	6,537

【2018年度】

業態	全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額
都市銀行、信託銀行	3	220	106,058	482	3	182	71,550	393	2	15	42,507	2,834
地方銀行	32	2,155	190,819	89	32	2,020	174,509	86	16	55	14,873	270
第二地方銀行	20	1,203	126,803	105	16	553	64,432	117	6	39	22,768	584
信用金庫・信金中央金庫	129	4,031	133,190	33	109	3,398	113,837	34	24	92	12,434	135
信用組合	24	333	10,443	31	17	272	9,017	33	5	9	497	55
政府系金融機関	3	1,774	10,143	6	3	1,773	10,143	6	1	1	600	600
系統金融機関	15	702	17,354	25	13	682	16,848	25	2	3	133	44
その他	3	122	4,067	33	3	122	4,067	33	0	0	0	0
全体(上記合計)	229	10,540	598,876	804	196	9,002	464,403	726	56	214	93,812	4,523

Q3. 融資残高

ABL 融資残高を表 3 に示す。2019 年度末の ABL 融資残高は、総額 2,672,179 百万円で、業態別では、地方銀行が 1,118,312 百万円と最も大きく、ABL 全体の 41.9%を占めた。2018 年度と比較すると、地方銀行が占める割合は 1.4 ポイント程度増加している。一方で、信用金庫・信金中央金庫の ABL 全体の融資残高は減少している。

プロパー案件は、ABL 全体の 72.3%にあたる 1,933,156 百万円、シンジケート案件は、ABL 全体の 17.4%にあたる 465,484 百万円となった。

なお、ABL 全体の融資残高は、プロパー案件（ABL 保証なし）、シンジケート案件に加え、ABL 保証付き案件を含める為、プロパー案件とシンジケート案件の合計と一致しない。

表 3. ABL 融資残高

【2019年度】

業態	残高保有 機関数	ABL全体	うち	
			プロパー案件 (百万円)	シンジケート案件 (百万円)
都市銀行、信託銀行	3	605,841	197,365	286,848
地方銀行	39	1,118,312	936,465	83,239
第二地方銀行	29	386,488	323,070	51,041
信用金庫・信金中央金庫	180	347,006	296,145	18,661
信用組合	54	119,906	110,002	9,329
政府系金融機関	4	60,617	45,551	9,706
系統金融機関	20	34,010	24,558	6,660
その他	0	0	0	0
全体(上記合計)	329	2,672,179	1,933,156	465,484

※プロパー案件とシンジケート案件の合計はABL全体と一致しない。

【2018年度】

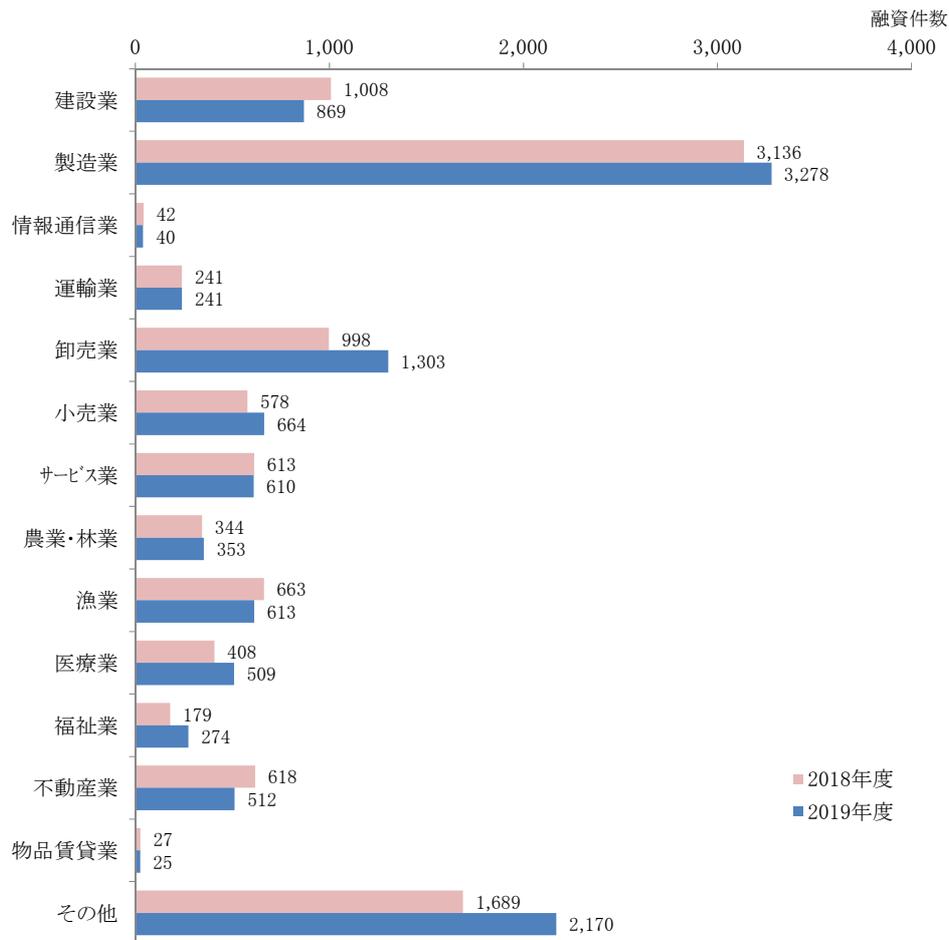
業態	残高保有 機関数	ABL全体	うち	
			プロパー案件 (百万円)	シンジケート案件 (百万円)
都市銀行、信託銀行	4	352,020	156,791	62,917
地方銀行	32	867,477	788,806	95,609
第二地方銀行	23	326,059	201,643	28,991
信用金庫・信金中央金庫	164	469,859	365,268	31,657
信用組合	44	55,155	46,385	7,092
政府系金融機関	3	12,490	12,490	600
系統金融機関	19	48,459	42,284	4,583
その他	3	9,678	9,678	0
全体(上記合計)	292	2,141,197	1,623,345	231,449

※プロパー案件とシンジケート案件の合計はABL全体と一致しない。

Q4. 融資先業種別の ABL 融資件数

融資先企業の業種別の ABL 融資件数を図 6 に示す。2020 年調査（2019 年度）において、融資先で最も多い業種は製造業の 3,278 件で、全体の 28.6%を占めた。2019 年調査（2018 年度）結果との比較では、卸売業などで融資件数の増加がみられたものの、建設業や不動産業などでは融資件数が減少した。

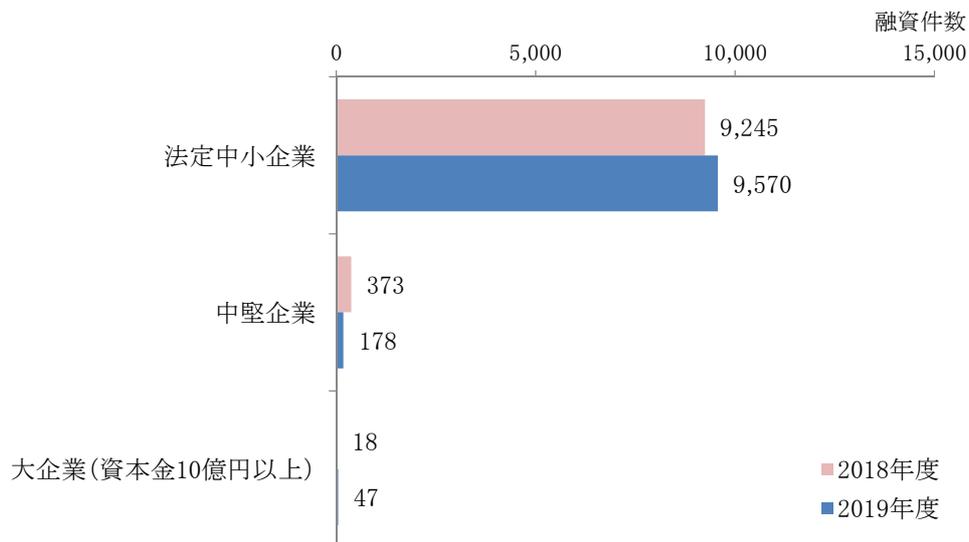
図 6. 融資先業種別の ABL 融資件数



Q5. ABL の融資先規模別の融資件数

融資先の企業規模別の ABL 融資件数について、2019 年度では法定中小企業²への ABL 実施が 9,570 件と最も多く、全体の 97.7%を占めている。中堅企業（法定中小企業及び大企業（資本金 10 億円以上）に当てはまらないもの）への ABL 実施は 178 件、大企業への ABL 実施は 47 件となった。

図 7. 融資先規模別の融資件数



²法定中小企業とは中小企業基本法に基づき、業種別に以下の資本金に関する要件、または（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいう。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q6. 担保種類別融資件数と実行額

担保種別の融資実行件数と実行額は図 8 のとおりである。2019 年度では実行件数・融資実行額ともに、動産では、太陽光発電設備が 2,329 件、288,597 百万円と最も多くなった。また債権では、太陽光発電と推測される売電債権が 2,584 件、279,100 百万円と最も多くなっており、動産及び債権とも太陽光発電に関連した融資が、引き続き多くなっている。

また、「債権」項目において、売電債権の次に多いのが、実行件数では電子記録債権が 2,145 件、実行額では売掛債権が 88,697 百万円となっている。

2019 年調査（2018 年度）結果との比較では、太陽光発電設備は件数、実行金額ともに 2018 年度を上回っている。

図8. 動産担保種類別（小分類）の融資件数と実行額

【2019年度】

担保の種類		実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	60	4,040
	業務用車両	28	1,211
	太陽光発電設備	2,329	288,597
	その他設備	197	15,178
機器	厨房機器	1	3
	医療機器	4	343
	OA機器、什器等	5	2,490
	その他の機器	40	8,919
原材料	鉄、非鉄、貴金属	138	10,127
	天然素材	13	136
	家畜(肉用牛、豚等)	288	28,891
	家畜(生産用)	8	3,636
	冷凍水産物	205	45,094
その他の原材料	156	20,568	
仕掛品	仕掛品	417	8,943
製品	衣料品	77	9,047
	ブランド品	52	13,050
	酒類	64	1,399
	食品	135	9,293
	家電	9	768
	DIY用品	2	150
	自動車	33	6,678
	その他の製品	336	31,376
債権	売掛債権	1,356	88,697
	売電債権	2,584	279,100
	介護報酬債権	279	12,441
	診療報酬請求債権	504	19,323
	工事請負代金債権	40	1,882
	電子記録債権	2,145	11,702
	リース債権/割賦債権	57	16,298
	その他の債権	124	38,474

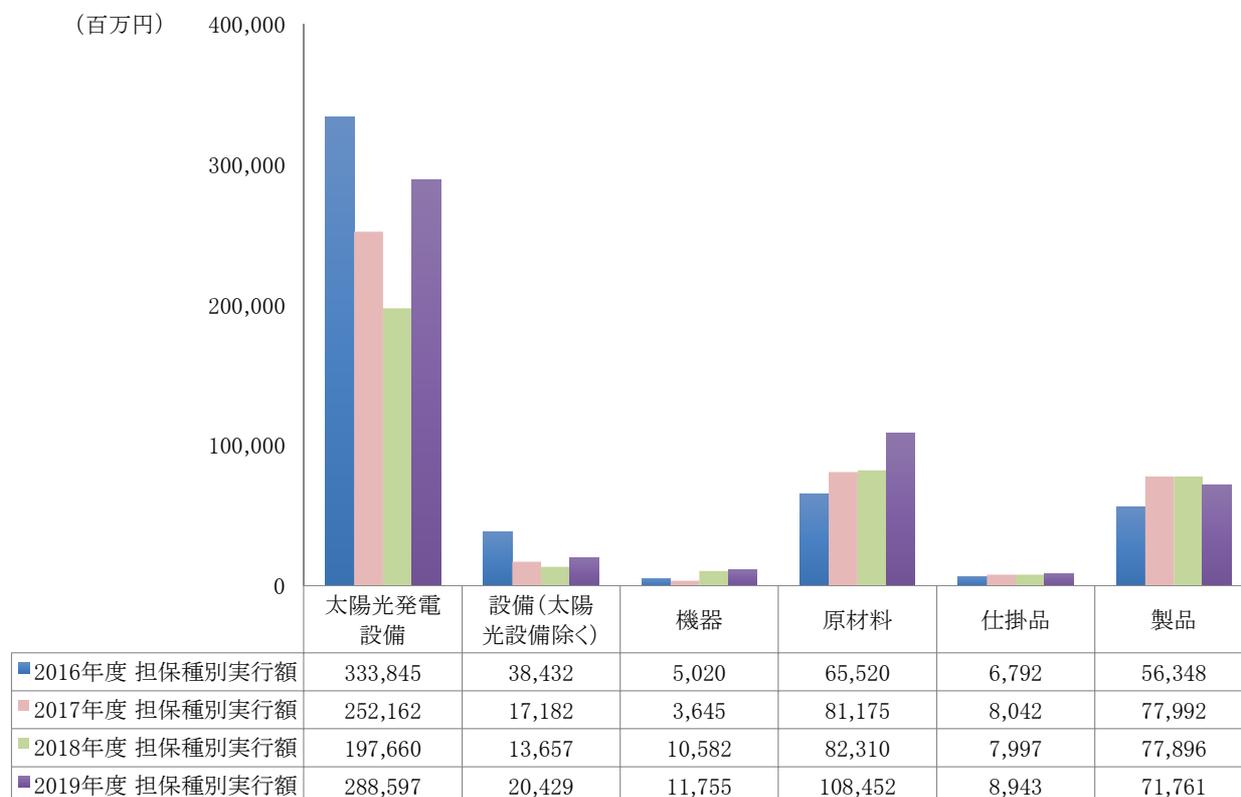
【2018年度】

担保の種類		実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	82	4,727
	業務用車両	183	363
	太陽光発電設備	2,228	197,660
	その他設備	321	8,567
機器	厨房機器	0	0
	医療機器	2	633
	OA機器、什器	4	7,805
	その他の機器	15	2,144
原材料	鉄、非鉄、貴金属	34	5,626
	天然素材(羊毛、繭、羽毛等)	13	374
	家畜(肉用牛、豚等)	231	29,252
	家畜(生産用)	143	2,746
	冷凍水産物(マグロ、エビ等)	86	26,054
	その他の原材料	189	18,258
仕掛品	-	518	7,997
製品	衣料品	54	3,909
	ブランド品(時計、バック、化粧品等)	48	4,438
	酒類(清酒、ワイン等)	47	3,037
	食品(冷凍食品、加工食品等)	174	19,603
	家電	15	2,420
	DIY用品	1	50
	自動車	50	9,964
	その他の製品	396	34,475
債権	売掛債権	1,378	87,440
	売電債権	2,895	215,501
	介護報酬債権	180	7,240
	診療報酬請求債権	542	25,153
	工事請負代金債権	302	3,162
	電子記録債権	1,424	7,467
	リース債権/割賦債権	77	16,430
	その他の債権	61	31,498

担保種別（中分類）の融資実行額の直近4年間の推移は図9のとおりである。

太陽光発電設備を担保とした融資実行額は2016年度をピークに減少傾向をたどったが、2019年度は増加に転じている。

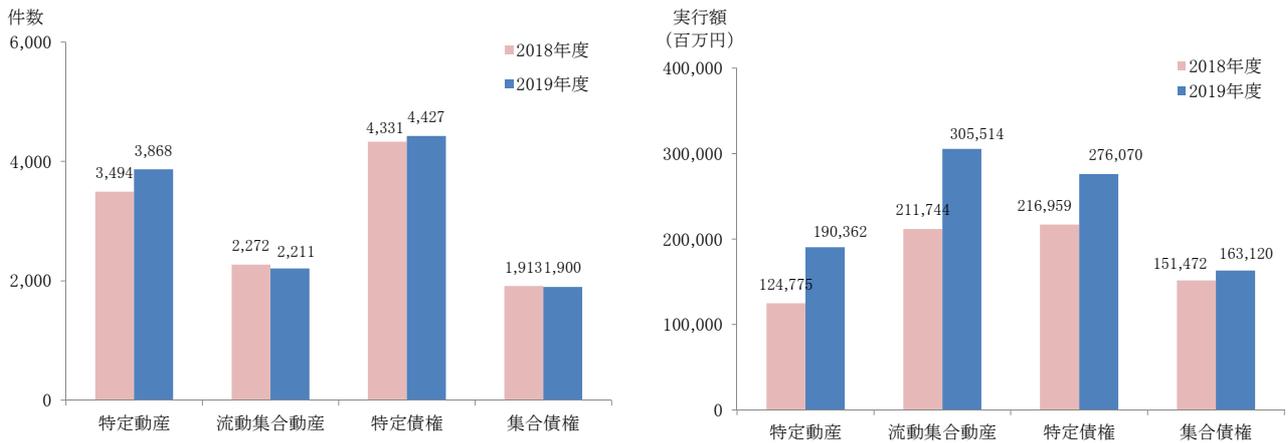
図9. 動産担保種類別（中分類）の融資実行額の推移



Q7. ABL の対象が集合動産・債権か否かの別と融資実行件数・実行額

ABL の対象が集合動産・債権か否かで実行件数・実行額を整理したところ、実行件数では特定債権を対象とした融資が 4,427 件と最も多い一方で、実行額では流動集合物動産を対象にした融資が 305,514 百万円と最も多い。2019 年調査（2018 年度）結果との比較では、特定動産と特定債権は、実行件数・実行額ともに増加している。

図 10. ABL の対象が集合動産・債権か否かの別と融資実行件数・実行額

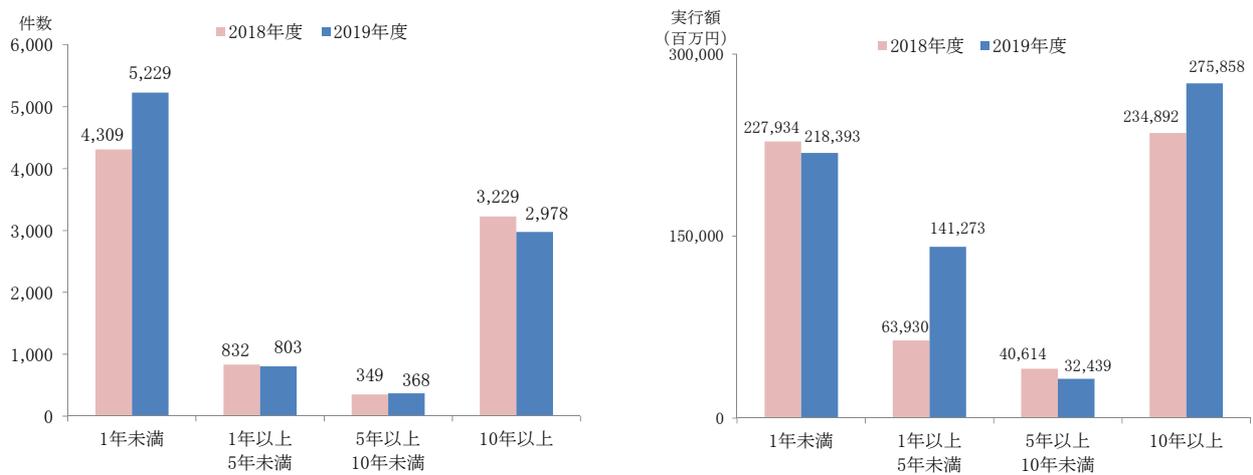


担保の特定方法	2018年度		2019年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
特定動産	3,494	124,775	3,868	190,362
流動集合動産	2,272	211,744	2,211	305,514
特定債権	4,331	216,959	4,427	276,070
集合債権	1,913	151,472	1,900	163,120

Q8. 融資期間別の融資件数と実行額

融資期間別の ABL 実行件数、実行額については、融資実行件数では融資期間が 1 年未満の融資が 5,229 件と最も多く、全体の 55.8%を占めた。融資実行額では融資期間が 10 年以上の融資が 275,858 百万円と最も多く、全体の 41.3%を占めた。融資件数、実行額ともに長期と短期に集中しており、二極化傾向にあることがうかがえる。2019 年調査（2018 年度）結果と比較すると、融資件数では、10 年以上の融資の件数が減少し、1 年未満の融資の件数が増加している。融資実行額においては、1 年以上 5 年未満、10 年以上の融資実行額が増加している。

図 11. 融資期間別の融資件数と実行額

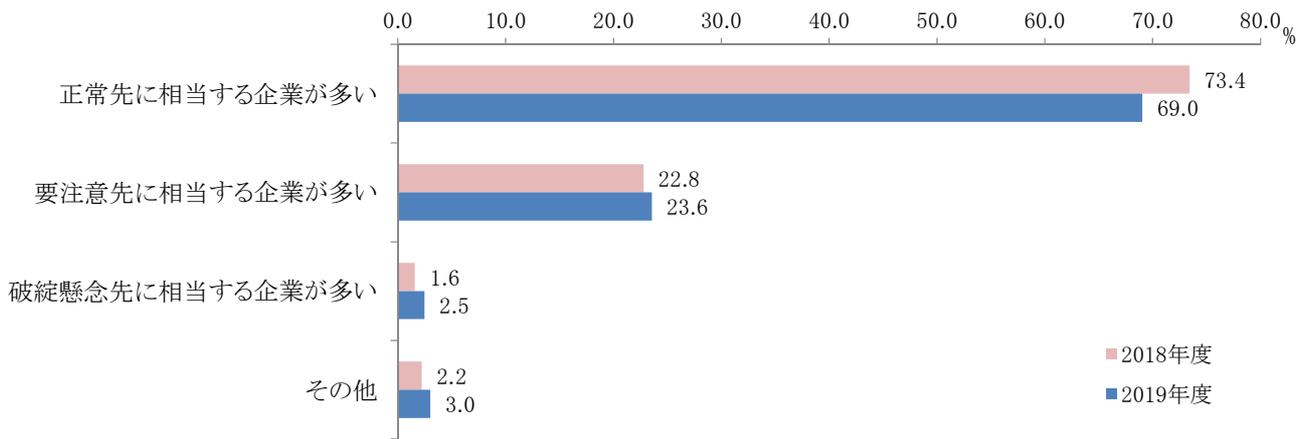


融資期間	2018年度		2019年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
1年未満	4,309	227,934	5,229	218,393
1年以上5年未満	832	63,930	803	141,273
5年以上10年未満	349	40,614	368	32,439
10年以上	3,229	234,892	2,978	275,858

Q9. 融資先の信用状況の傾向

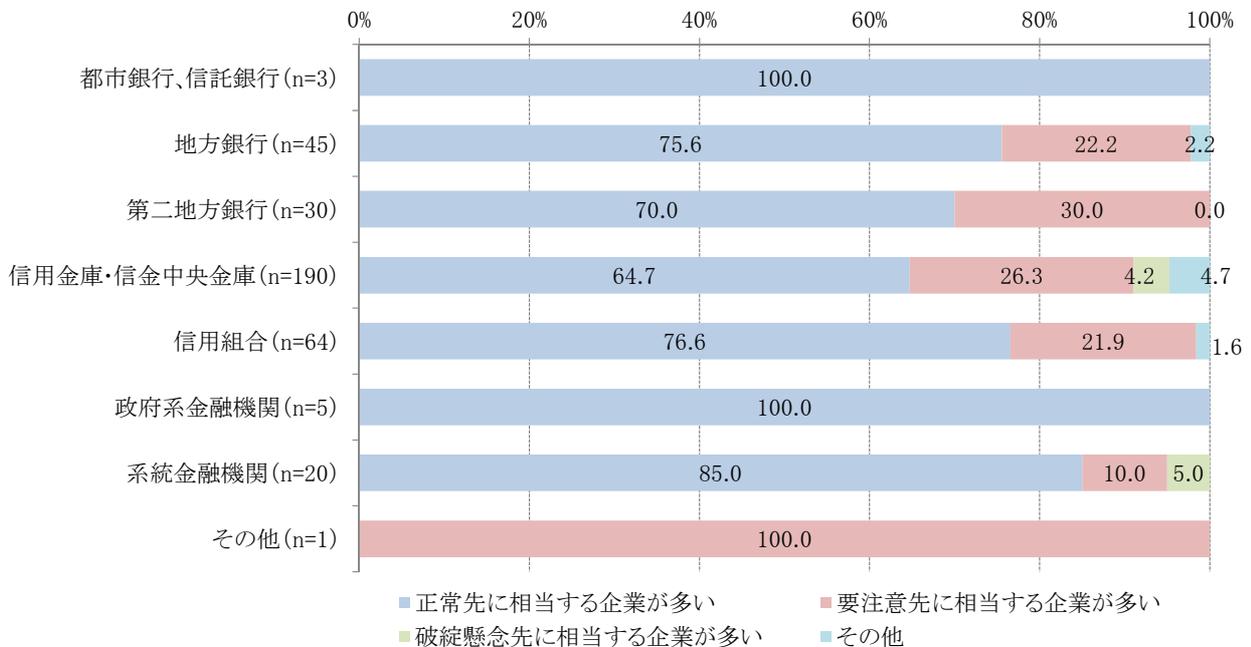
取引先企業の信用状況については、「債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い」が 69.0%と最も高く、次いで「おおむね要注意先に相当する企業が多い」が 23.6%となっている。2019 年調査（2018 年度）と比較しても大きな変化はみられなかった。また、業態別（図 13）では、その他以外の機関においては「おおむね正常先に相当する企業が多い」と回答する機関が多いことがわかる。第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫で「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が比較的多くなっている。

図 12. 取引先企業の信用状況



2018年度調査 n=315 2019年度調査 n=365

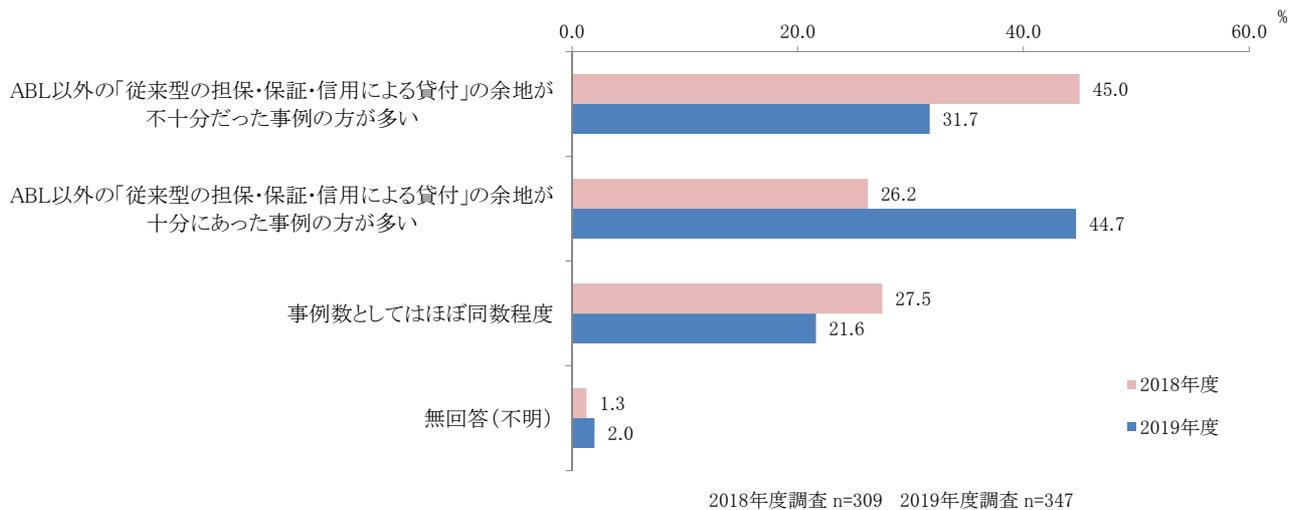
図 13. 取引先企業の信用状況（業態別）



Q10. 融資先の借入状況の傾向

ABL 実施前の融資先の借入状況の傾向について、図 14 によると、ABL 以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分にあった事例の方が多いと回答している機関が全体の 44.7% を占めている。2019 年調査（2018 年度）との比較でも、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分にあった事例の方が多いと回答する機関が 18.5 ポイント増加する一方で、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多いと回答する機関が 13.3 ポイント減少しており、融資先の借入状況に大きな変化がみられた。

図 14. ABL を実施した融資先の借入状況

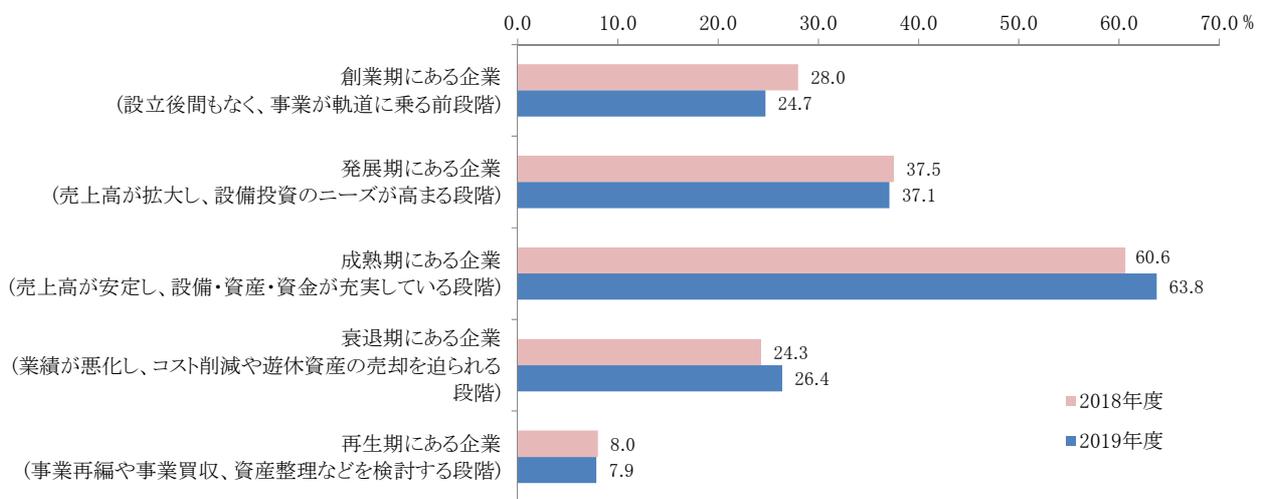


Q11. 取引先企業のイメージ

取引先企業のレベル（複数回答）について、「成熟期にある企業」が63.8%と最も高く、次いで「発展期にある企業」が37.1%と続く。創業期、衰退期、再生期にある企業へのABL実施は他の企業レベルの実施率に比べて低く、ある程度リスクが抑えられる企業でなければ、多くの金融機関はABLを実施していないと推察される。

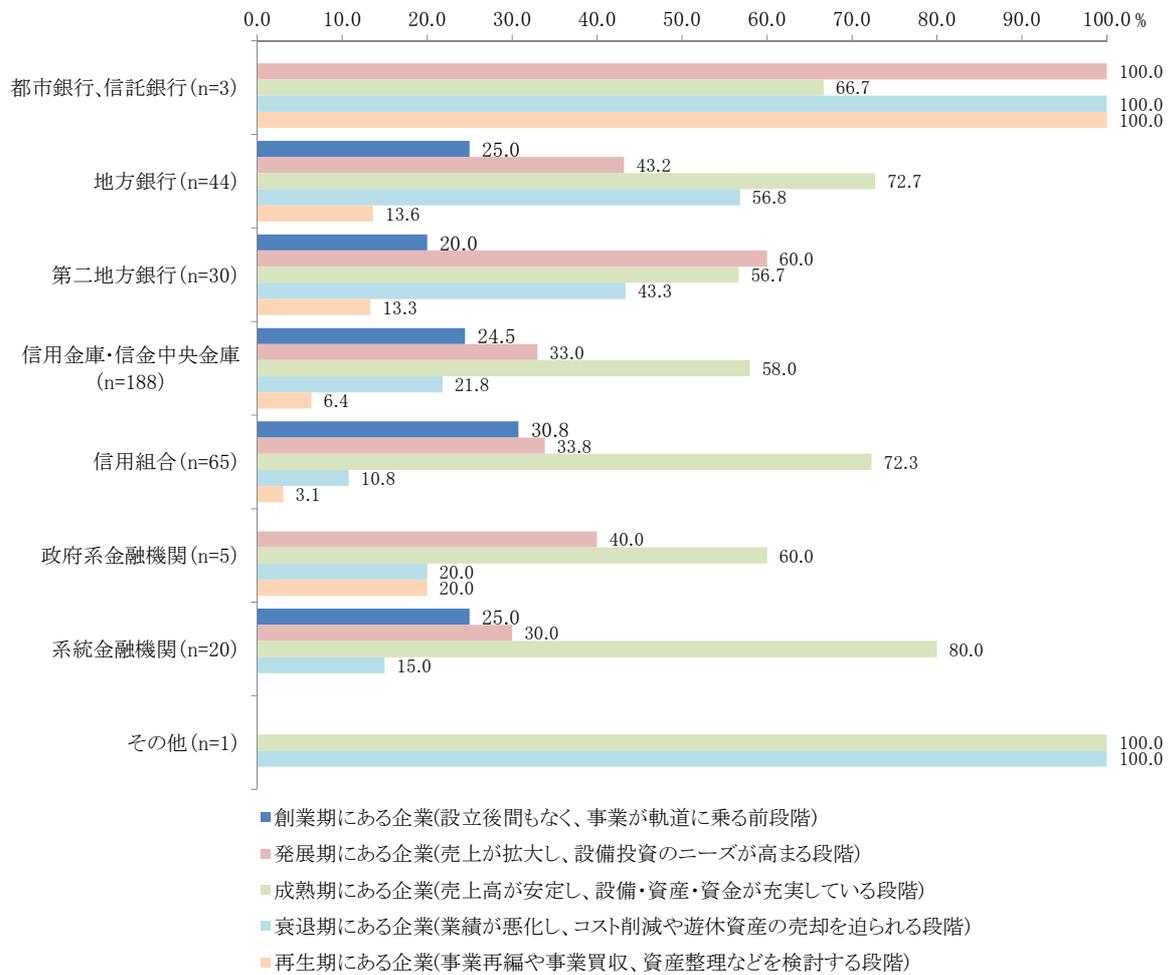
2019年調査（2018年度）結果と比較すると、「成熟期にある企業」、「衰退期にある企業」がそれぞれ増加している。一方で、「創業期にある企業」、「発展期にある企業」、「再生期にある企業」は減少している。

図 15. ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ



2018年度調査 n=325 (MA) 2019年度調査 n=356 (MA)

図 16. ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ（業態別）



2. ABL の実施方針・体制

Q12. ABL の実施方針

ABL の実施方針については、「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」との回答が 52.2%と最も高くなった。2019 年調査と比較しても概ね同様な傾向であった。業態別でみると、地方銀行、第二地方銀行において「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」が 8 割超となった。

また、系統金融機関や信用組合では「対象動産・債権が一般担保となる場合にに取り組む」の割合が半数以上であった。

図 17. ABL の実施方針

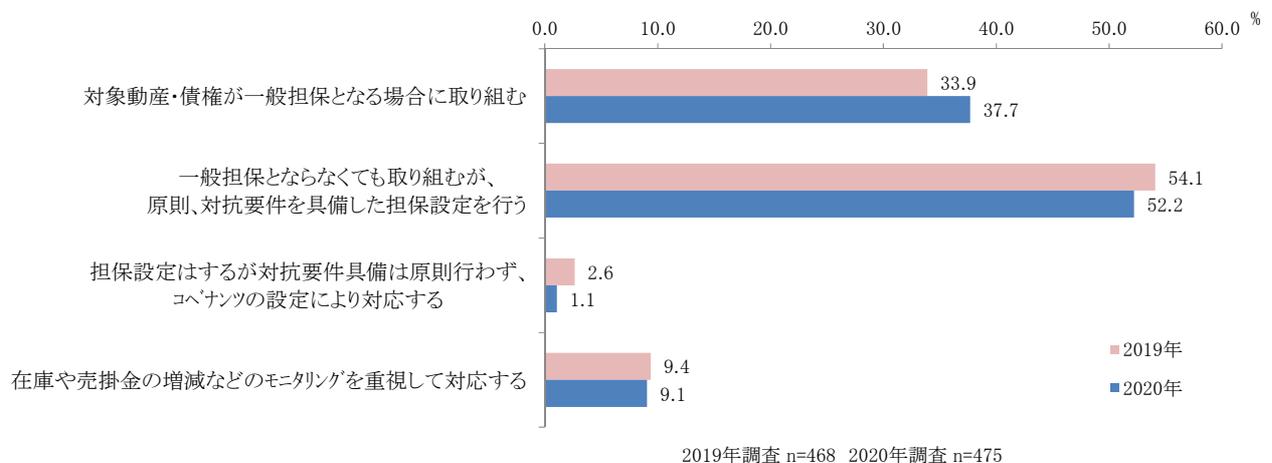
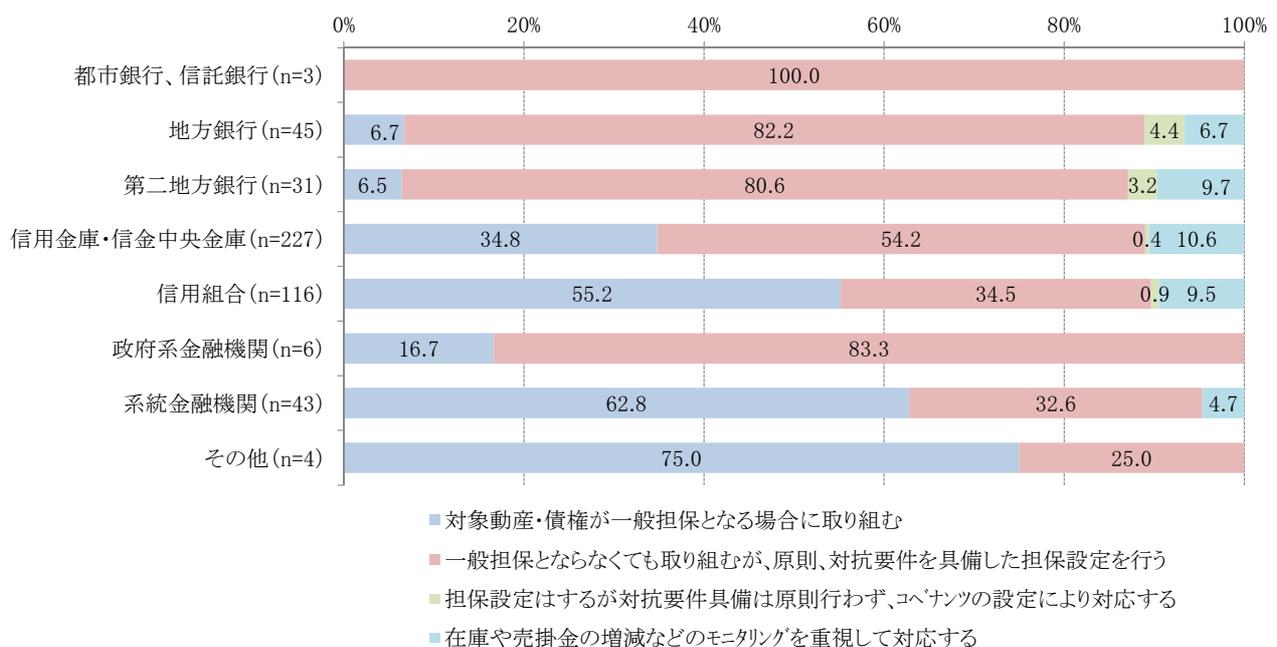


図 18. ABL 実施方針（業態別）

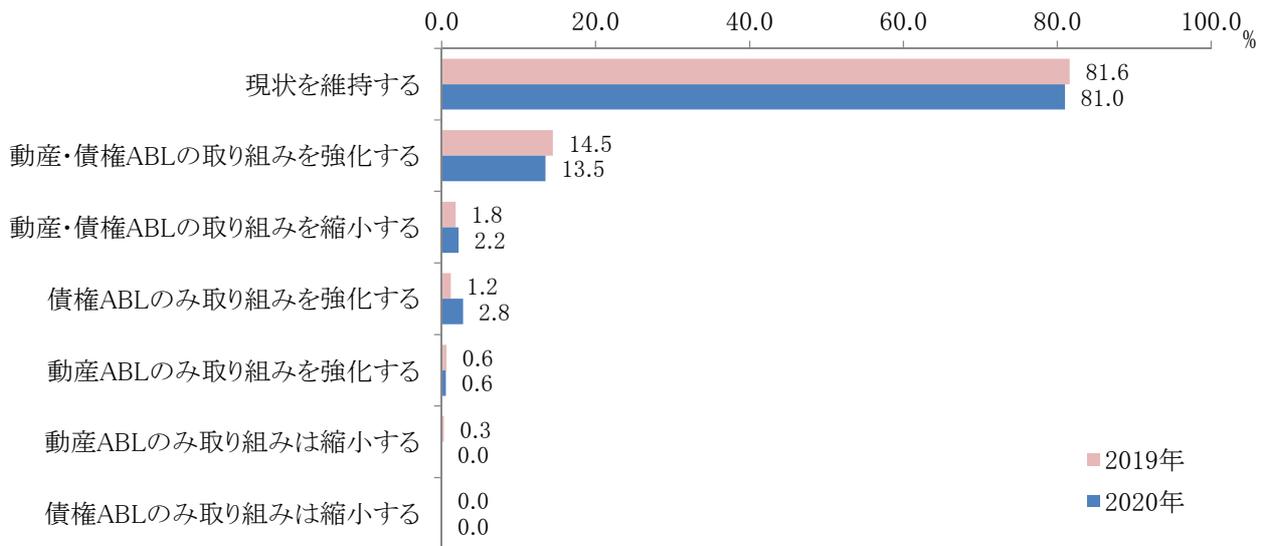


Q13. 今後の ABL の実施方針

今後の ABL 実施方針については、ABL の実績がある先において「現状を維持する」が 81.0%と最高となった。また、ABL の実績がない先においては、「ABL の取り組みを予定していない」が 79.8%と最も高かった。

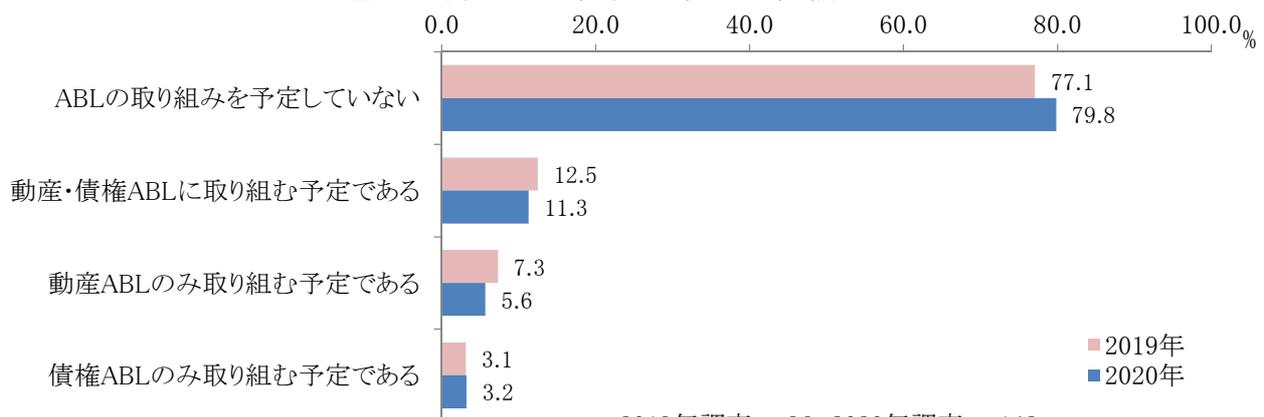
2019 年調査結果との比較では、「現状を維持する」と回答した機関の割合が 0.6 ポイント微減している。

図 19. 今後の ABL 実施方針 (ABL 実績あり)



2019年調査 n=323 2020年調査 n=363

図 20. 今後の ABL 実施方針 (ABL 実績なし)



2019年調査 n=96 2020年調査 n=142

図 21. 今後の ABL の実施方針（業態別） 2020 年調査

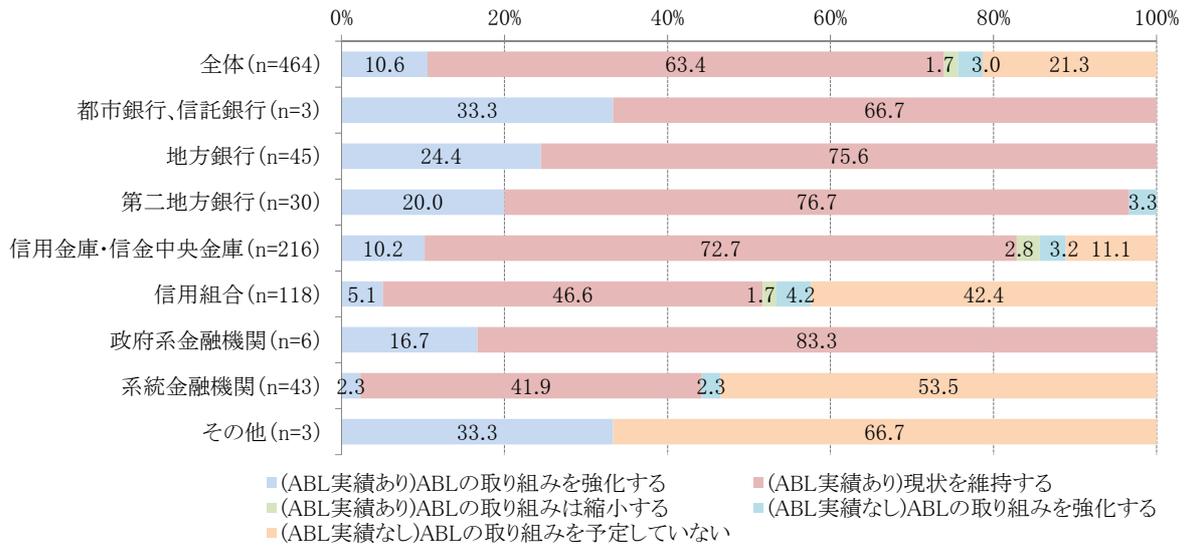
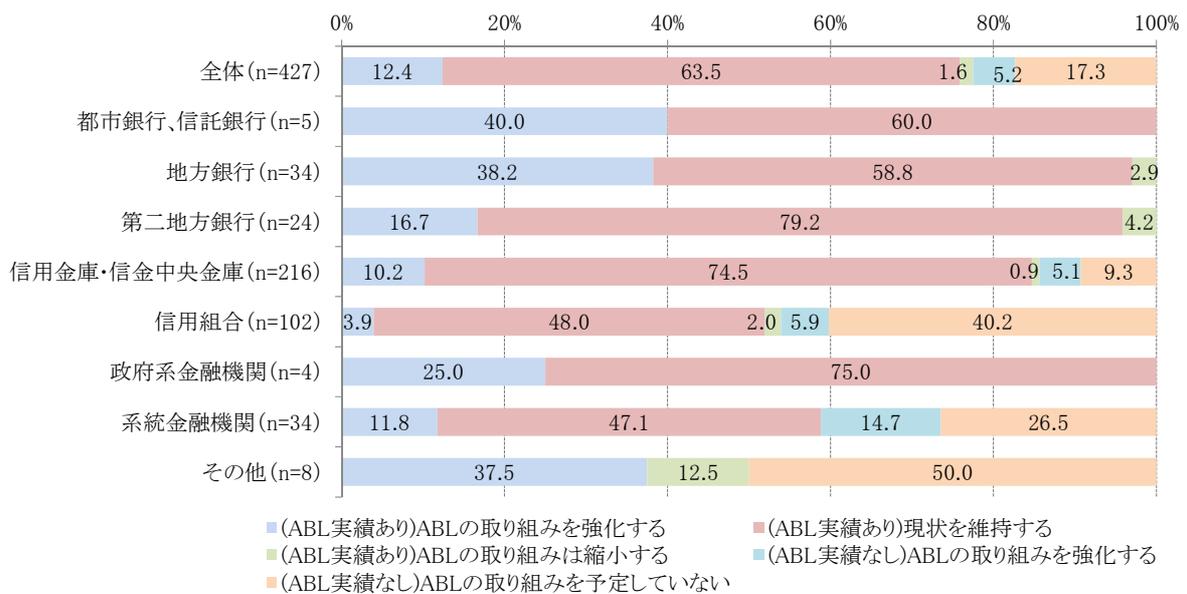


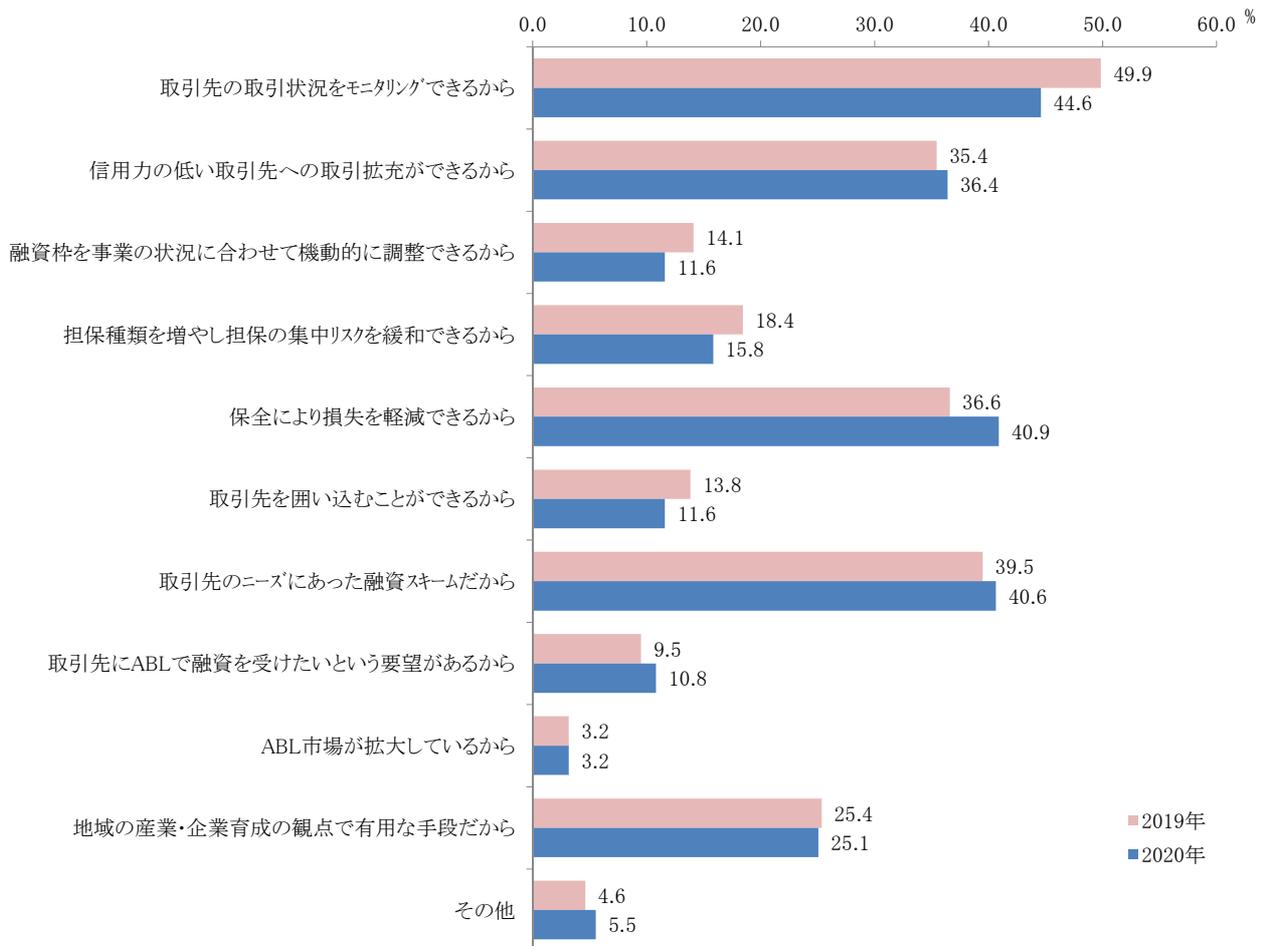
図 22. 今後の ABL の実施方針（業態別） 2019 年調査



Q14. 今後、ABL の取組を維持、強化の方針をとる理由

今後「ABL の取り組みを強化する」、「現状を維持する」の方針をとる理由（複数回答）については、2019年調査に引き続き、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」が44.6%と最も高くなった。次いで、「保全により損失を軽減できるから」が40.9%、「取引先のニーズに合った融資スキームだから」が40.6%と、4割台が続いた。

図 23. ABL の取組の維持、強化の方針をとる理由



2019年調査 n=347(MA) 2020年調査 n=379(MA)

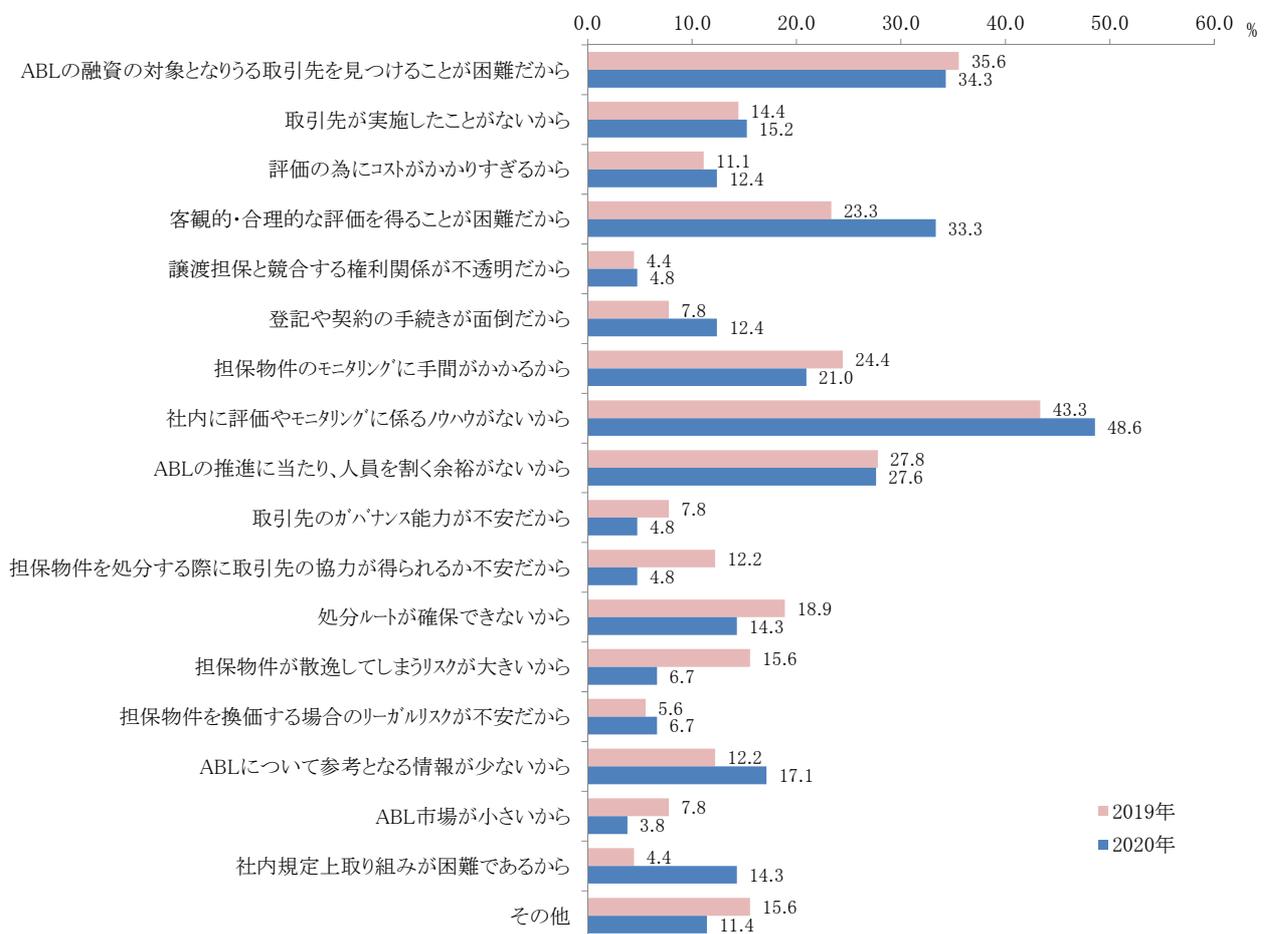
Q15. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由

今後、「ABL の取り組みは縮小する」、もしくは「ABL の取り組みを予定していない」理由（複数回答）については、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」が 48.6%となり、2019 年調査に引き続き最も高くなった。以下、「ABL の融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」が 34.3%、「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」が 33.3%、「ABL の推進にあたり、人員を割く余裕がないから」が 27.6%で続いた。

2019 年調査との比較を行ったところ、「担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから」、「担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから」という理由などが減少している。

業態別に確認すると、信用金庫・信金中央金庫、系統金融機関において「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」が約半数を占めた。

図 24. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する理由



2019年調査 n=90 2020年調査 n=105

表 4. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する理由（業態別）

上段：回答機関数
下段：割合（%）

取組みを予定していない、縮小する理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから	0	0	0	9	17	0	9	1
	0.0	0.0	0.0	30.0	34.0	0.0	39.1	50.0
取引先が実施したことがないから	0	0	0	3	9	0	4	0
	0.0	0.0	0.0	10.0	18.0	0.0	17.4	0.0
評価の為にコストがかかりすぎるから	0	0	0	2	7	0	4	0
	0.0	0.0	0.0	6.7	14.0	0.0	17.4	0.0
客観的・合理的な評価を得ることが困難だから	0	0	0	17	11	0	7	0
	0.0	0.0	0.0	56.7	22.0	0.0	30.4	0.0
譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから	0	0	0	2	2	0	1	0
	0.0	0.0	0.0	6.7	4.0	0.0	4.3	0.0
登記や契約の手続きが面倒だから	0	0	0	4	8	0	1	0
	0.0	0.0	0.0	13.3	16.0	0.0	4.3	0.0
担保物件のモニタリングに手間がかかるから	0	0	0	6	12	0	3	1
	0.0	0.0	0.0	20.0	24.0	0.0	13.0	50.0
社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから	0	0	0	15	22	0	12	2
	0.0	0.0	0.0	50.0	44.0	0.0	52.2	100.0
ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから	0	0	0	8	15	0	5	1
	0.0	0.0	0.0	26.7	30.0	0.0	21.7	50.0
取引先のカバレッジ能力が不安だから	0	0	0	1	1	0	3	0
	0.0	0.0	0.0	3.3	2.0	0.0	13.0	0.0
担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから	0	0	0	2	1	0	2	0
	0.0	0.0	0.0	6.7	2.0	0.0	8.7	0.0
処分ルートが確保できないから	0	0	0	5	5	0	5	0
	0.0	0.0	0.0	16.7	10.0	0.0	21.7	0.0
担保物件が散逸してしまリスクが大きいから	0	0	0	2	3	0	2	0
	0.0	0.0	0.0	6.7	6.0	0.0	8.7	0.0
担保物件を換備する場合のリーガルリスクが不安だから	0	0	0	3	2	0	2	0
	0.0	0.0	0.0	10.0	4.0	0.0	8.7	0.0
ABLについて参考となる情報が少ないから	0	0	0	6	6	0	5	1
	0.0	0.0	0.0	20.0	12.0	0.0	21.7	50.0
ABL市場が小さいから	0	0	0	2	1	0	1	0
	0.0	0.0	0.0	6.7	2.0	0.0	4.3	0.0
社内規定上取組みが困難であるから	0	0	0	1	7	0	7	0
	0.0	0.0	0.0	3.3	14.0	0.0	30.4	0.0
その他	0	0	0	3	8	0	1	0
	0.0	0.0	0.0	10.0	16.0	0.0	4.3	0.0
回答機関数合計	0	0	0	30	50	0	23	2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、政府系金融機関は該当する金融機関がなかった。

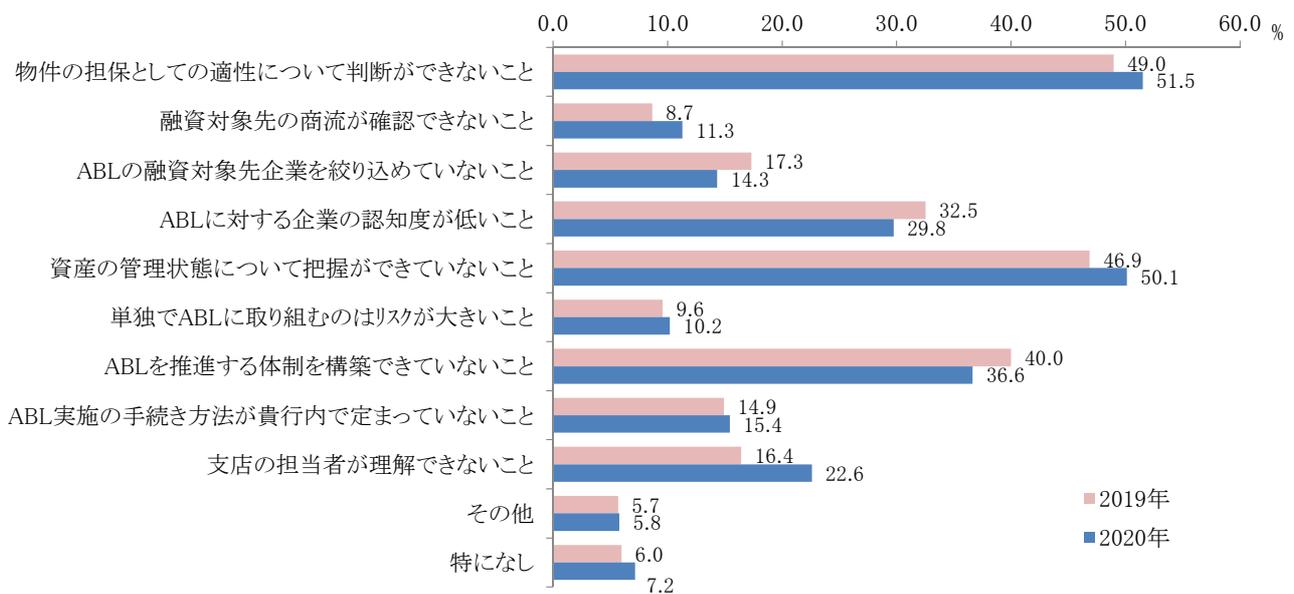
3. ABL の推進に向けた取り組み

Q16. ABL 案件発掘時の課題

ABL 案件発掘時の課題（複数回答）について ABL を実施した機関の約半数が、「物件の担保としての適性について判断ができないこと」（51.5%）、「資産の管理状態について把握できていないこと」（50.1%）と回答しており、加えて「ABL を推進する体制を構築できていないこと」が 36.6%で続いた。

業態別では、表 5 のとおりであり、第二地方銀行において「資産の管理状態について把握できないこと」を課題としてあげる割合が半数超となった。

図 25. ABL 案件発掘時の課題



2019年調査 n=335 (MA) 2020年調査 n=363 (MA)

表 5. ABL 案件発掘時の課題（業態別）

案件発掘時の課題	上段：回答機関数 下段：割合 (%)								
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他	
物件の担保としての適性について判断ができないこと	0	20	14	112	32	2	7	0	
	0.0	44.4	46.7	58.0	49.2	33.3	35.0	0.0	
融資対象先の商流が確認できないこと	0	1	5	25	9	0	1	0	
	0.0	2.2	16.7	13.0	13.8	0.0	5.0	0.0	
ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと	0	5	6	30	9	0	1	1	
	0.0	11.1	20.0	15.5	13.8	0.0	5.0	100.0	
ABLに対する企業の認知度が低いこと	1	18	12	59	16	1	0	1	
	33.3	40.0	40.0	30.6	24.6	16.7	0.0	100.0	
資産の管理状態について把握できていないこと	2	20	17	97	34	2	9	1	
	66.7	44.4	56.7	50.3	52.3	33.3	45.0	100.0	
単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと	0	0	1	21	15	0	0	0	
	0.0	0.0	3.3	10.9	23.1	0.0	0.0	0.0	
ABLを推進する体制を構築できていないこと	0	8	6	82	29	0	8	0	
	0.0	17.8	20.0	42.5	44.6	0.0	40.0	0.0	
ABL実施の手続き方法が自行内で定まっていないこと	0	0	2	37	11	0	6	0	
	0.0	0.0	6.7	19.2	16.9	0.0	30.0	0.0	
支店の担当者が理解できないこと	1	11	10	47	13	0	0	0	
	33.3	24.4	33.3	24.4	20.0	0.0	0.0	0.0	
その他	2	6	2	7	2	2	0	0	
	66.7	13.3	6.7	3.6	3.1	33.3	0.0	0.0	
特になし	0	4	1	10	5	2	4	0	
	0.0	8.9	3.3	5.2	7.7	33.3	20.0	0.0	
回答機関数合計	3	45	30	193	65	6	20	1	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

Q17. 担保価値評価時の課題

担保価値評価時の課題（複数回答）については、「自行（庫・社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと」が71.1%と最も高く、次いで「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」が39.7%、「外部評価会社の依頼費用が高いこと」が29.5%と続いた。2019年調査との比較では、5ポイント以上の変化がある項目はなかった。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫で「自行（庫・社）内で評価する体制・ノウハウが確立されていないこと」が7割超となっている。また、地方銀行、第二地方銀行で5割超の機関が「外部評価会社の評価費用が高いこと」を課題としている。

図 26. 担保価値評価時の課題

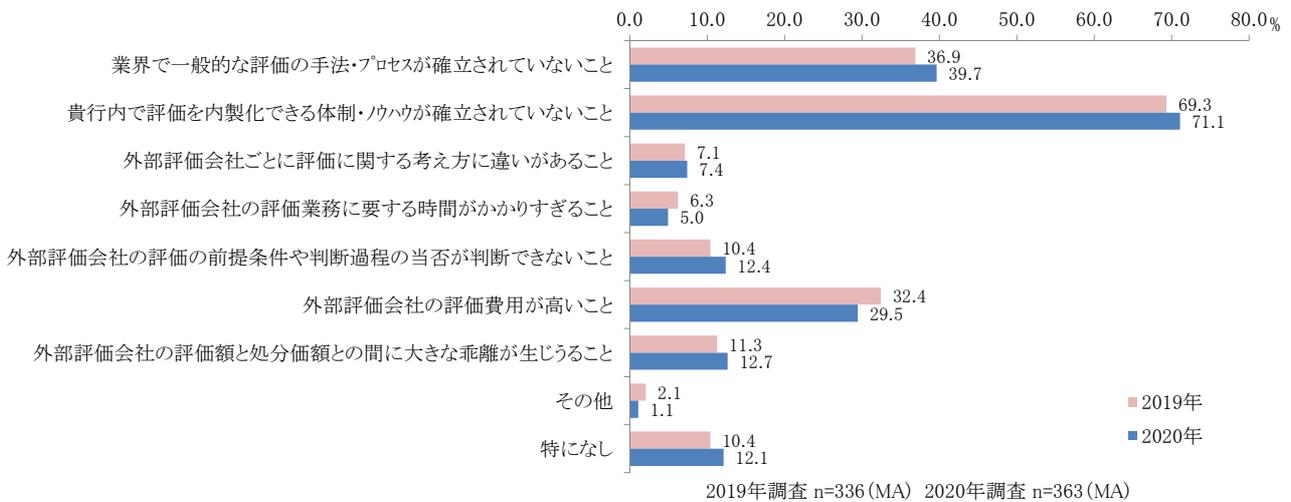


表 6. 担保評価時の課題（業態別）

担保評価時の課題	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと	0 0.0	17 37.8	12 40.0	78 40.4	26 40.0	3 50.0	7 35.0	1 100.0
自行内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと	0 0.0	35 77.8	23 76.7	149 77.2	41 63.1	0 0.0	10 50.0	0 0.0
外部評価会社ごとに評価に関する考え方に違いがあること	0 0.0	4 8.9	5 16.7	15 7.8	3 4.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる	1 33.3	2 4.4	2 6.7	7 3.6	4 6.2	1 16.7	1 5.0	0 0.0
外部評価会社の評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと	1 33.3	6 13.3	6 20.0	27 14.0	4 6.2	0 0.0	1 5.0	0 0.0
外部評価会社の評価費用が高いこと	3 100.0	26 57.8	16 53.3	50 25.9	9 13.8	1 16.7	2 10.0	0 0.0
外部評価会社の評価額と処分価額との間に大きな乖離が生じること	2 66.7	10 22.2	7 23.3	22 11.4	5 7.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.0	0 0.0	1 16.7	1 5.0	0 0.0
特になし	0 0.0	0 0.0	2 6.7	21 10.9	12 18.5	2 33.3	7 35.0	0 0.0
回答機関数	3 100.0	45 100.0	30 100.0	193 100.0	65 100.0	6 100.0	20 100.0	1 100.0

Q18. 担保設定時の課題

担保設定時の課題（複数回答）について、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」が38.1%と最も高く、2019年調査に引き続き課題と感じている。次いで「動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと」が22.8%、「債権に譲渡禁止特約が付いてくることが多く、これを解除できないこと」、「譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること」がともに17.5%と続いた。2019年調査結果と比べると、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」が3.6ポイント増加している。

業態別では、第二地方銀行で「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」を課題としてあげる割合が半数を超えた。

図 27. 担保設定時の課題

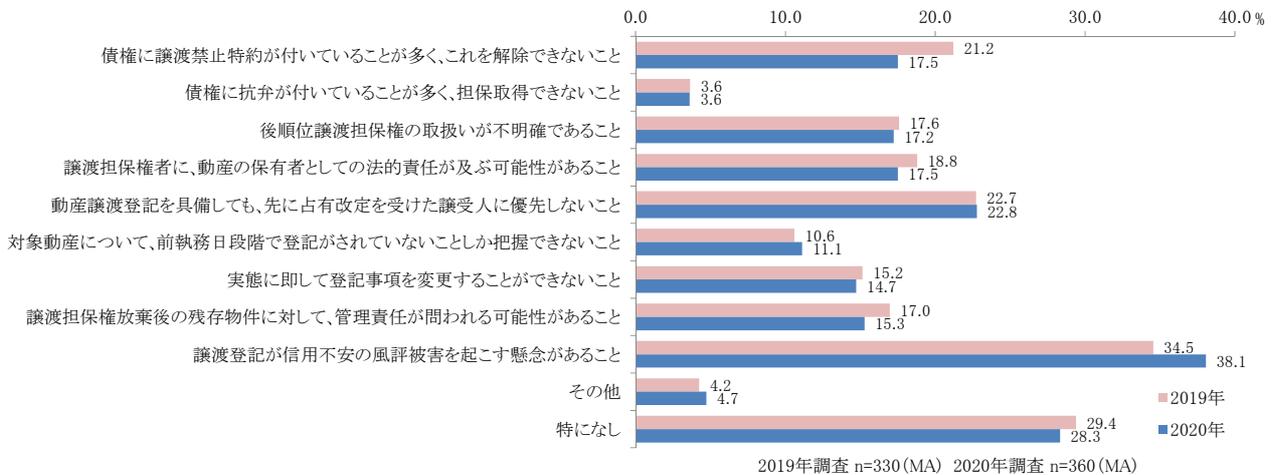


表 7. 担保設定時の課題（業態別）

上段：回答機開数
下段：割合 (%)

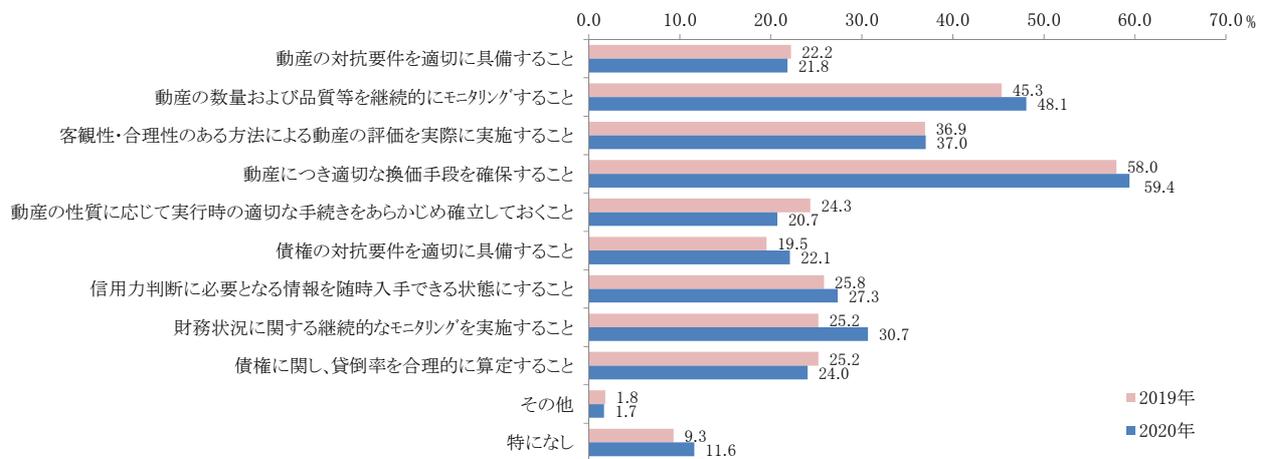
課題	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	政府系	農業系統	その他
	信託銀行			信金中央金庫		金融機関	金融機関	
債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと	1	8	3	38	10	1	1	1
債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと	25.0	17.8	10.0	19.7	15.2	16.7	5.0	100.0
後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること	0	2	0	7	2	0	1	1
譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること	0.0	4.4	0.0	3.6	3.0	0.0	5.0	100.0
動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと	2	8	7	29	9	3	3	1
対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと	50.0	17.8	23.3	15.0	13.6	50.0	15.0	100.0
実態に即して登記事項を変更することができないこと	1	10	8	33	7	1	2	1
譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること	25.0	22.2	26.7	17.1	10.6	16.7	10.0	100.0
譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること	3	12	9	41	12	1	3	1
その他	75.0	26.7	30.0	21.2	18.2	16.7	15.0	100.0
特になし	2	8	3	22	1	0	3	1
回答機開数	50.0	17.8	10.0	11.4	1.5	0.0	15.0	100.0
割合 (%)	3	10	10	21	5	2	1	1
	75.0	22.2	33.3	10.9	7.6	33.3	5.0	100.0
	1	5	4	35	6	1	2	1
	25.0	11.1	13.3	18.1	9.1	16.7	10.0	100.0
	0	19	16	76	19	1	5	1
	0.0	42.2	53.3	39.4	28.8	16.7	25.0	100.0
	0	3	1	6	5	1	1	0
	0.0	6.7	3.3	3.1	7.6	16.7	5.0	0.0
	0	6	4	59	23	0	10	0
	0.0	13.3	13.3	30.6	34.8	0.0	50.0	0.0
回答機開数	4	45	30	193	66	6	20	1
割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q19. 一般担保として取り扱うに当たっての課題

ABLによる動産・債権担保を一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの（複数回答）については、「動産につき適切な換価手段を確保すること」が59.4%と最も高く、次いで「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」が48.1%、「客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること」が37.0%と続いた。2019年調査結果と比較すると、「動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと」の割合が3.6ポイント減少している。

業態別では「動産につき適切な換価手段を確保すること」が地方銀行、第二地方銀行でやや高い比率となった。

図 28. 一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの



2019年調査 n=333 (MA) 2020年調査 n=362 (MA)

表 8. 一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの（業態別）

上段：回答機関数
下段：割合 (%)

一般担保として取り扱う要件としての課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
動産の対抗要件を適切に具備すること	1	5	7	48	10	1	6	1
	33.3	11.1	23.3	24.9	15.4	16.7	31.6	100.0
動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること	1	18	16	103	25	3	7	1
	33.3	40.0	53.3	53.4	38.5	50.0	36.8	100.0
客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施すること	0	14	8	84	22	0	5	1
	0.0	31.1	26.7	43.5	33.8	0.0	26.3	100.0
動産につき適切な換価手段を確保すること	3	36	23	111	28	3	10	1
	100.0	80.0	76.7	57.5	43.1	50.0	52.6	100.0
動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと	2	13	6	40	10	1	2	1
	66.7	28.9	20.0	20.7	15.4	16.7	10.5	100.0
債権の対抗要件を適切に具備すること	1	5	6	45	18	1	3	1
	33.3	11.1	20.0	23.3	27.7	16.7	15.8	100.0
債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要な情報を随時入手できる状態にすること	0	6	8	64	16	1	3	1
	0.0	13.3	26.7	33.2	24.6	16.7	15.8	100.0
債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること	0	17	14	62	15	1	1	1
	0.0	37.8	46.7	32.1	23.1	16.7	5.3	100.0
債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること	1	13	11	44	12	0	5	1
	33.3	28.9	36.7	22.8	18.5	0.0	26.3	100.0
その他	0	2	0	3	1	0	0	0
	0.0	4.4	0.0	1.6	1.5	0.0	0.0	0.0
特になし	0	1	2	21	13	2	3	0
	0.0	2.2	6.7	10.9	20.0	33.3	15.8	0.0
回答機関数	3	45	30	193	65	6	19	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q20. ABL の管理・モニタリングに関する課題

ABL の管理・モニタリングに関する課題について、2019 年調査と同様に「自行の体制・ノウハウが確立されていないこと」が 57.3%と最も高く、次いで、「モニタリングの業務負荷が大きいこと」が 50.7%、「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」が 45.5%で続いた。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫、信用組合において「自行の体制・ノウハウが確立されていないこと」が高く、第二地方銀行、政府系金融機関は「モニタリングの業務負荷が大きいこと」が高い。

図 29. ABL の管理・モニタリングに関する課題

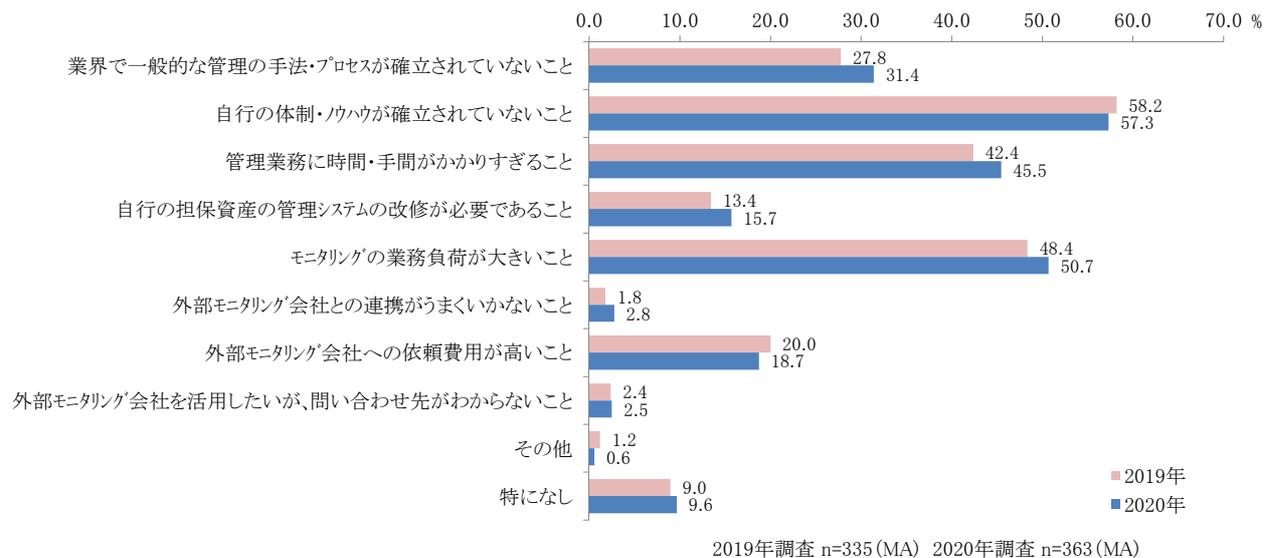


表 9. ABL の管理・モニタリングに関する課題（業態別）

上段：回答機関数
下段：割合 (%)

管理・モニタリングに関する課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと	1 33.3	12 26.7	9 30.0	63 32.6	22 33.8	1 16.7	5 25.0	1 100.0
自行の体制・ノウハウが確立されていないこと	0 0.0	15 33.3	10 33.3	133 68.9	38 58.5	1 16.7	10 50.0	1 100.0
管理業務に時間・手間がかかりすぎること	0 0.0	3 6.7	6 20.0	38 19.7	9 13.8	0 0.0	0 0.0	1 100.0
自行の担保資産の管理システムの改修が必要であること	1 33.3	3 6.7	5 16.7	26 13.5	6 9.2	0 0.0	2 10.0	1 100.0
モニタリングの業務負荷が大きいこと	3 100.0	29 64.4	24 80.0	97 50.3	19 29.2	5 83.3	6 30.0	1 100.0
外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと	0 0.0	0 0.0	1 3.3	7 3.6	2 3.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと	2 66.7	15 33.3	10 33.3	29 15.0	9 13.8	1 16.7	2 10.0	0 0.0
外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 4.1	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
特になし	0 0.0	0 0.0	1 3.3	16 8.3	12 18.5	0 0.0	6 30.0	0 0.0
回答機関数	3 100.0	45 100.0	30 100.0	193 100.0	65 100.0	6 100.0	20 100.0	1 100.0

Q21. 担保物件の換価処分に関する課題

担保物件の換価処分に関する課題（複数回答）について、2019年調査と同様に「処分業務のプロセスが確立されていないこと」が65.0%と最も高く、以下「取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」（46.6%）、「適切な処分業者を見つけるのが困難であること」（41.9%）が4割台で続いた。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫で「処分業務のプロセスが確立されていないこと」が7割超となった。

図 30. 担保物件の換価処分に関する課題

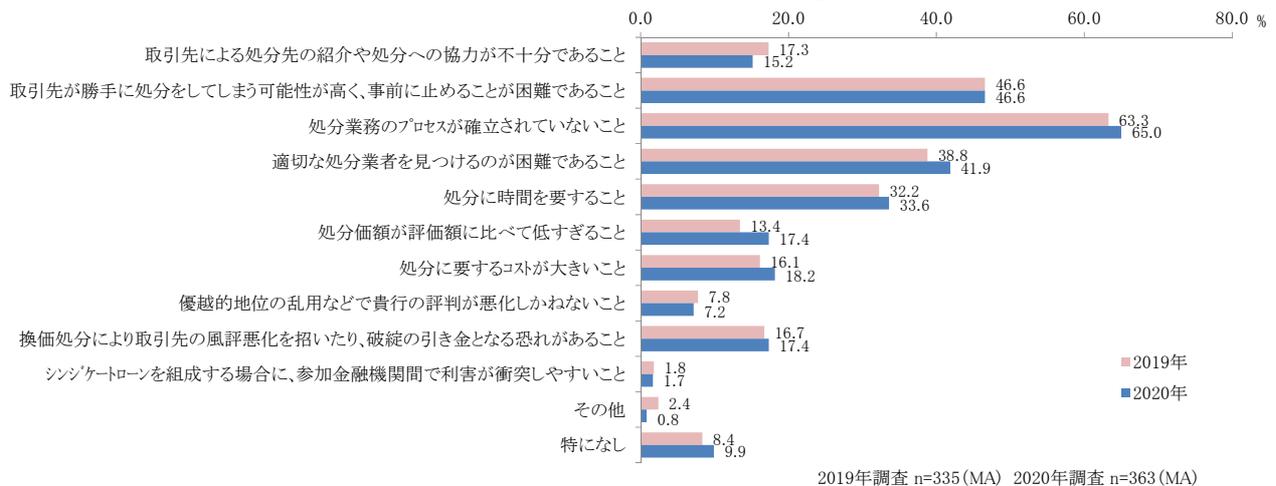


表 10. 担保物件の換価処分に関する課題（業態別）

担保物件の換価処分に関する課題	業態別								
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他	
取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること	0	3	4	33	12	0	3	0	
取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること	0.0	6.7	13.3	17.1	18.5	0.0	15.0	0.0	
処分業務のプロセスが確立されていないこと	3	22	21	92	20	3	7	1	
適切な処分業者を見つけるのが困難であること	2	25	17	138	38	3	12	1	
処分に時間を要すること	66.7	55.6	56.7	71.5	58.5	50.0	60.0	100.0	
処分価額が評価額に比べて低すぎる	1	24	15	77	24	4	6	1	
処分に要するコストが大きいこと	33.3	53.3	50.0	39.9	36.9	66.7	30.0	100.0	
優越的地位の乱用などで貴行の評判が悪化しかねないこと	1	17	10	64	20	1	8	1	
換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること	33.3	37.8	33.3	33.2	30.8	16.7	40.0	100.0	
シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと	3	10	7	32	6	1	4	0	
その他	100.0	22.2	23.3	16.6	9.2	16.7	20.0	0.0	
特になし	2	8	5	36	10	3	2	0	
回答機関数	66.7	17.8	16.7	18.7	15.4	50.0	10.0	0.0	
	1	3	1	15	1	2	2	1	
	33.3	6.7	3.3	7.8	1.5	33.3	10.0	100.0	
	2	16	5	27	10	1	1	1	
	66.7	35.6	16.7	14.0	15.4	16.7	5.0	100.0	
	2	0	0	3	0	0	1	0	
	66.7	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	5.0	0.0	
	0	1	0	1	1	0	0	0	
	0.0	2.2	0.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	
	0	2	2	16	13	0	3	0	
	0.0	4.4	6.7	8.3	20.0	0.0	15.0	0.0	
	3	45	30	193	65	6	20	1	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

上段：回答機関数
下段：割合 (%)

Q22. 民法改正後の債権を担保とした取り組み方針

民法改正後の ABL の取り組み方針については、「譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後の対応は未定」が 64.9%と最も高かった。

図 31. 民法改正後の ABL の取り組み方針

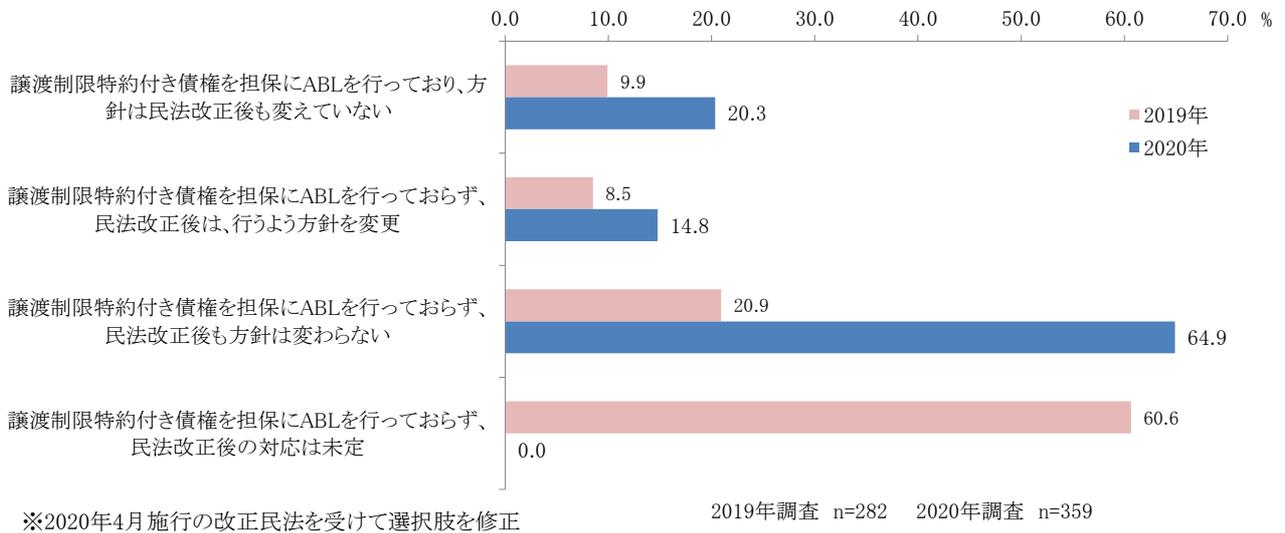
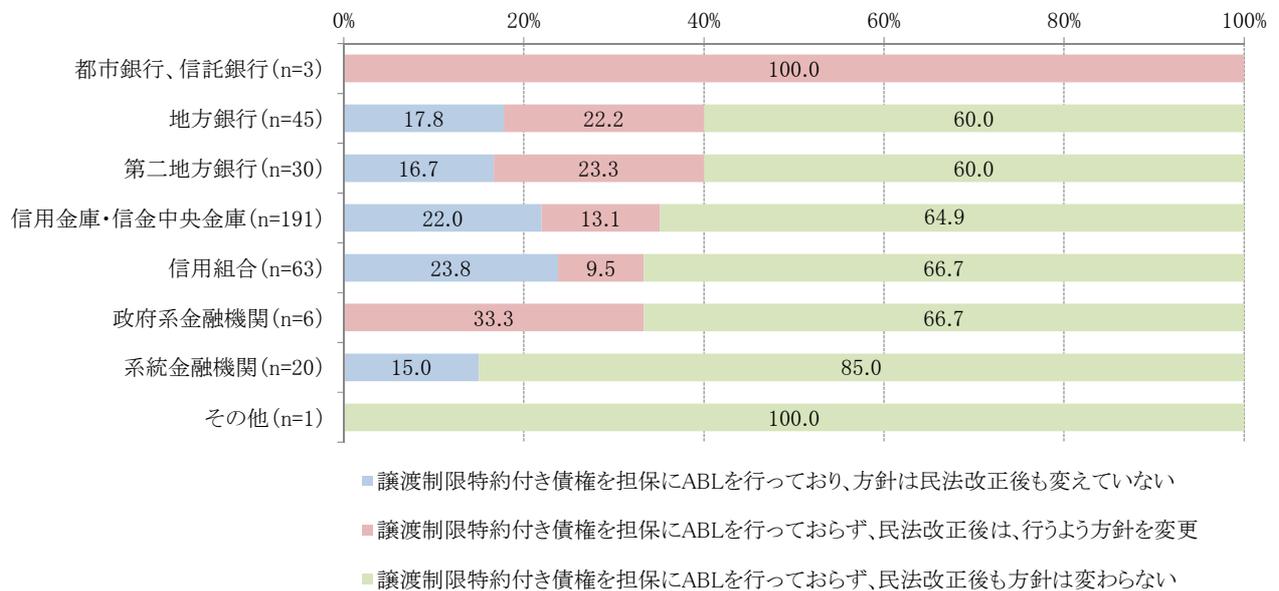


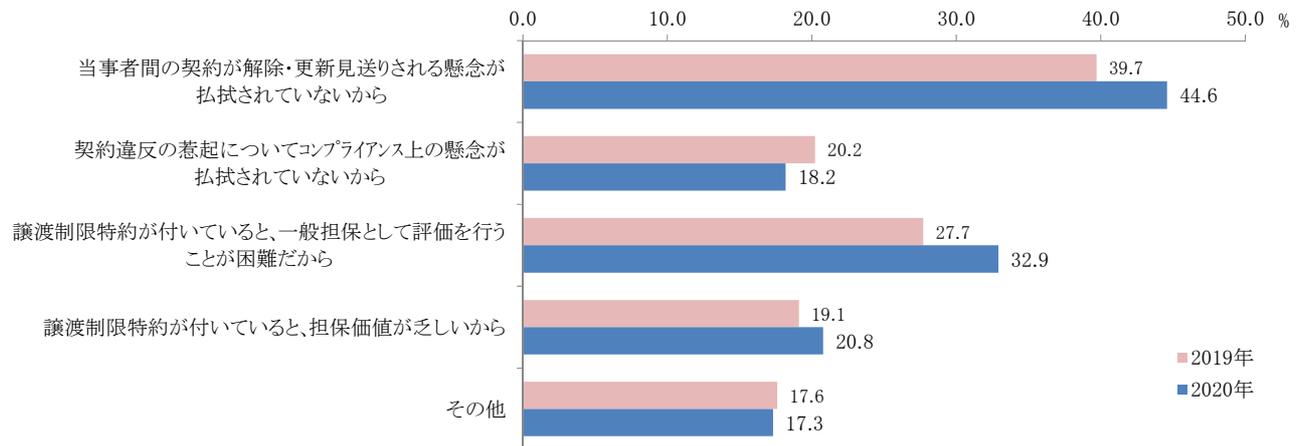
図 32. 民法改正後の ABL の取り組み方針（業態別）



Q23. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由

民法改正後の譲渡制限特約付き債権を担保としたABLの取り組み方針で、担保にABLを行って
 ならず方針は変わらない、または対応は未定とする理由（複数回答）については、「当事者間の契約
 が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから」が44.6%と最も高かった。

図 33. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由



2019年調査 n=267(MA) 2020年調査 n=231(MA)

表 11. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由（業態別）

上段：回答機関数
 下段：割合 (%)

方針を取る理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから	0	14	10	57	15	4	3	0
契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから	0.0	51.9	55.6	46.7	35.7	100.0	17.6	0.0
譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから	0	7	3	42	18	1	4	1
譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから	0	9	1	25	8	0	4	1
その他	0	2	3	19	10	0	6	0
回答機関数	0	27	18	122	42	4	17	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4. ローカルベンチマークについて

<ローカルベンチマークとは？>

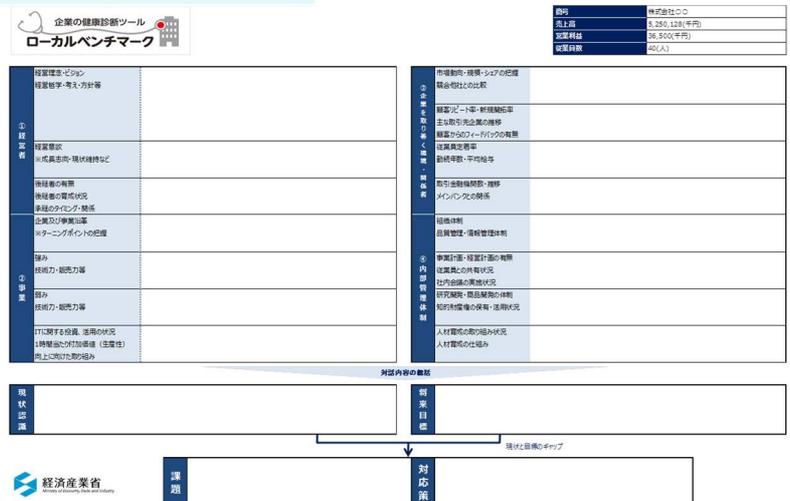
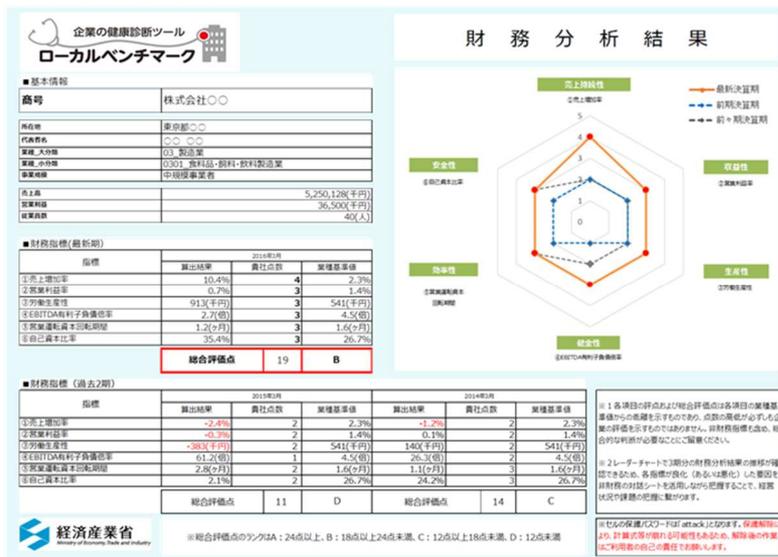
2016年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

(※1) 6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、

④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

(※2) 4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

Q24. ローカルベンチマークの認知度

ローカルベンチマークの認知度について、「内容をよく知っている」が68.9%と最も高かった。2019年調査と比較すると減少しているが、依然として70%近くの金融機関が認知しており、高い普及率と言えるだろう。

業態別では、都市銀行、信託銀行で「内容をよく知っている」が100%になったほか、地方銀行や第二地方銀行でローカルベンチマークの認知度が高い結果となった。

図 34. ローカルベンチマークの認知度

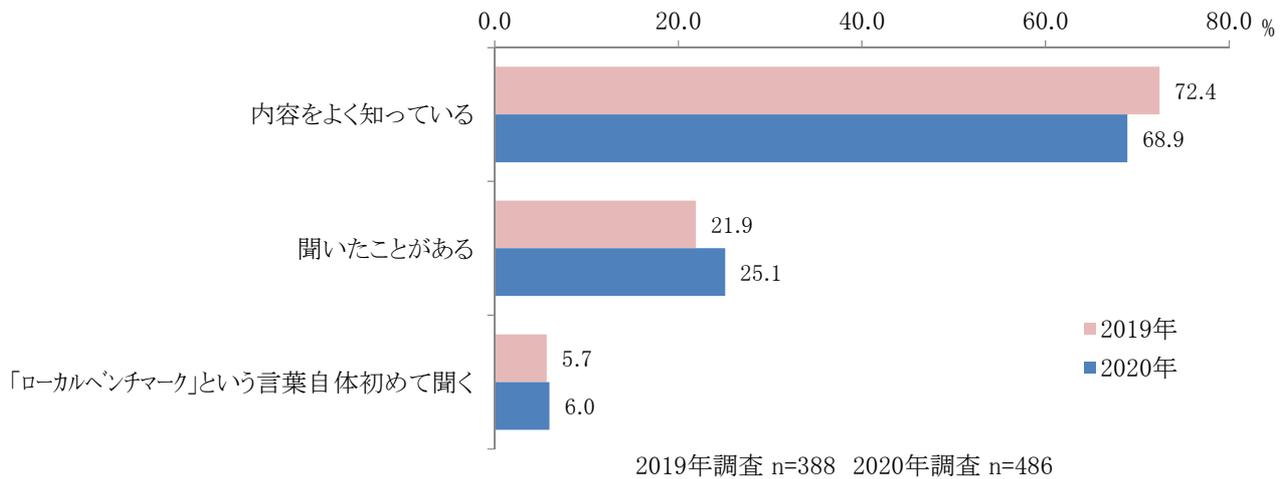
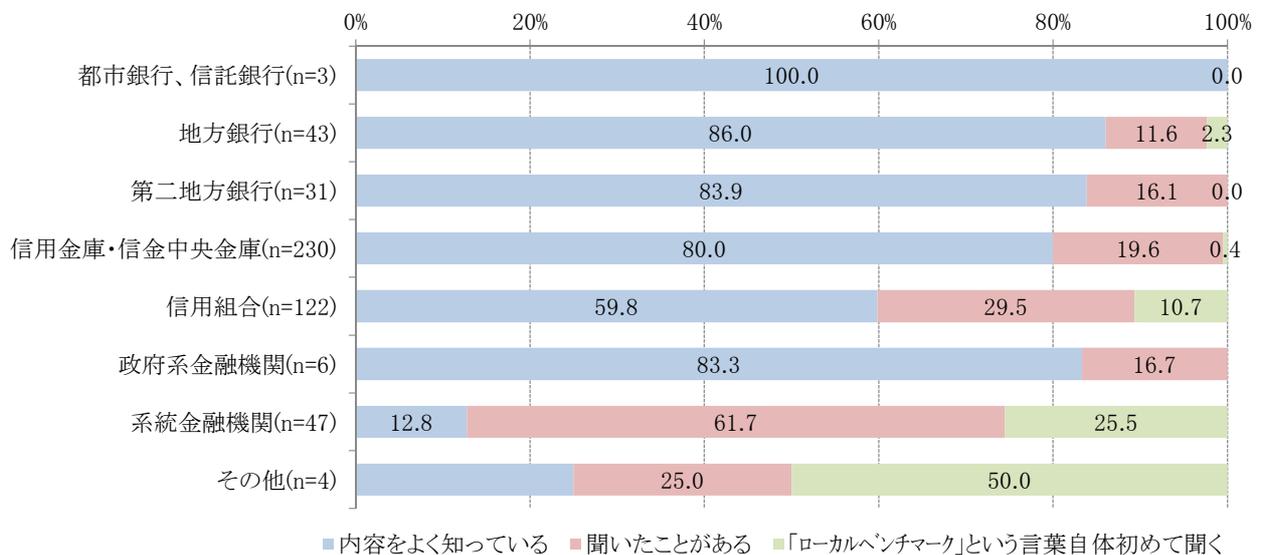


図 35. ローカルベンチマークの認知度



Q25. ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用状況について、「活用している」が37.5%となり、4割程度であった。2019年調査と比較すると「活用している」と「活用を検討している」が減少しており、「活用している」、「活用しない」の二極化傾向が更に強まった。ローカルベンチマークの開始時期は、2017年が67先と最も多く、総活用件数の合計は137,240件であった。件数別にみると「100件以上500件未満」が33.3%と最も高い。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫において「活用している」が40%を超えている。

図 36. ローカルベンチマークの活用状況

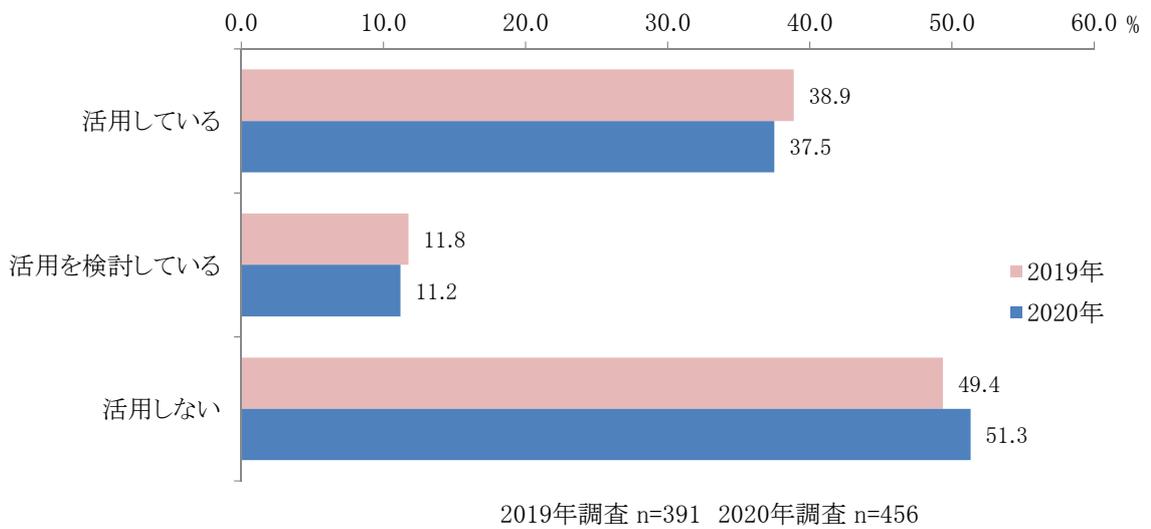


図 37. ローカルベンチマークの活用開始時期

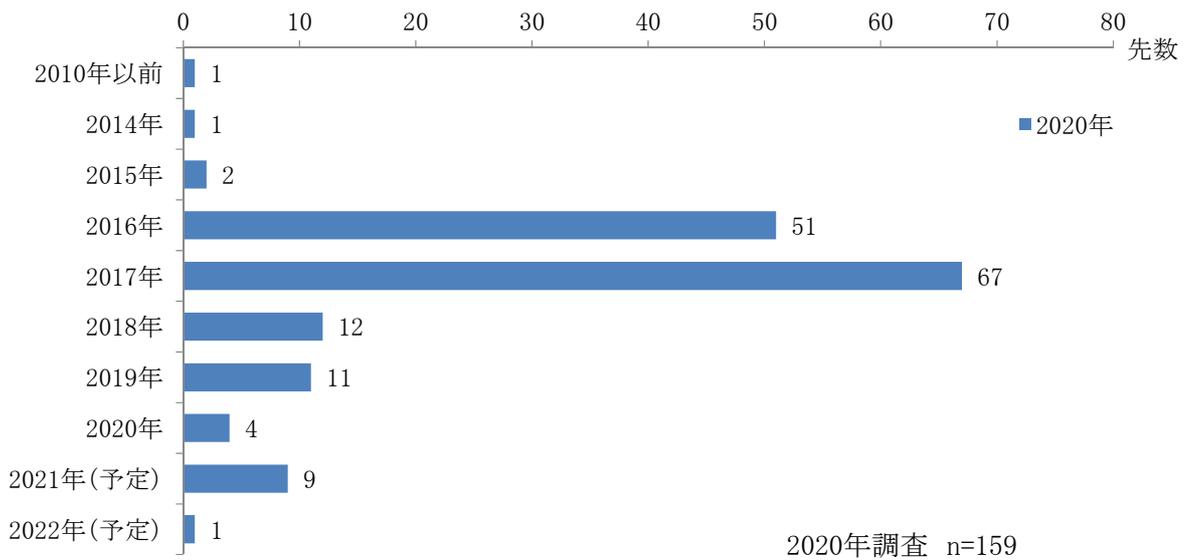


図 38. ローカルベンチマークの活用状況（件数別） 2020 年調査

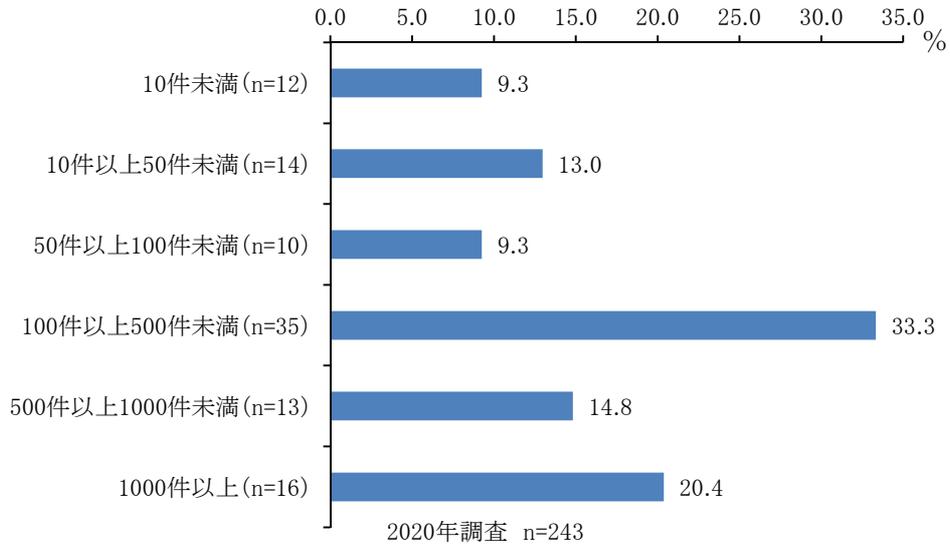


図 39. ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2020 年調査

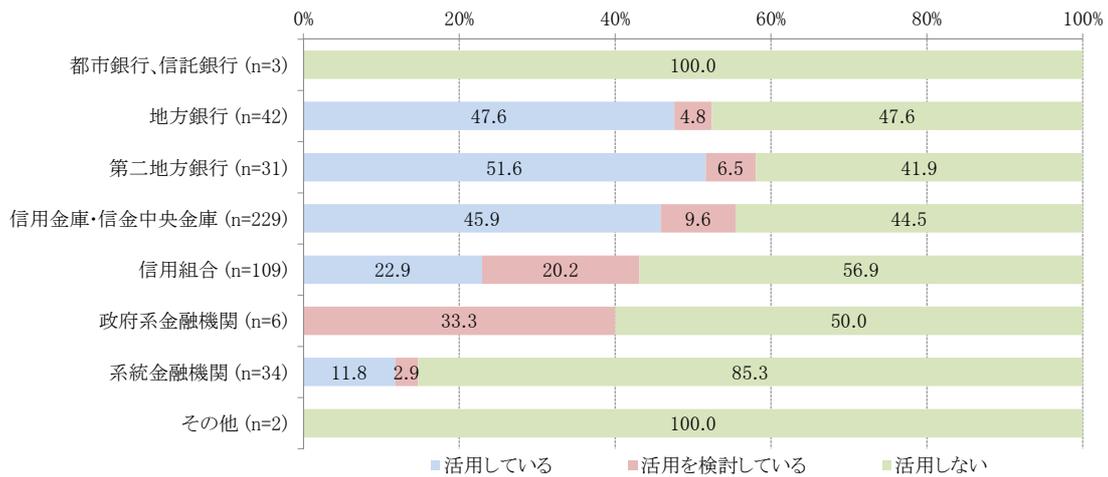
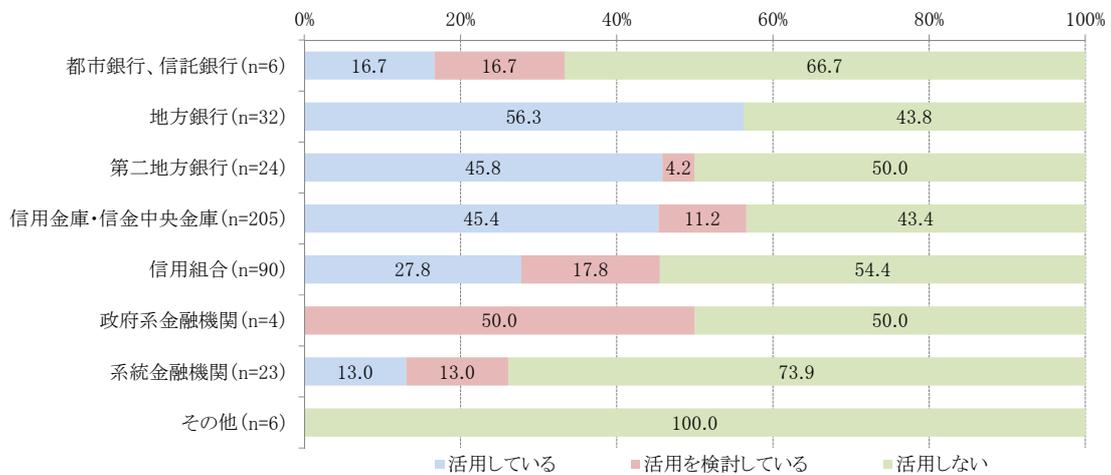


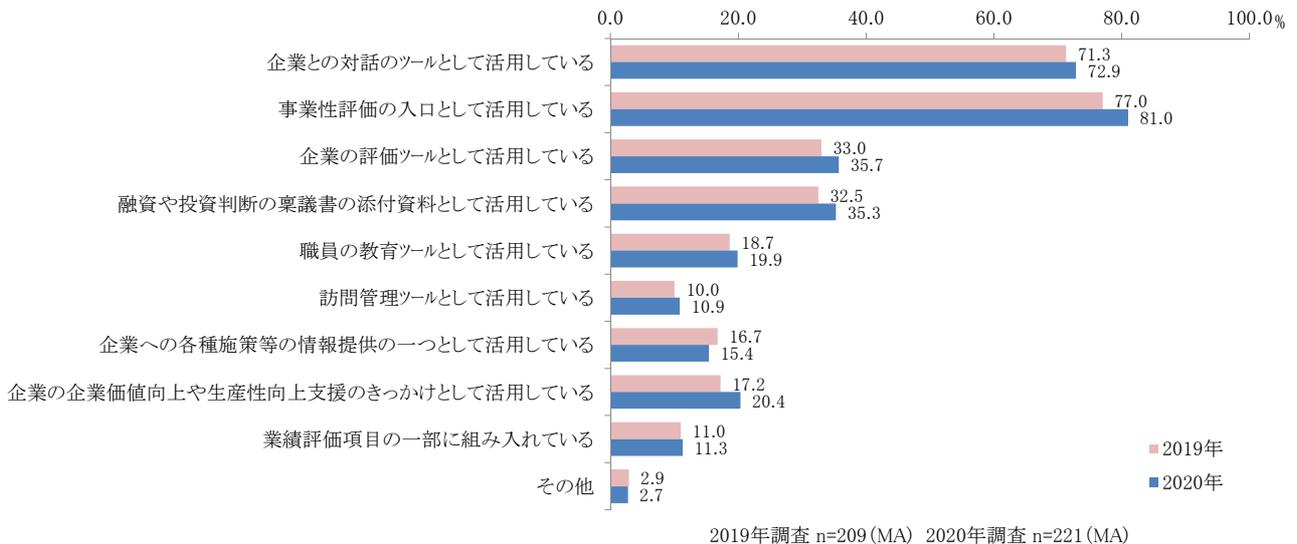
図 40. ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2019 年調査



Q26. ローカルベンチマークの活用目的

ローカルベンチマークの活用目的（複数回答）について、「事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）」が81.0%と最も高くなった。次いで、「企業との対話ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）」が72.9%で続く。

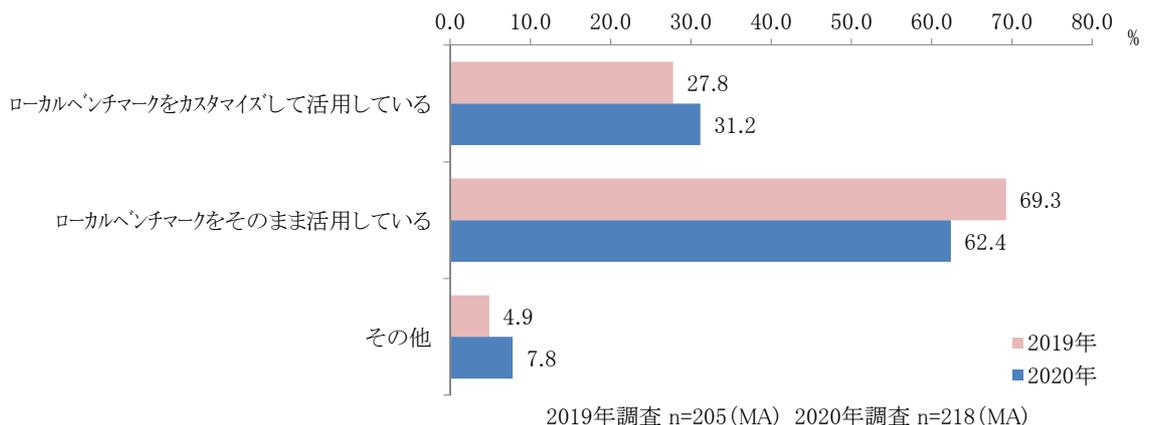
図 41. ローカルベンチマークの活用目的



Q27. ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用方法（複数回答）について、「ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している」が62.4%であり、最も高くなった。

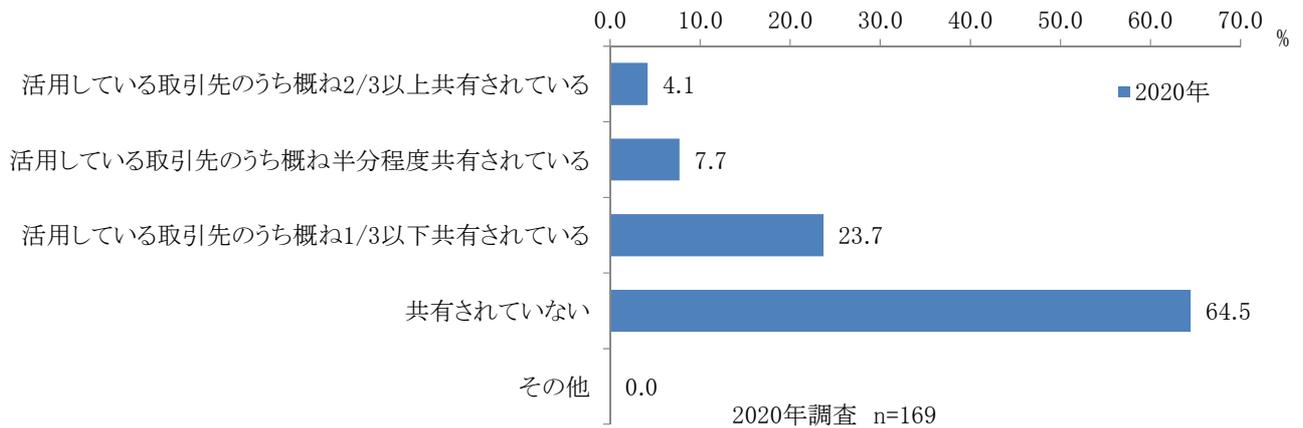
図 42. ローカルベンチマークの活用方法



Q28. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況

ローカルベンチマークの支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員）との共有状況について、「共有されていない」が64.5%で最も高くなった。半分以上共有されているのは、ローカルベンチマークを活用している金融機関のうち、1割程度にとどまった。

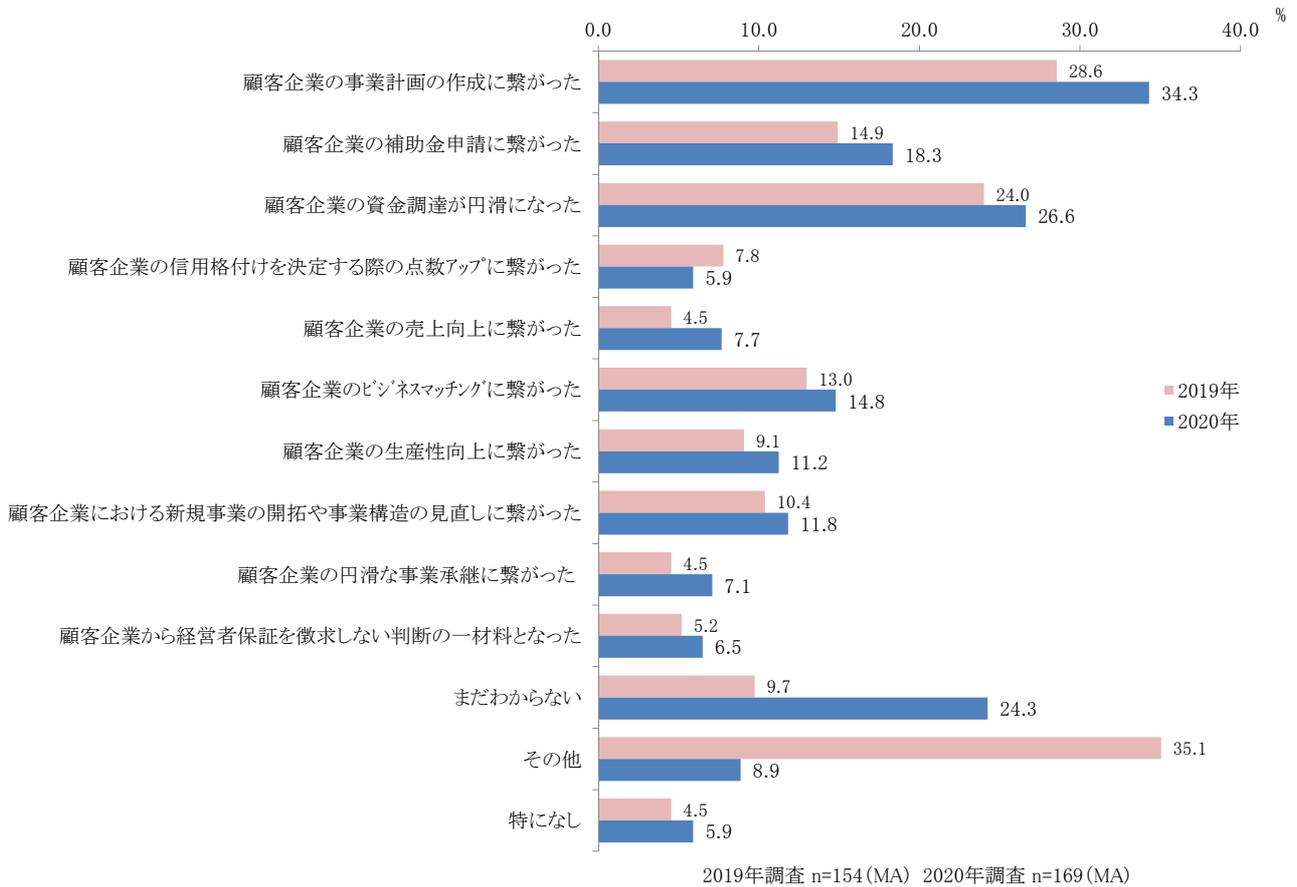
図 43. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況



Q29. ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果

ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果（複数回答）について、「顧客企業の事業計画の作成に繋がった」が34.3%で最も高くなった。次いで、「顧客企業の資金調達が円滑になった」が26.6%、「まだわからない」が24.3%と続いた。

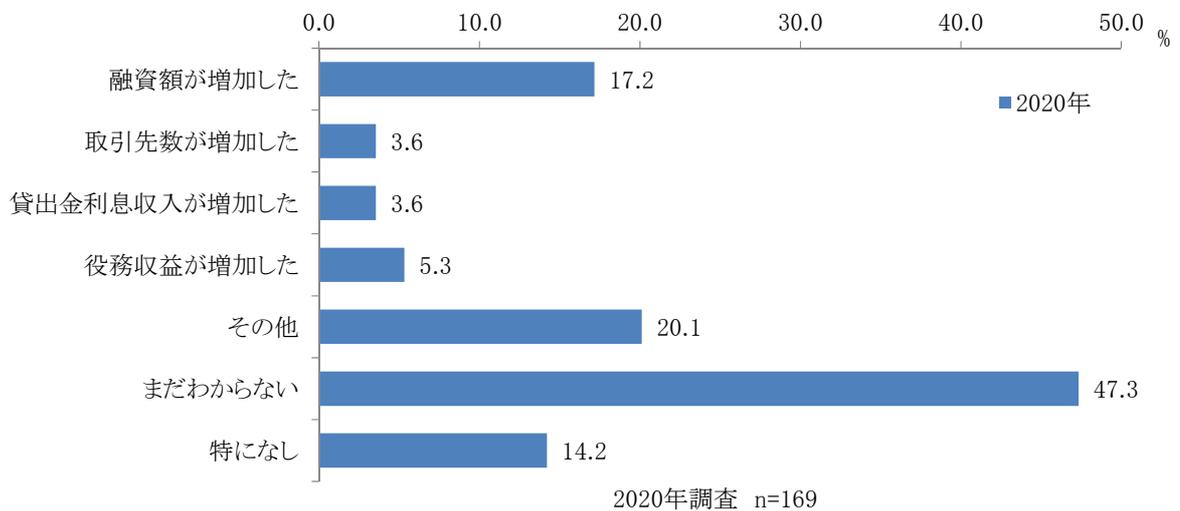
図 44. ローカルベンチマーク活用後の顧客企業の効果



Q30. ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果

ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果について、「まだわからない」が47.3%と最も高くなった。一方で、「融資額が増加した」という回答も2割近くあることなどから、ローカルベンチマークを活用後に、具体的な効果を実感している金融機関もある。

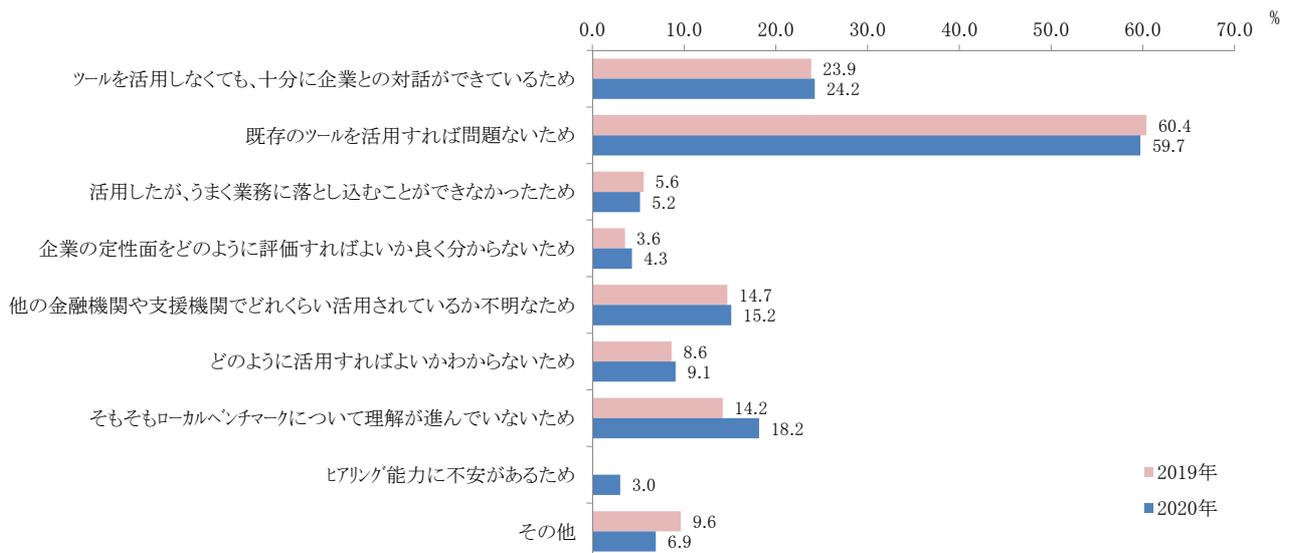
図 45. ローカルベンチマーク活用後の金融機関の効果



Q31. ローカルベンチマークを活用しない理由

ローカルベンチマークを活用しない理由（複数回答）について、「既存のツールを活用すれば問題ないため」が59.7%で最も高かった。次いで「ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため」が24.2%と続いており、既存ツールとの代替やツール活用によるメリットの不足がうかがえた。

図 46. ローカルベンチマークを活用しない理由



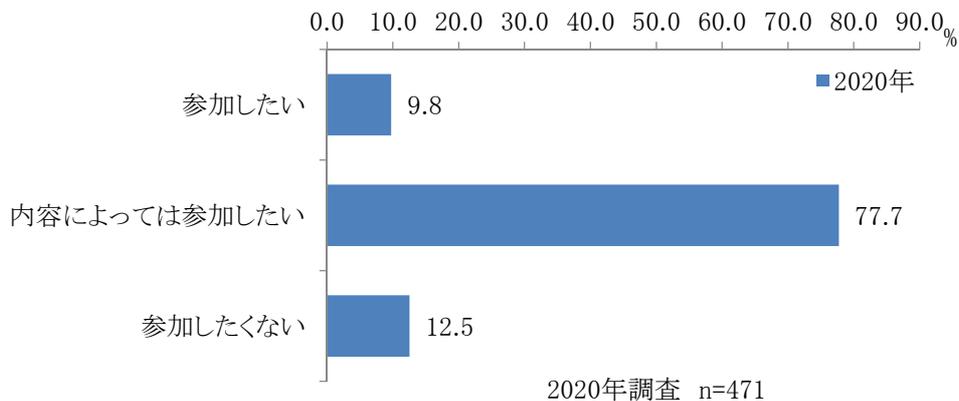
※2020年調査より「ヒアリング能力に不安があるため」を項目追加

2019年調査 n=191 (MA) 2020年調査 n=231 (MA)

Q32. ローカルベンチマークに関するセミナーについて

ローカルベンチマークの活用やヒアリング手法に関するセミナー（単一回答）について、「内容によっては参加したい」が77.7%と最も高かった。「参加したい」の9.8%とあわせると、85%超の金融機関がローカルベンチマークの活用について一定の関心を有していることがうかがえた。

図 47. ローカルベンチマークに関するセミナーへの関心

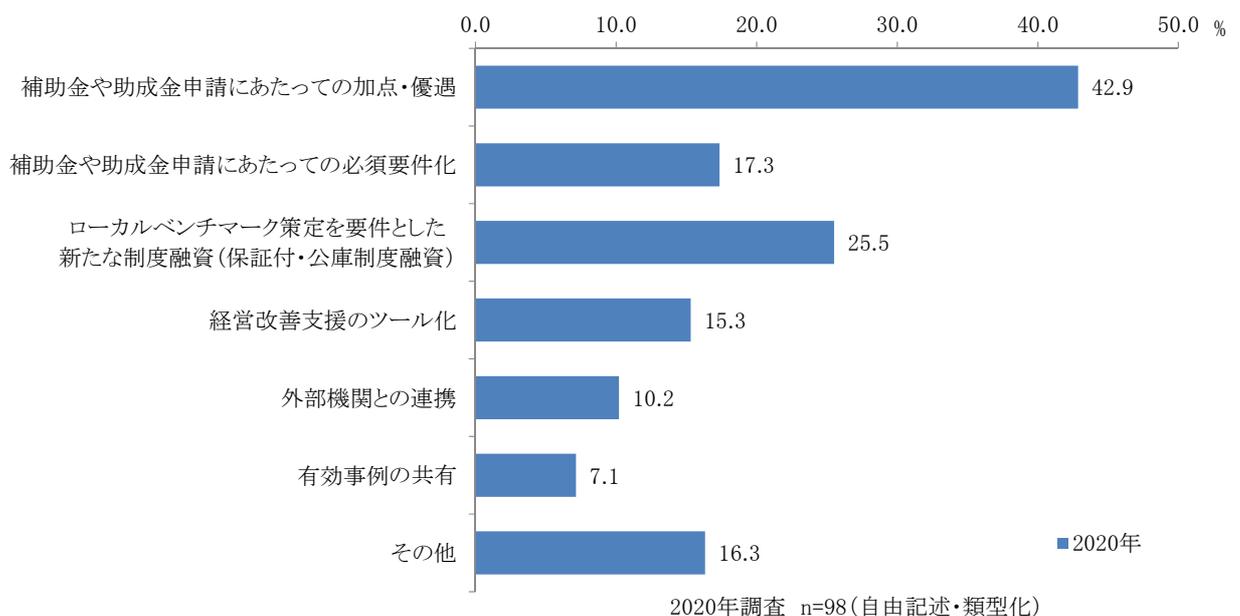


Q33. ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策

ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策（自由記述）について類型化したところ、「補助金や助成金申請にあたっての加点・優遇」が42.9%と最も高く、次いで「ローカルベンチマーク策定を要件とした新たな制度融資（保証付・公庫制度融資）」が25.5%と続いた。

また「その他」の意見として「金融機関が行うものではなく、企業が自分の会社を知る、分析する、改善する、次なる戦略につなげていくものとして周知させるべき」や、「業務フローや商流図等定性面の入力において、該当箇所、業種における一般的なモデルと比較できるようにすれば、ビジネスモデルの強み弱みをもっとわかりやすくなる」といった、金融機関による活用ではなく企業自体の活用を積極的に推進する施策を実施すべきという意見も挙げられた。

図 48. ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策



Q34. 事業性評価シートの活用状況

金融機関独自の事業性評価シートの活用状況については、「活用している」が69.9%で最も高くなった。また、事業性評価シートの活用開始した年は、2016年が最も多かった。活用している金融機関の内、総活用件数の中央値は450件（最大値：17,700件、最小値：1件）であり、総活用件数の合計は344,290件であった。

図 49. 事業性評価シートの活用状況

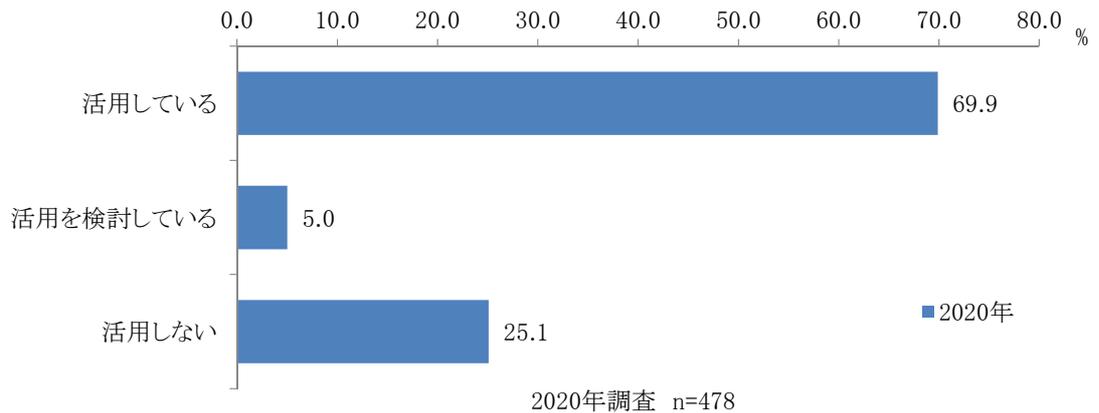
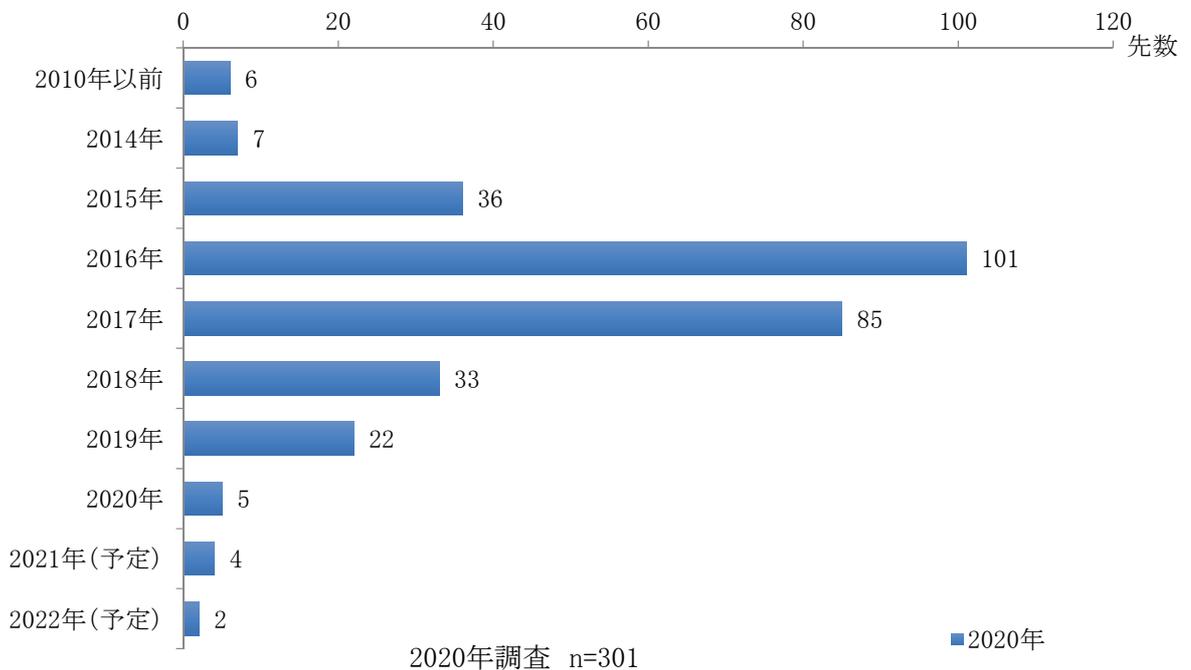
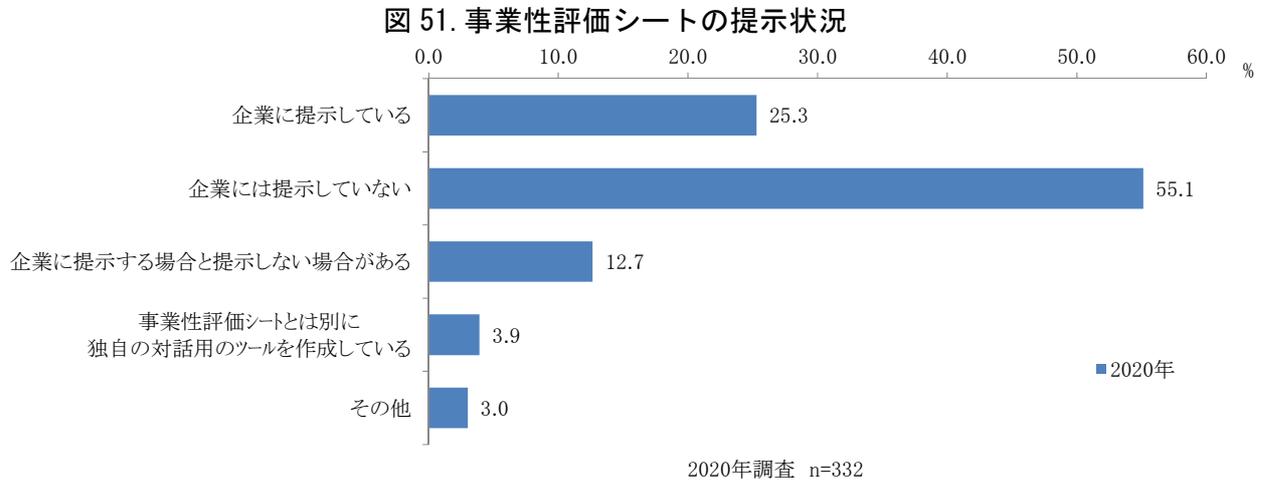


図 50. 事業性評価シートの活用開始年



Q35. 事業性評価シートの提示状況

金融機関独自の事業性評価シートの企業への提示状況について、「企業には提示していない」が55.1%で最も高くなった。次いで、「企業に提示している」は25.3%であった。



5. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用

Q36. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用に向けた取組み

FinTech(フィンテック)の融資・審査活用に向けた取組みについて、「検討したことがないが、今後検討したい」が44.2%と最も高くなった。「既に取り組んでいる」は、本格実施、実証実験段階の両方を含めて、6%程度にとどまっており、2019年調査との比較からもFinTechの融資・審査活用が進んでいないことが浮き彫りとなった。

業態別では、信用組合で、「検討したことがなく、今後も検討したいと思わない」の割合が半数を超えた。

図 52. FinTech の融資・審査活用に向けた取組み

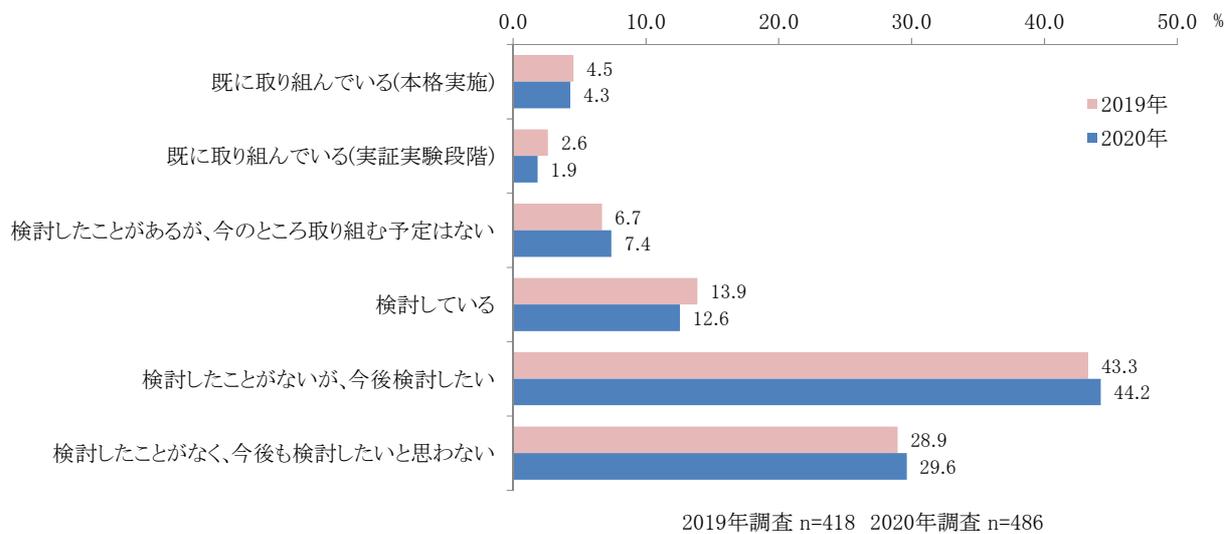
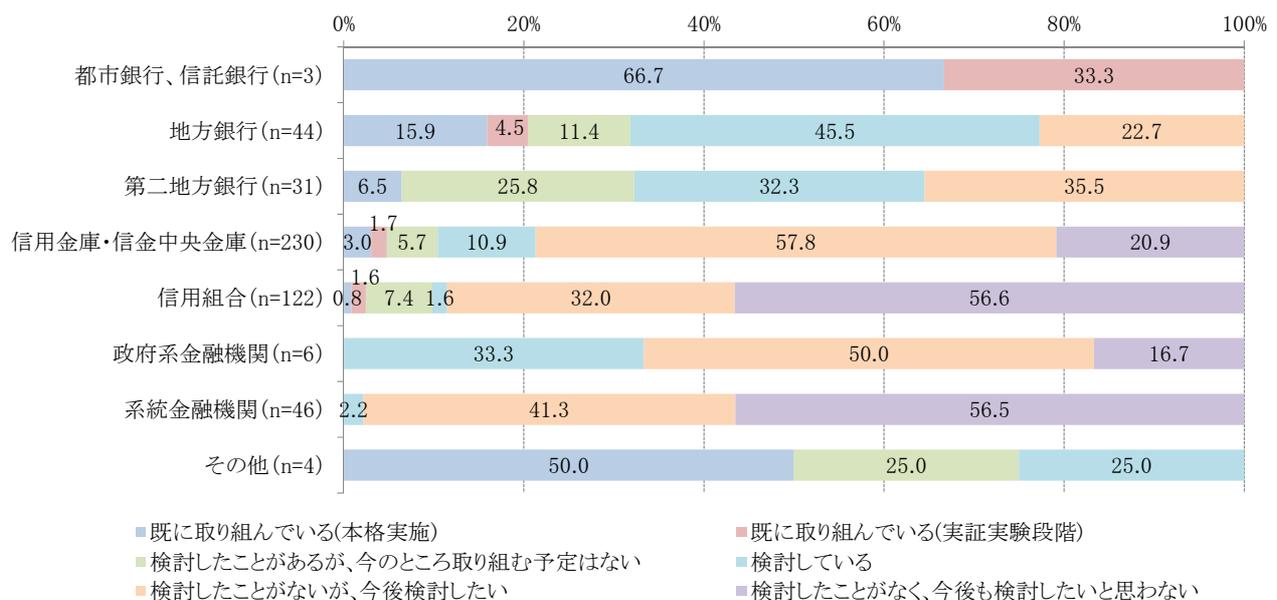


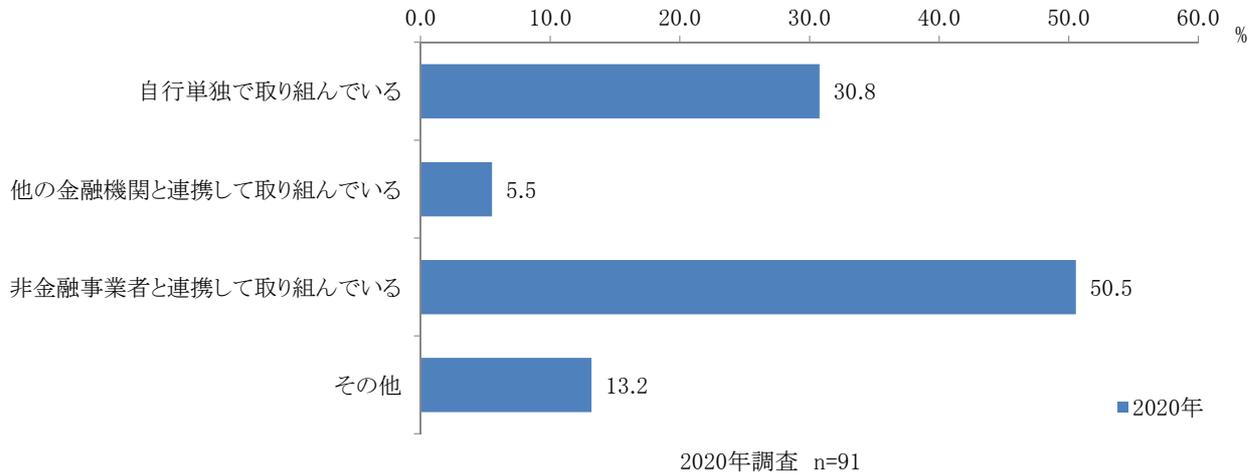
図 53. FinTech の融資・審査活用に向けた取組み（業態別）



Q37. FinTech（フィンテック）の活用に向けた取り組み体制

FinTech（フィンテック）の活用に向けた取り組み体制について、「非金融事業者と連携して取り組んでいる」が50.5%と最も高くなった。

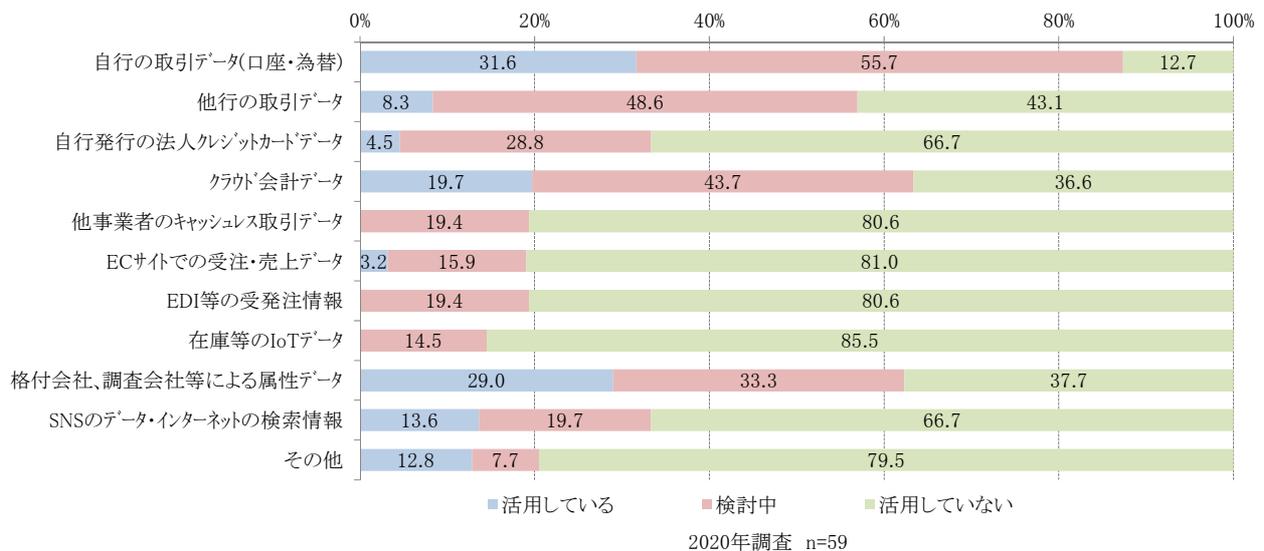
図 54. FinTech の取り組み体制



Q38. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用状況

FinTech（フィンテック）の融資・審査への各種データの活用状況について、活用が最も進んでいる項目は「自行の取引データ（口座・為替）」で31.6%だった。また、「格付会社、調査会社等による属性データ」が29.0%、「クラウド会計データ」が19.7%と続いた。

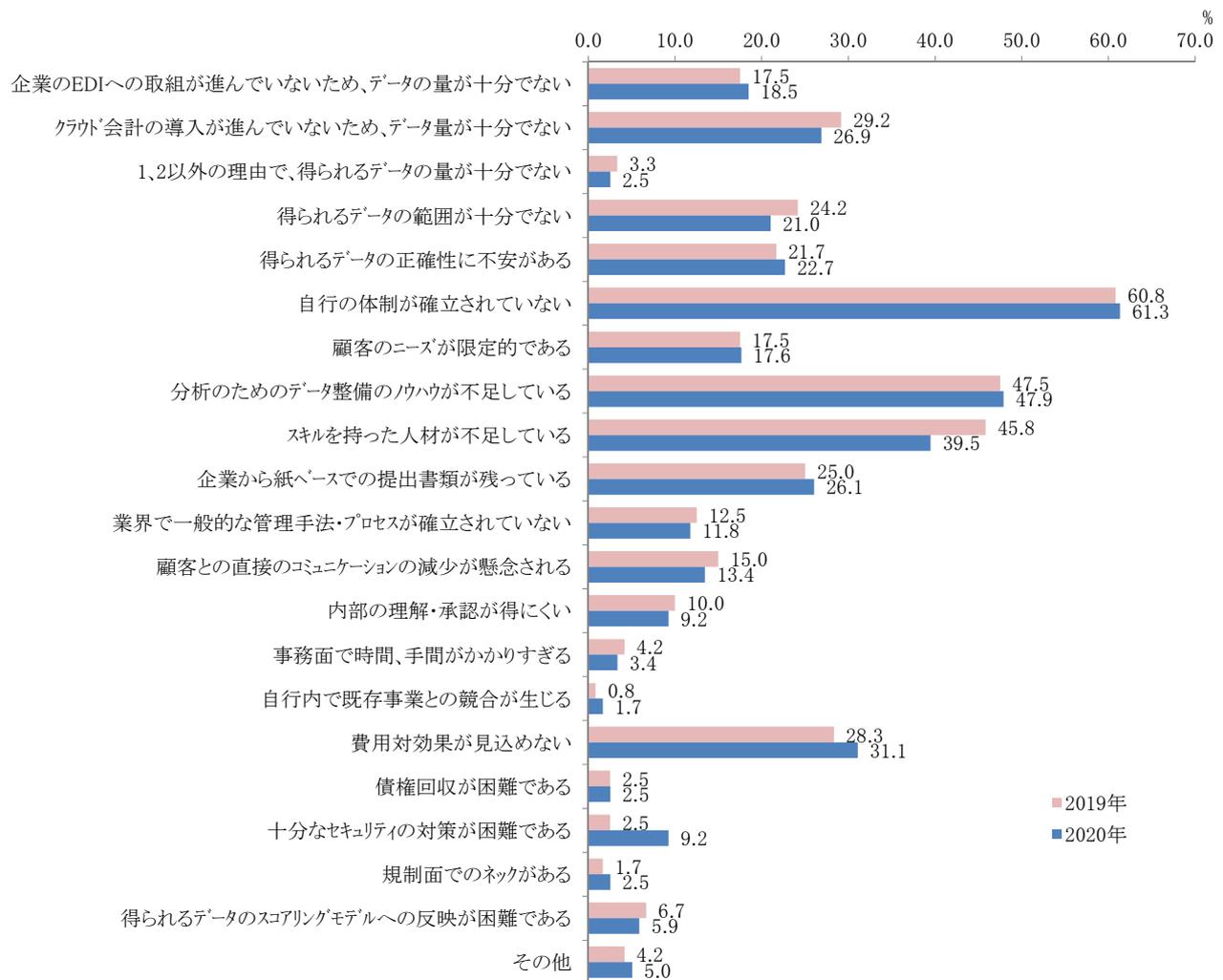
図 55. 各種データの活用状況



Q39. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用への課題

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用における課題(複数回答、5つまで)について、「自行の体制が確立されていない」が61.3%と最も高く、以下「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」が47.9%、「スキルを持った人材が不足している」が39.5%で続いた。

図 56. FinTech 活用への課題



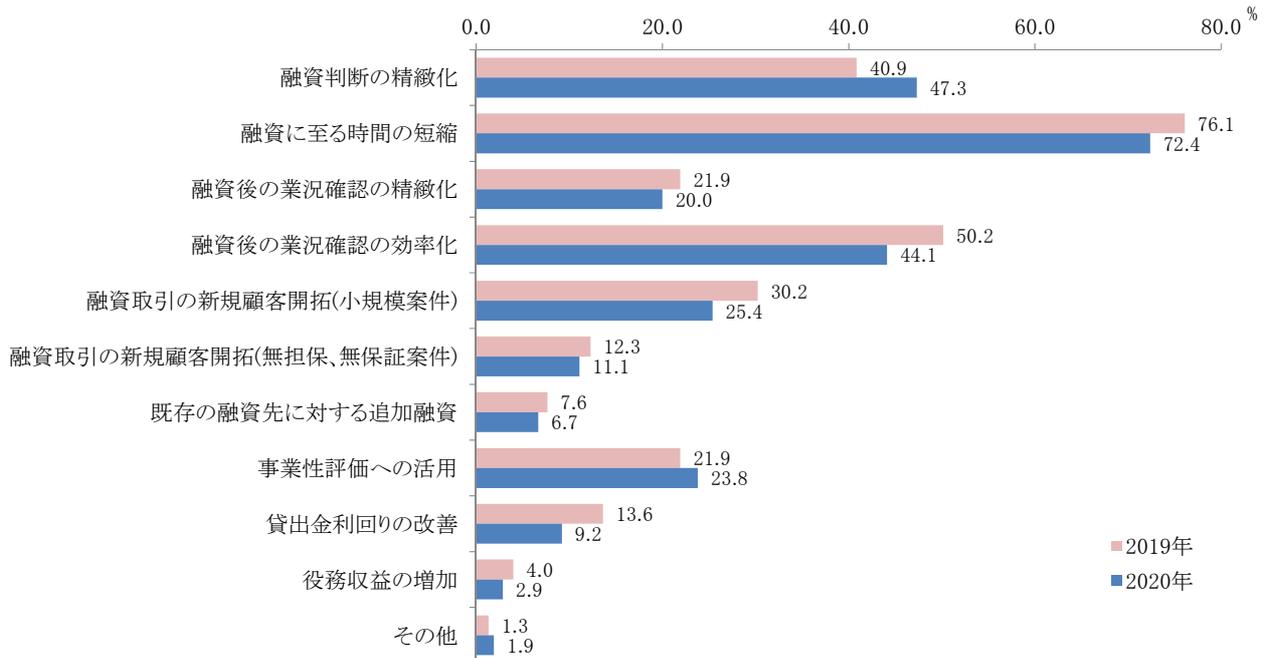
2019年調査 n=120(MA) 2020年調査 n=119(MA)

Q40. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用時に期待する効果

FinTech(フィンテック)の融資・審査活用時に期待する効果(複数回答、3つまで)について、「融資に至る時間の短縮」が72.4%と最も高く、「融資判断の精緻化」が47.3%、「融資後の業況確認の効率化」が44.1%で続いた。

業態別では、都市銀行・信託銀行、地方銀行、系統金融機関で「融資に至る時間の短縮」が8割を超える結果となっており、迅速な融資対応への期待の高まりが表れている。

図 57. FinTech の融資・審査活用時に期待する効果



2019年調査 n=301(MA) 2020年調査 n=315(MA)

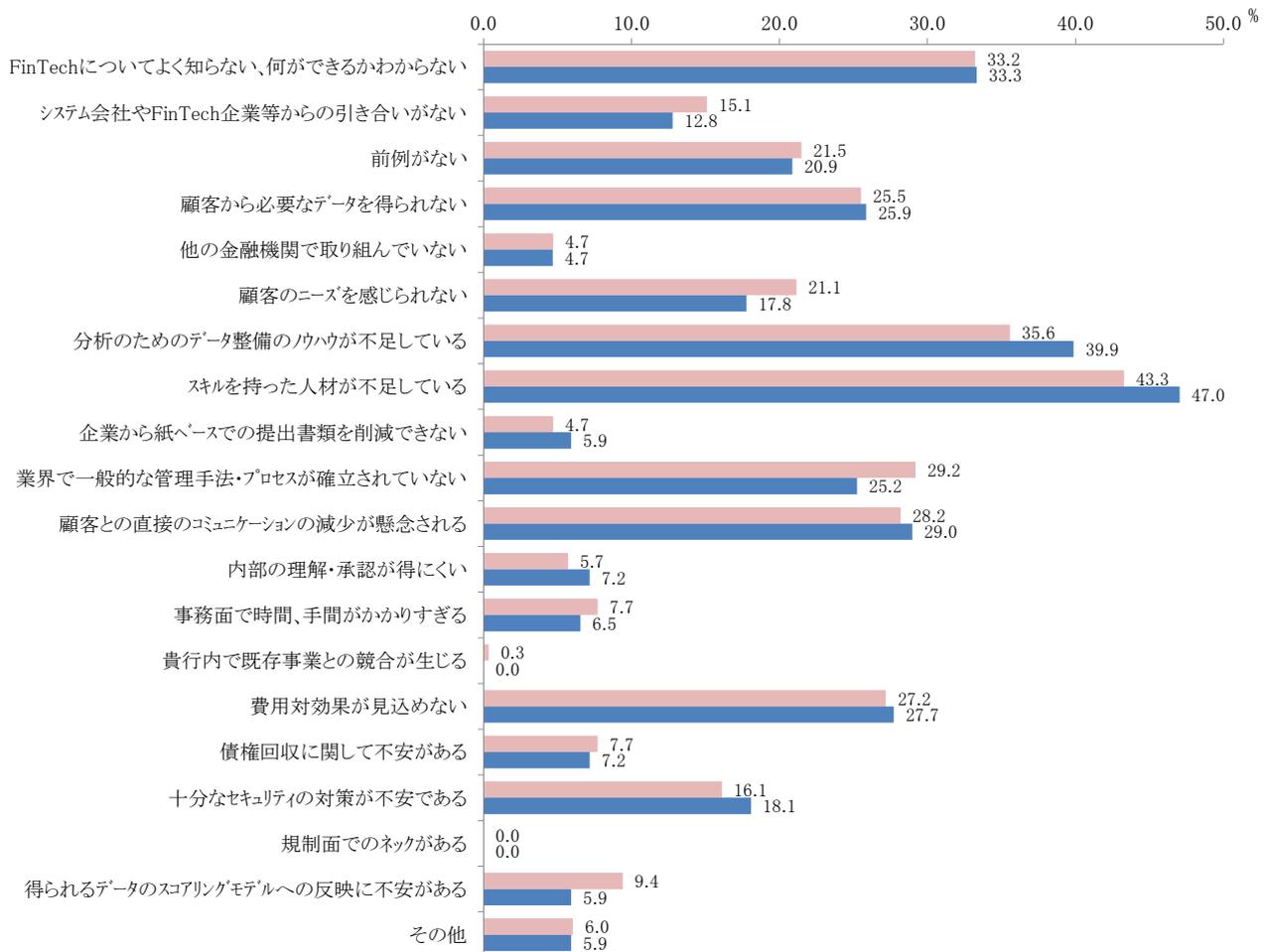
表 12. FinTech の融資・審査活用時に期待する効果(業態別)

FinTechの融資・審査への活用で期待する効果	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
融資判断の精緻化	2 66.7	16 38.1	18 62.1	79 47.3	18 37.5	3 75.0	11 61.1	2 50.0
融資に至る時間の短縮	3 100.0	35 83.3	22 75.9	118 70.7	27 56.3	4 100.0	15 83.3	4 100.0
融資後の業況確認の精緻化	0 0.0	7 16.7	8 27.6	37 22.2	7 14.6	0 0.0	3 16.7	1 25.0
融資後の業況確認の効率化	0 0.0	18 42.9	12 41.4	74 44.3	17 35.4	2 50.0	14 77.8	2 50.0
融資取引の新規顧客開拓(小規模案件)	3 100.0	20 47.6	9 31.0	39 23.4	8 16.7	0 0.0	1 5.6	0 0.0
融資取引の新規顧客開拓(無担保、無保証案件)	0 0.0	5 11.9	2 6.9	15 9.0	9 18.8	0 0.0	2 11.1	2 50.0
既存の融資先に対する追加融資	0 0.0	3 7.1	5 17.2	11 6.6	1 2.1	0 0.0	1 5.6	0 0.0
事業性評価への活用	1 33.3	6 14.3	3 10.3	43 25.7	17 35.4	2 50.0	2 11.1	1 25.0
貸出金利回りの改善	0 0.0	2 4.8	1 3.4	25 15.0	1 2.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
役員収益の増加	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 3.0	4 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	4 9.5	1 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 5.6	0 0.0
回答機関数	3 100.0	42 100.0	29 100.0	167 100.0	48 100.0	4 100.0	18 100.0	4 100.0

Q41. FinTech(フィンテック)の融資・審査を検討しない理由

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用時の課題(複数回答、5つまで)について、「スキルを持った人材が不足している」が47.0%と最も高くなった。次いで、「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」が39.9%、「FinTechについてよく知らない、何ができるかわからない」が33.3%となった。2019年調査との比較では、「顧客のニーズを感じられない」「業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」などが低下しており、市場性の高まりが認められる結果がうかがえた。

図 58. FinTech の融資・審査を検討しない理由



2019年調査 n=298 (MA) 2020年調査 n=321 (MA)

6. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供について

Q42. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント

新型コロナウイルスの感染拡大への対応として金融機関が重点的に取り組んだ項目（複数回答）について、「条件変更・新規融資等の対応」が90.7%で最も高かった。また「案件の進捗管理やタイムリーな情報共有などの体制構築」が45.4%と続いており、新型コロナウイルス感染症の流行による社会の動きに対して柔軟に対応する姿勢がうかがえた。

業態別では、政府系金融機関において「書面や手続等の省略・簡素化」を回答機関すべてが重視しており、迅速な対応が求められる制度融資等の執行機関としての役割を重視した結果といえるだろう。

図 59. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント

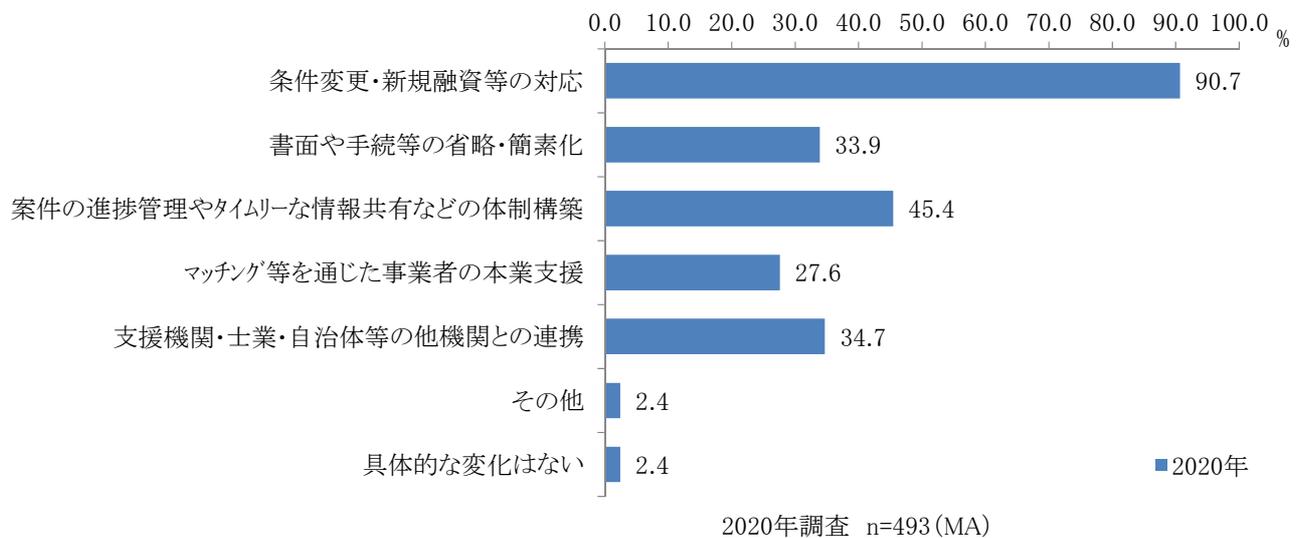


表 13. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント（業態別）

新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント	上段：回答機関数 下段：割合 (%)								
	都市銀行、信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫・信金 中央金庫	信用組合	政府系金融機関	系統金融機関	その他	
条件変更・新規融資等の対応	3 75.0	42 95.5	28 90.3	217 94.8	107 84.9	5 83.3	42 85.7	3 75.0	
書面や手続等の省略・簡素化	2 50.0	24 54.5	11 35.5	86 37.6	26 20.6	6 100.0	10 20.4	2 50.0	
案件の進捗管理やタイムリーな情報共有などの体制構築	4 100.0	27 61.4	14 45.2	118 51.5	47 37.3	3 50.0	10 20.4	1 25.0	
マッチング等を通じた事業者の本業支援	0 0.0	24 54.5	15 48.4	76 33.2	14 11.1	1 16.7	6 12.2	0 0.0	
支援機関・土業・自治体等の他機関との連携	2 50.0	22 50.0	12 38.7	89 38.9	31 24.6	3 50.0	12 24.5	0 0.0	
その他	1 25.0	2 4.5	1 3.2	3 1.3	3 2.4	0 0.0	2 4.1	0 0.0	
具体的な変化はない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.9	9 7.1	0 0.0	1 2.0	0 0.0	
回答機関数	4 100.0	44 100.0	31 100.0	229 100.0	126 100.0	6 100.0	49 100.0	4 100.0	

Q43. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化

新型コロナウイルス感染拡大による金融機関と顧客との対応の変化（複数回答）について、「店舗への来店が減少し、郵送や電話による対応が増えた」が45.5%と最も高かった。

法人顧客と個人顧客の変化を比較すると、個人顧客の方が「店舗への来店が減少し、郵送や電話による対応が増えた」が47件と法人顧客より9件多くなった。一方、「顧客との面談がSkypeやTeamsなどのオンライン方式になった」が法人顧客では16件、個人顧客では1件と大きな差が表れた。これは、個人顧客が利用するサービスが郵送など従前の手法で代替が効いた一方、法人顧客では融資審査など相対で相談する必要があるサービスが多いことに起因すると推察される。

図 60. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化

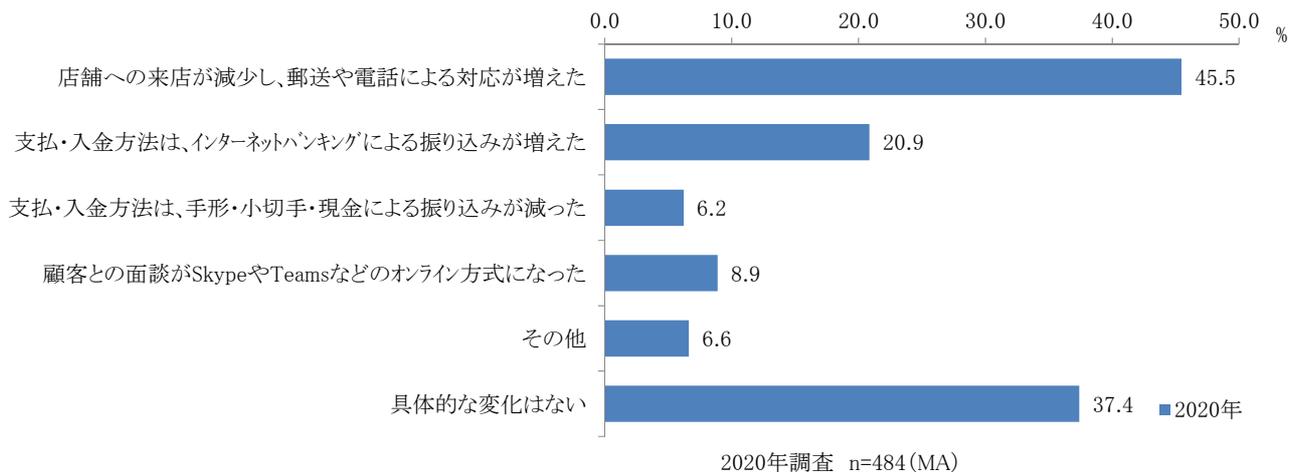


図 61. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化（法人）³

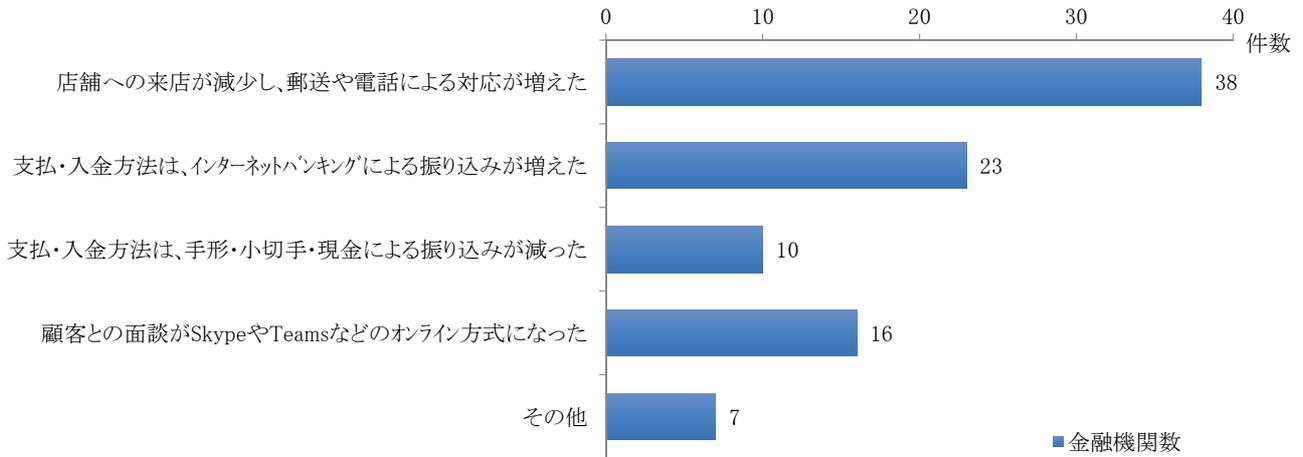
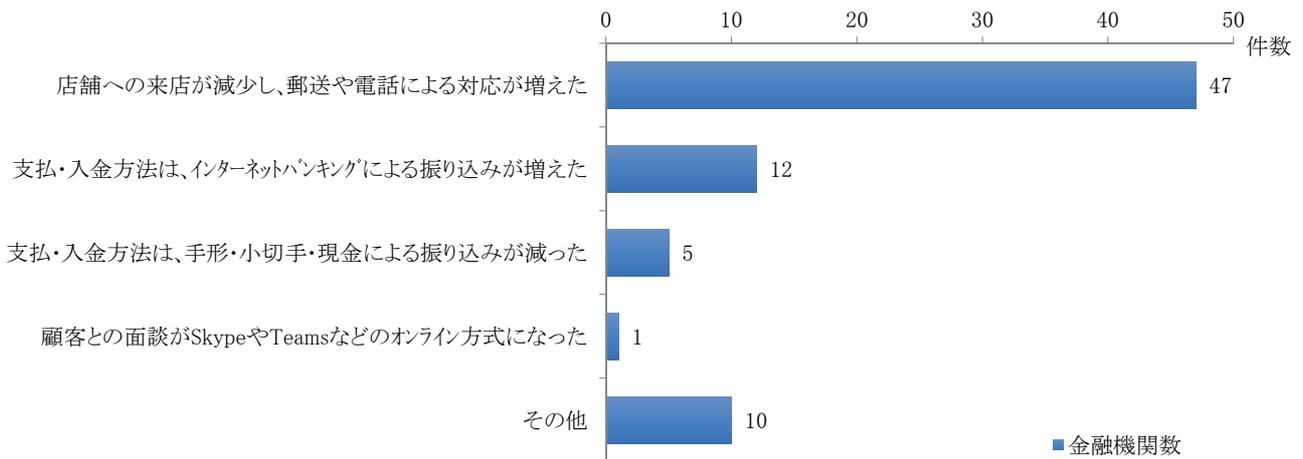


図 62. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化（個人）⁴



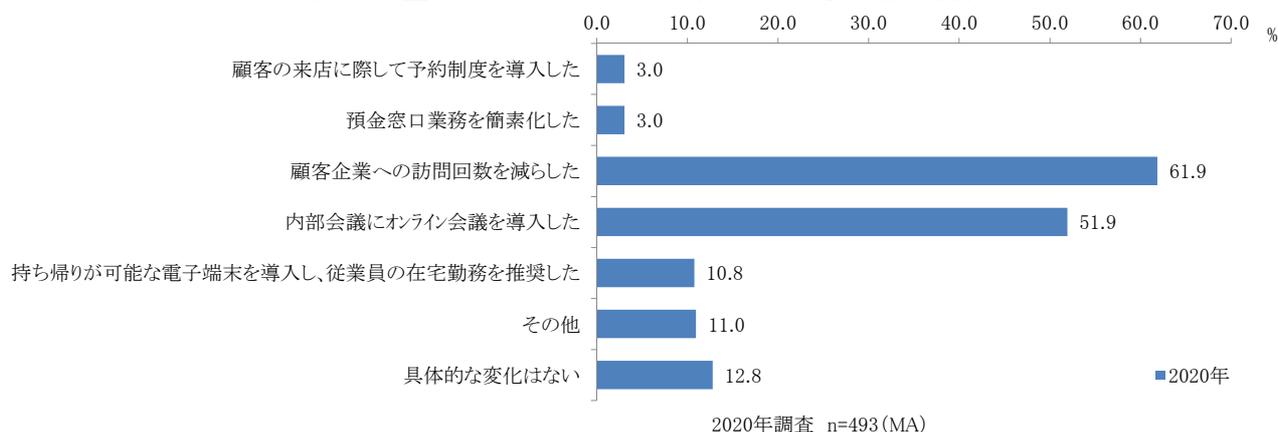
³各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は詳細不明と判断、集計対象から除外した。

⁴各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は詳細不明と判断、集計対象から除外した。

Q44. 新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化

新型コロナウイルス感染拡大により金融機関が行った業務の変化（複数回答）について、「顧客企業への訪問回数を減らした」が61.9%と最も高くなった。一方、「持ち帰りが可能な電子端末を導入し、従業員の在宅勤務を推奨した」は10.8%と低い水準であり、金融機関内部における業務改善が十分に進んでいない様子うかがえた。

図 63. 新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化



Q45. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供や、業務プロセスの見直し

ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供、業務プロセスの見直し（複数回答）について、「新型コロナウイルス感染症拡大前から非接触型サービスを提供している」が30.8%と最も高い結果となった。また、「新型コロナウイルス感染症拡大を受けて非接触型サービスの提供を開始した」が10.6%、「新型コロナウイルス感染症拡大を受けて自構内における業務プロセスを見直した」が21.0%であり、各金融機関が新たなサービスの提供に向けて取り組んでいることがうかがえた。

一方で、「非接触型サービスを提供していない」が22.4%であった。業態別でみると信用組合と系統金融機関の割合が高い結果となった。顧客層の違いなどから対応に差が生じていると推察される。

図 64. 非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直し

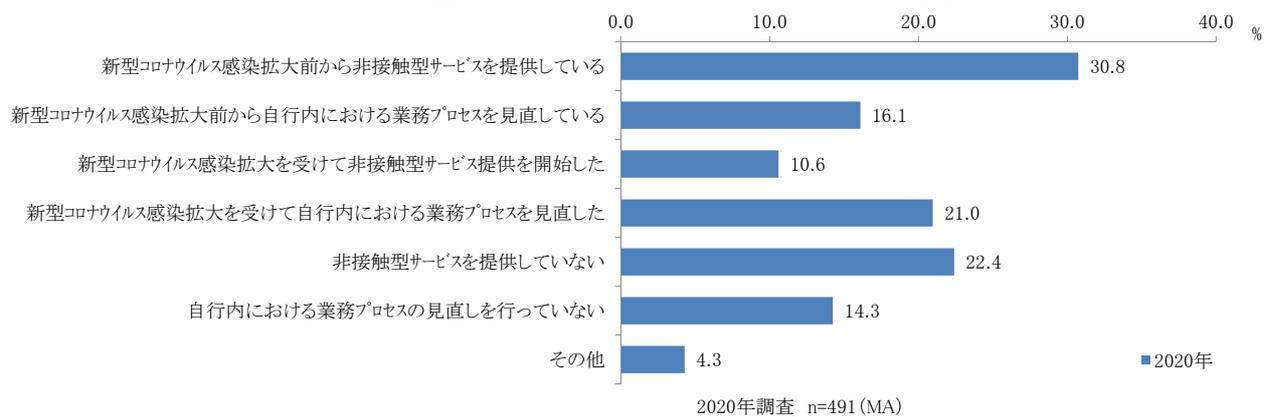


表 14. 非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直し（業態別）

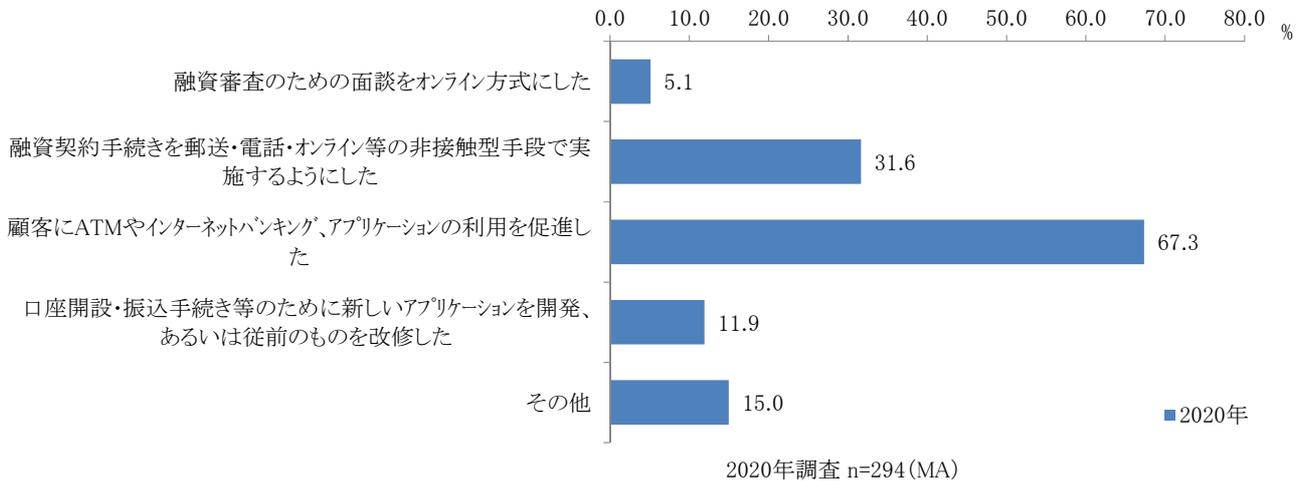
	業態別							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系金融機関	系統金融機関	その他
新型コロナウイルス感染症拡大前から非接触型サービスを提供している	3	28	15	72	14	0	16	3
	75.0	65.1	48.4	31.6	11.1	0.0	32.7	75.0
新型コロナウイルス感染症拡大前から自営内における業務プロセスを見直している	2	17	8	42	5	1	2	2
	50.0	39.5	25.8	18.4	4.0	16.7	4.1	50.0
新型コロナウイルス感染症拡大を受けて非接触型サービス提供を開始した	0	6	5	28	9	3	1	0
	0.0	14.0	16.1	12.3	7.1	50.0	2.0	0.0
新型コロナウイルス感染症拡大を受けて自営内における業務プロセスを見直した	2	9	11	46	21	4	9	1
	50.0	20.9	35.5	20.2	16.7	66.7	18.4	25.0
非接触型サービスを提供していない	0	2	2	42	47	0	17	0
	0.0	4.7	6.5	18.4	37.3	0.0	34.7	0.0
自営内における業務プロセスの見直しを行っていない	0	0	0	31	32	0	7	0
	0.0	0.0	0.0	13.6	25.4	0.0	14.3	0.0
その他	0	3	1	9	6	0	2	0
	0.0	7.0	3.2	3.9	4.8	0.0	4.1	0.0
回答機関数	4	43	31	228	126	6	49	4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

上段：回答機関数
下段：割合 (%)

Q46. 具体的な非接触型サービス

具体的に提供している非接触型サービス（複数回答）について、「顧客にATM やインターネットバンキング、アプリケーションの利用を促進した」が67.3%と最も高く、従前から提供していたサービスの活用促進により非接触型サービスの浸透を図っている様子がうかがえた。

図 65. 具体的な非接触型サービス

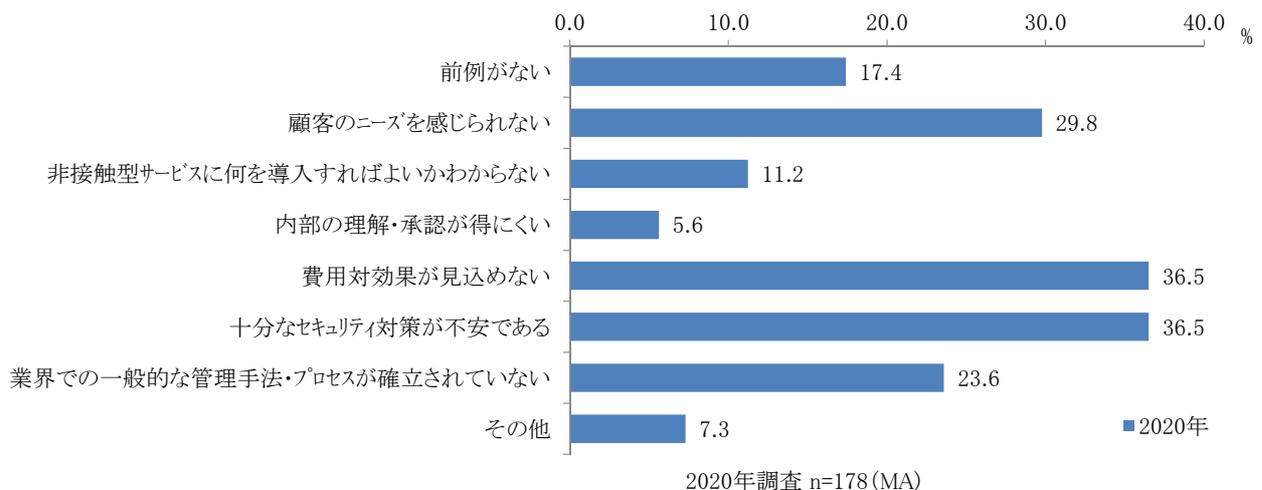


Q47. 非接触型サービスの提供・業務プロセスの見直しを実施していない理由

非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直しを実施していない理由（複数回答）について、「費用対効果が見込めない」と「十分なセキュリティ対策が不安である」がそれぞれ36.5%と最も高くなった。

また、「前例がない」が17.4%、「業界での一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」が23.6%の回答があった。前例やルールを重んじる金融機関業界ならではの回答と言えるだろう。

図 66. 非接触型サービスの提供・業務プロセスの見直しを実施していない理由

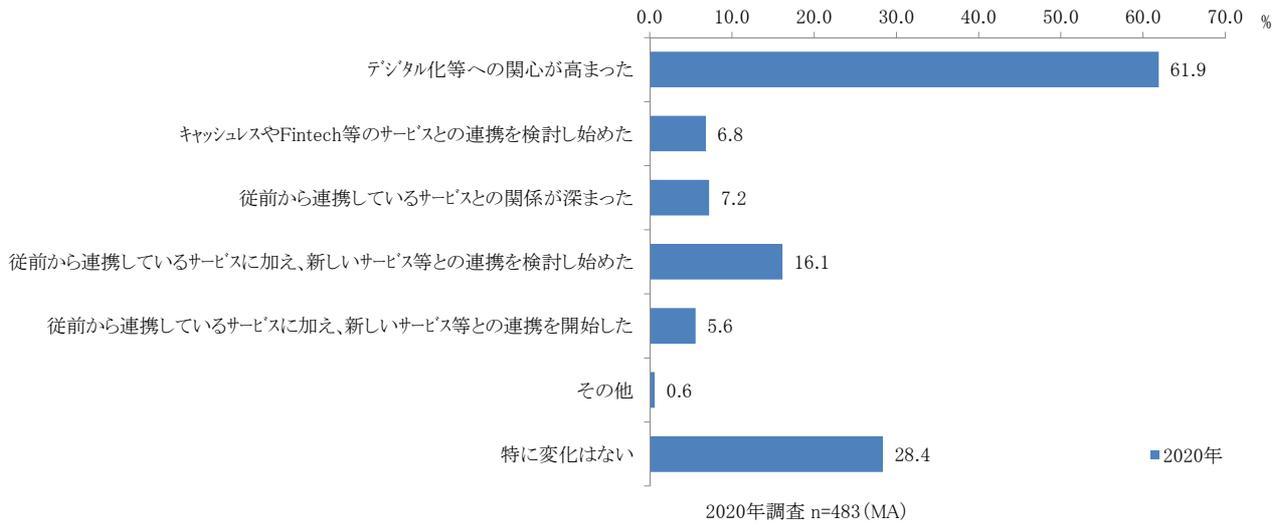


Q48. デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みの向上について

デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みの向上（複数回答）について、「デジタル化等への関心が高まった」が61.9%と最も高い結果となった。

その一方で具体的なサービスの検討や連携の動きはいずれも2割に満たない回答となっており、今後、前問にあった費用対効果等の課題を解決して取り組みが進むことを期待したい。

図 67. デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みの向上



7. インターネットバンキングの普及・推進状況

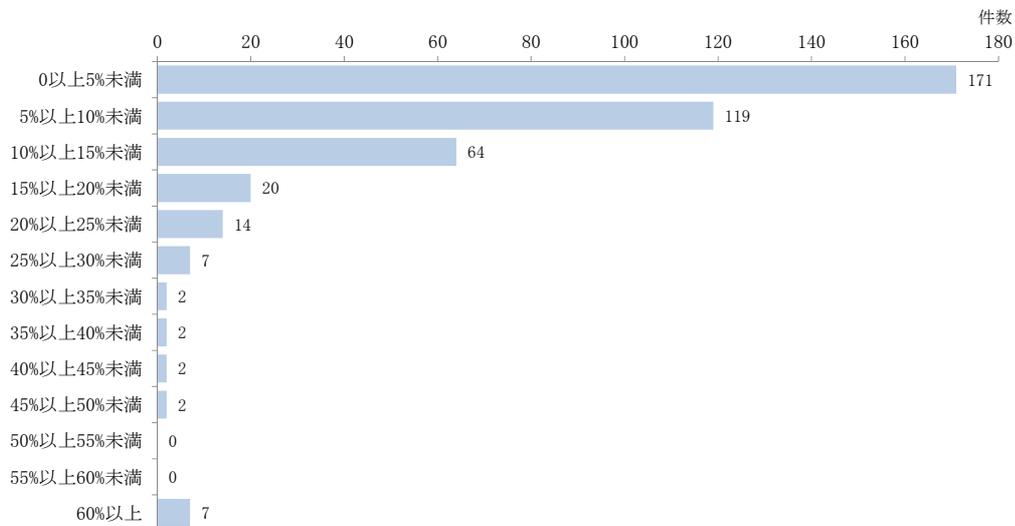
Q49. インターネットバンキングの利用状況

インターネットバンキングの利用状況（金融機関数⁵）については、各金融機関の法人顧客におけるインターネットバンキング契約率を算出した。まず、契約率の単純平均⁶を算出したところ、FBを除いた単純平均は9.30%、FBを含んだ単純平均は9.81%となった。

図 68、69 からは FB を含む、FB を除く、いずれの場合においても、契約率が 5%未満の金融機関の割合が高い様子がうかがえた。

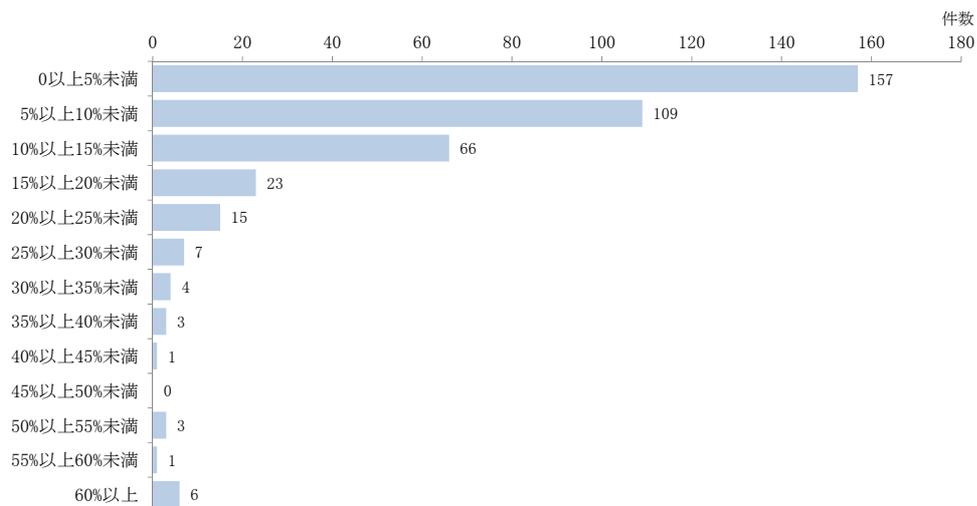
※FB（ファームバンキング）：インターネット回線を利用したデータ通信サービス

図 68. 法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率（FB 除く）



FB除く 2020年調査 n=410

図 69. 法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率（FB 含む）



FB含む 2020年調査 n=395

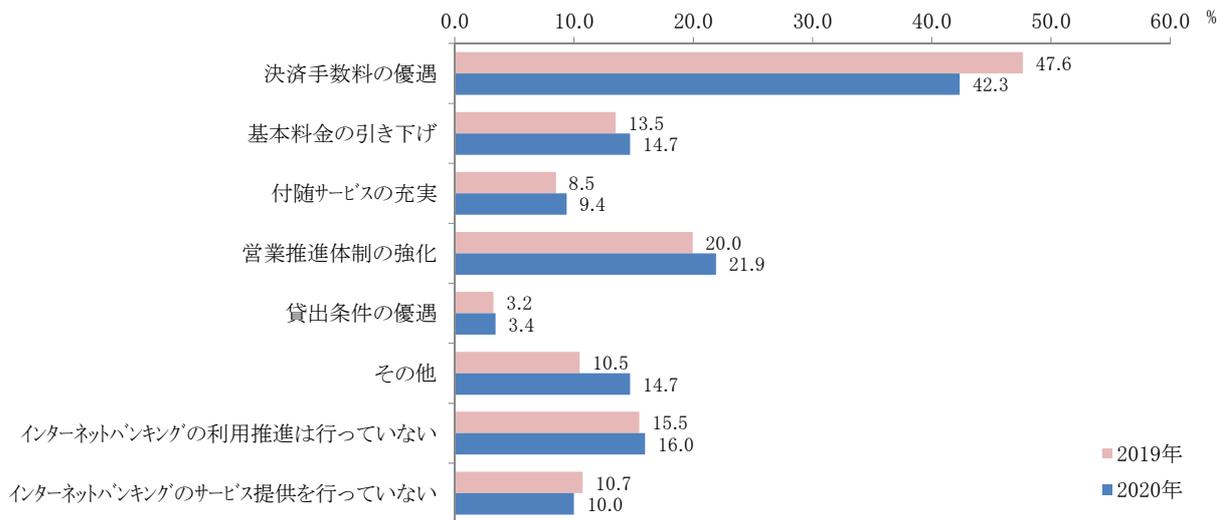
⁵ 金融機関毎の調査の為、契約企業の重複がある点、留意が必要。

⁶ 各金融機関の契約率の合計÷金融機関数×100（%）で算出。

Q50. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策

法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策（複数回答）について、「決済手数料の優遇」が42.3%と最も高かった。ただし、2019年調査と比較すると、「決済手数料の優遇」が推進策として占める割合は減少している。一方で、「基本料金の引き下げ」、「付随サービスの充実」、「営業推進体制の強化」といった取組が2019年調査より増加していることから、他の方策による推進を強化していることがうかがえる。

図 70. インターネットバンキングの利用推進策



2019年調査 n=401 (MA) 2020年調査 n=470 (MA)

表 15. インターネットバンキングの利用推進策（業態別）

上段：回答機関数
下段：割合 (%)

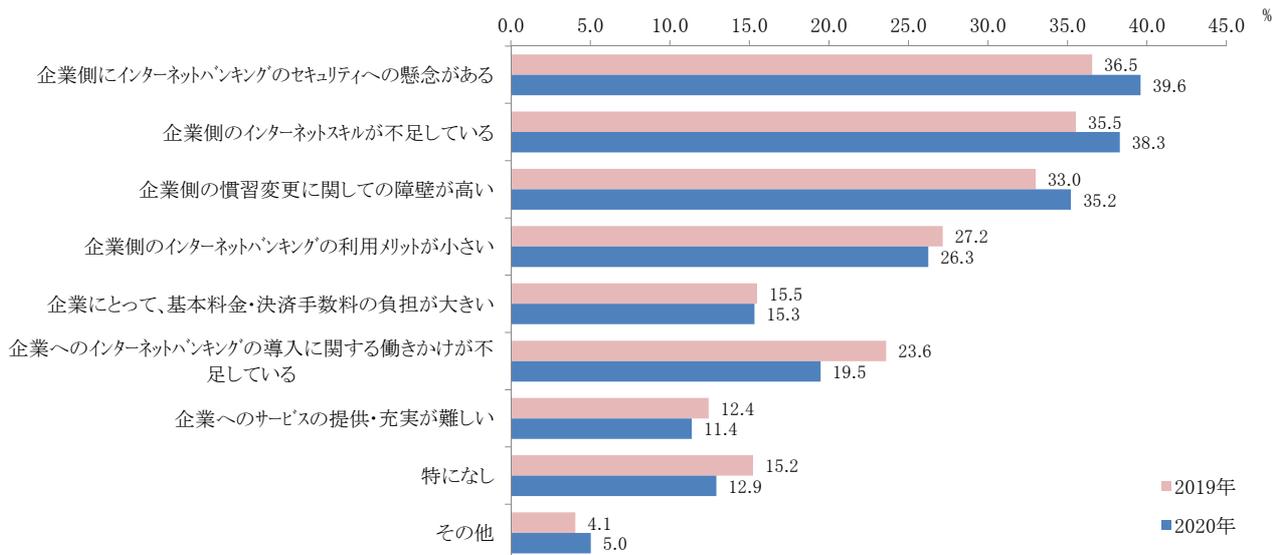
インターネットバンキングの利用推進策	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
決済手数料の優遇	2 50.0	22 50.0	10 33.3	108 48.0	42 36.5	0 0.0	14 31.1	1 25.0
基本料金の引き下げ	2 50.0	9 20.5	5 16.7	32 14.2	16 13.9	1 33.3	4 8.9	0 0.0
付随サービスの充実	1 25.0	10 22.7	2 6.7	23 10.2	5 4.3	1 33.3	2 4.4	0 0.0
営業推進体制の強化	2 50.0	19 43.2	12 40.0	45 20.0	14 12.2	1 33.3	8 17.8	2 50.0
貸出条件の優遇	0 0.0	0 0.0	0 0.0	12 5.3	1 0.9	0 0.0	3 6.7	0 0.0
その他	0 0.0	13 29.5	8 26.7	35 15.6	4 3.5	0 0.0	9 20.0	0 0.0
インターネットバンキングの利用推進は行っていない	1 25.0	1 2.3	4 13.3	39 17.3	13 11.3	1 33.3	14 31.1	2 50.0
インターネットバンキングのサービス提供を行っていない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	44 38.3	1 33.3	2 4.4	0 0.0
回答機関数	4 100.0	44 100.0	30 100.0	225 100.0	115 100.0	3 100.0	45 100.0	4 100.0

Q51. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題

インターネットバンキングの普及・利用推進における課題について、「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」が39.6%と最も高かった。次いで「企業側のインターネットスキルが不足している」(38.3%)、「企業側の慣習変更に関する障壁が高い」(35.2%)と続いた。これらの項目はいずれも2019年比で増加しており、インターネットバンキングの導入が促進された結果、改めて見えてきた課題であるとうかがえる。

業態別では、6割超の地方銀行で「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」を課題として挙げている。

図 71. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題



2019年調査 n=394(MA) 2020年調査 n=457(MA)

表 16. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題（業態別）

上段：回答機関数
下段：割合 (%)

普及・利用推進における課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
	回答機関数	割合 (%)	回答機関数	割合 (%)	回答機関数	割合 (%)	回答機関数	割合 (%)
企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある	1	28	14	99	35	0	4	0
	25.0	63.6	46.7	44.0	34.3	0.0	8.9	0.0
企業側のインターネットスキルが不足している	2	17	8	112	30	0	6	0
	50.0	38.6	26.7	49.8	29.4	0.0	13.3	0.0
企業側の慣習変更に関する障壁が高い	1	21	15	87	22	0	15	0
	25.0	47.7	50.0	38.7	21.6	0.0	33.3	0.0
企業側のインターネットバンキングの利用メリットが小さい	2	11	10	53	21	1	22	0
	50.0	25.0	33.3	23.6	20.6	33.3	48.9	0.0
企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大きい	0	13	6	32	11	1	7	0
	0.0	29.5	20.0	14.2	10.8	33.3	15.6	0.0
企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している	0	6	7	50	16	0	9	1
	0.0	13.6	23.3	22.2	15.7	0.0	20.0	25.0
企業へのサービスの提供・充実が難しい	2	4	3	11	23	0	8	1
	50.0	9.1	10.0	4.9	22.5	0.0	17.8	25.0
特になし	0	2	4	27	13	2	9	2
	0.0	4.5	13.3	12.0	12.7	66.7	20.0	50.0
その他	0	2	0	8	10	0	3	0
	0.0	4.5	0.0	3.6	9.8	0.0	6.7	0.0
回答機関数	4	44	30	225	102	3	45	4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 参考資料

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 ご回答票

アンケート調査票は令和2年12月18日(金)までに
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。

■返送先

〒107-8780

(東京都港区)赤坂郵便局 私書箱33号

株式会社帝国データバンク データソリューション企画部

「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」実施事務局 宛

◇FAX・メールでの回答も受け付けております。

FAX:03-5775-3168

メール:sangyo-shikin@mail.tdb.co.jp

■アンケートの内容についての照会先

◇調査実施機関:株式会社帝国データバンク データソリューション企画部

政策支援課 担当:笠原(かさはら)、齋藤(さいとう)、有吉(ありよし)

電話:03-5775-3161 ※受付時間[平日(月~金) 9:00~18:00]

■調査実施主体



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

ご回答いただく方の情報についてご教示ください。返信の際に、お名刺を同封頂いても結構です。

返信時に名刺を同封

下記欄に記入

ご回答者欄			
貴行(庫・社)名		電話番号	
部署名		ご担当者名	
e-mail アドレス			
貴行(庫、社)の業態 (該当項目1つに○)	①都市銀行、信託銀行 ②地方銀行 ③第二地方銀行 ④信用金庫・信金中央金庫 ⑤信用組合 ⑥政府系金融機関 ⑦系統金融機関 ⑧その他の銀行 ⑨その他()		

(注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客）との間の直接の貸出契約に基づかないもの）は対象から除かれる

本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

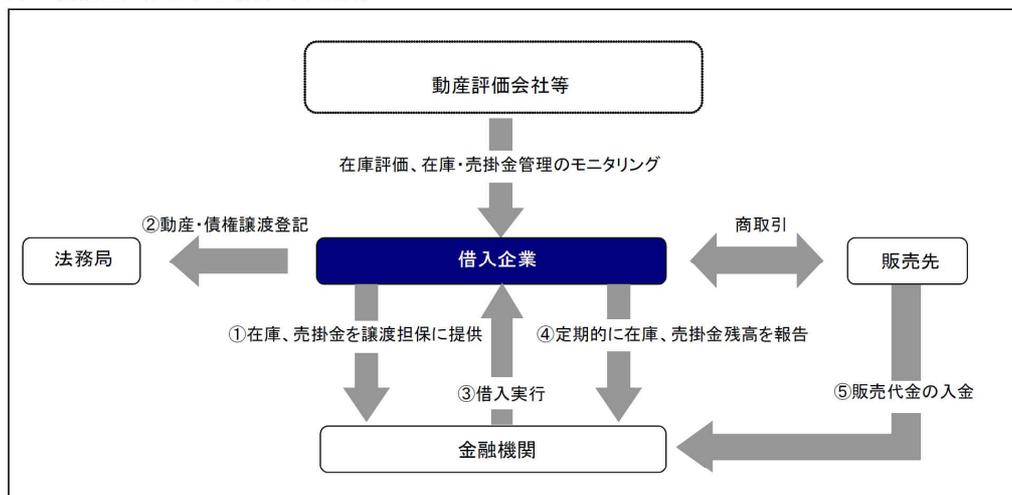
資産の部	負債・純資産の部
流動資産	流動負債
現金・預金	買掛金
受取手形	短期借入金
売掛金等※1	未払金
有価証券	未払法人税
原材料	固定負債
仕掛品	長期借入金
商品・製品	
固定資産	純資産
有形固定資産	資本金
建物	資本剰余金
設備 ※2	利益剰余金
機器（工具・部品）	自己株式
土地	
無形固定資産	
投資その他の資産	

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負代金債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬債権、売電債権等が含まれる。

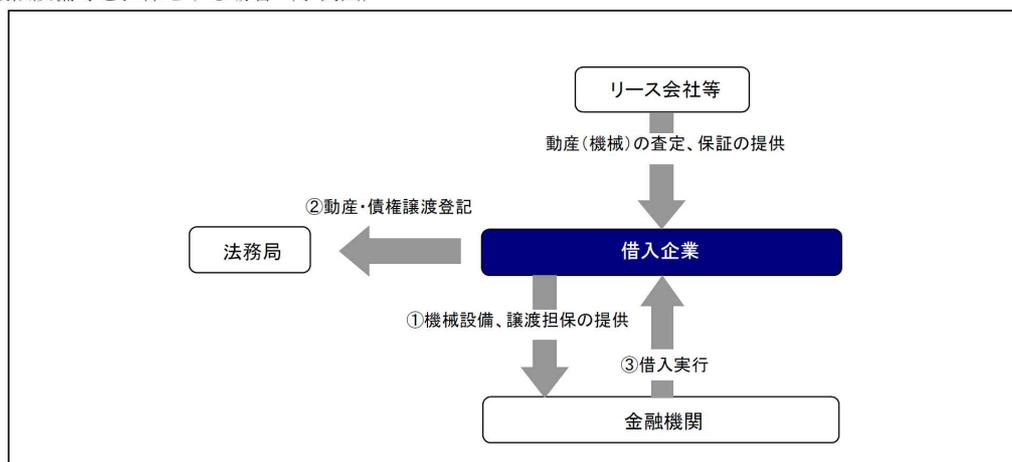
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備をいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



<ご回答の際の注意点>

- ・信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン（他行との協調融資）を含みます。ただし、「プロパー案件」（ABL保証を利用しない案件）や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入ください。また、シンジケートローンの実行額は、貴行（社・庫）の融資額分（テイク額）をご回答ください。
- ・リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。
- ・極度額を設定し、期中に一つの極度枠内で融資を複数回実行した場合は、件数・金額とも実行した総数（総額）をご回答ください。債権残高は実行額の残高をご回答ください。また1件の融資に動産担保と不動産担保を複数設定している場合は、融資全体の数字をご回答してください。

1. ABLの融資実績

Q 1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

1	平成30年度以前から融資実績がある	→Q 2へお進みください
2	令和元年度中に初めて融資を実施した	→Q 2へお進みください
3	これまでに融資実績はない	→「2. ABLの実施方針・体制」(Q 1 2)へお進みください

<実績計数>

Q 1で「1. 平成30年度以前から融資実績がある」、「2. 令和元年度中に初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

Q 2. 令和元年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額（極度額ではない）を以下の項目ごとにお答えください。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

	令和元年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)	ABLのうち、プロパー案件 (ABL保証なし)		ABLのうち、 シンジケートローン（貴 行（社・庫）の融資額 分）			
		実行 件数	実行額	実行 件数	実行額	実行 件数	実行額
A. ABL（合計）		件	百万円	件	百万円	件	百万円
内 訳	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	C. 機械設備のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	D. 債権のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 3. 令和2年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

		令和2年3月末時点		
		ABLの融資残高 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)	ABLのうち、 プロパー案件 (ABL保証なし)	ABLのうち、シンジケートローン（貴行（社・庫）の融資額分）
A. ABL（合計）		百万円	百万円	百万円
内訳	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	C. 機械設備のみを担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	D. 債権のみを担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	百万円	百万円	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 令和元年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

業種		令和元年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	建設業	件
2	製造業	件
3	情報通信業	件
4	運輸業	件
5	卸売業	件
6	小売業	件
7	サービス業	件
8	農業・林業	件
9	漁業	件
10	医療業	件
11	福祉業	件
12	不動産業	件
13	物品賃貸業	件
14	その他	件

(注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

<参考> 日本標準産業分類

本調査の業種分類	日本標準産業分類	
	大分類	中分類
建設業	建設業	
製造業	製造業	
情報通信業	情報通信業	
運輸業	運輸業/郵便業	
卸売業	卸売業/小売業	各種の卸売業
小売業	卸売業/小売業	各種の小売業
サービス業	学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業	
農業・林業	農業/林業	
漁業	漁業	
医療業	医療/福祉	医療業、保健衛生
福祉業	医療/福祉	社会保険・社会福祉・介護事業
不動産業	不動産業/物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
物品賃貸業	不動産業/物品賃貸業	物品賃貸業
その他	鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業	

Q 5. 令和元年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

企業区分		令和元年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	法定中小企業（注）	件
2	中堅企業（1. および3. に当てはまらないもの）	件
3	大企業（資本金10億円以上）	件

（注）法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件、または（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 令和元年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な担保目的物をお答えください（1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答してください）。

[融資対象の種類ごとに件数・実行額および代表的な品名を記入]

		担保の種類	件数	実行額	代表的な担保目的物	
動産	設備	1	工作機械、建設機械	件	百万円	
		2	業務用車両	件	百万円	
		3	太陽光発電設備	件	百万円	
		4	その他設備	件	百万円	
	機器	5	厨房機器	件	百万円	
		6	医療機器	件	百万円	
		7	OA機器、什器等	件	百万円	
		8	その他の機器	件	百万円	
	原材料	9	鉄、非鉄、貴金属	件	百万円	
		10	天然素材 (羊毛、繭、羽毛等)	件	百万円	
		11	家畜(肉用牛、豚等)	件	百万円	
		12	家畜(生産用)	件	百万円	
		13	冷凍水産物 (マグロ、エビ等)	件	百万円	
		14	その他の原材料	件	百万円	
	仕掛品	15	—	件	百万円	
	製品	16	衣料品	件	百万円	
		17	ブランド品(時計、バック、化粧品等)	件	百万円	
		18	酒類 (清酒、ワイン等)	件	百万円	
		19	食品(冷凍食品、加工食品等)	件	百万円	
		20	家電	件	百万円	
		21	D I Y用品	件	百万円	
		22	自動車	件	百万円	
		23	その他の製品	件	百万円	
債権		24	売掛債権	件	百万円	
	25	売電債権	件	百万円		
	26	介護報酬債権	件	百万円		
	27	診療報酬請求債権	件	百万円		
	28	工事請負代金債権	件	百万円		
	29	電子記録債権	件	百万円		
	30	リース債権/割賦債権	件	百万円		
	31	その他の債権	件	百万円		

Q 7. 令和元年度中に実施したABLについて、対象とした担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額を動産、債権それぞれお答えください。

Q 7-1. 動産担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定動産	件	百万円
2	流動集合動産	件	百万円

Q 7-2. 債権担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定債権	件	百万円
2	集合債権	件	百万円

Q 8. 令和元年度中に実施したABLの融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

融資期間		件数	実行額
1	1年未満	件	百万円
2	1年以上5年未満	件	百万円
3	5年以上10年未満	件	百万円
4	10年以上	件	百万円

<融資先の傾向>

Q 9. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

1	債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
2	債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
3	債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
4	その他（具体的に： ）	⇒Q 1 1へお進みください

Q 1 0. Q 9で選択肢1~3を選択した方にお尋ねします。

これまでABLを実施した取引先企業のABL実施時点における、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について、以下から該当するものをお答えください。また、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について十分・不十分と考える根拠についてもお答えください。

[1つを選択]

1	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分だった企業の方が多い 根拠（ ）
2	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった企業の方が多い 根拠（ ）
3	（事例数としては）ほぼ同数程度

Q 1 1. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

1	創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）
2	発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）
3	成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）
4	衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階）
5	再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）

2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q 1 5まで）

Q 1 2. ABLの実施方針についてお答えください。

融資実績がない場合は今後取り組む場合を想定してご回答ください。

[1つを選択]

1	対象動産・債権が一般担保となる場合に取引組む
2	一般担保とならなくても取引組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う
3	担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナントの設定により対応する
4	担保設定はするが対抗要件具備、コベナントの設定は原則行わず、在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する

Q 1 3. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択ください。

1	動産・債権ABLの取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
2	動産ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
3	債権ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
4	現状を維持する	→Q 1 4へお進みください
5	動産・債権ABLの取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください
6	動産ABLのみ取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください
7	債権ABLのみ取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください

・ABLの実績がない方はこちらからご選択ください。

8	動産・債権ABLに取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
9	動産ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
10	債権ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
11	ABLの取り組みを予定していない	→Q 1 5へお進みください

Q14. Q13で選択肢1~4、8~10を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先の取引状況をモニタリングできるから
2	信用力の低い取引先への取引拡充ができるから
3	融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから
4	担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから
5	保全により損失を軽減できるから
6	取引先を囲い込むことができるから
7	取引先のニーズにあった融資スキームだから
8	取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから
9	ABL市場が拡大しているから
10	地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから
11	その他（具体的に： _____）

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q24以降）へお進みください。これまでABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q16以降）へお進みください。

Q15. Q13で選択肢5~7、11を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから
2	取引先が実施したことがないから
3	評価の為にコストがかかりすぎるから
4	客観的・合理的な評価を得ることが困難だから
5	譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから
6	登記や契約の手続きが面倒だから
7	担保物件のモニタリングに手間がかかるから
8	社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから
9	ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから
10	取引先のガバナンス能力が不安だから
11	担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから
12	処分ルートが確保できないから
13	担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから
14	担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから
15	ABLについて参考となる情報が少ないから
16	ABL市場が小さいから
17	社内規定上、取り組みが困難であるから
18	その他（具体的に： _____）

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q24以降）へお進みください。これまでABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q16以降）へお進みください。

3. ABLの推進に向けた取り組み

Q1で選択肢「1.融資実績がある」、「2.初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

※「3.これまでに融資実績はない」を選択された方は、「4.ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q24）」にお進みください。

<推進における課題>

Q16. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

1	物件の担保としての適性について判断ができないこと
2	売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと
3	ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと
4	ABLに対する企業の認知度が低いこと
5	取引先の在庫などの資産の管理状態について把握できていないこと
6	単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと
7	ABLを推進する体制を構築できていないこと
8	ABL実施の手続き方法が貴行（庫、社）内で定まっていないこと
9	支店の担当者が理解できないこと
10	その他（具体的に：_____）
11	特になし

Q17. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと
3	外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること
4	外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる
5	外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと
6	外部評価会社の評価費用が高いこと
7	外部評価会社の評価額と実際の処分価額との間に大きな乖離が生じること
8	その他（具体的に：_____）
9	特になし

Q 1 8. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと
2	債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと
3	後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること
4	譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること
5	動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと
6	対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと
7	実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと
8	譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること
9	譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること
10	その他（具体的に： _____）
11	特になし

Q 1 9. 貴行の現状を踏まえて、ABLによる動産・債権担保を一般担保として取り扱うに当たっての課題として、解決困難なものをお答えください。

[複数回答] ※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題

1	動産の対抗要件を適切に具備すること
2	動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること
3	客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際実施（外部から取得）すること
4	動産につき適切な換価手段を確保すること
5	動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと
6	債権の対抗要件を適切に具備すること
7	債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること
8	債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること
9	債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること
10	その他（具体的に： _____）
11	特になし

Q 2 0. ABLの管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと
3	管理業務に時間・手間がかかりすぎる
4	貴行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること
5	モニタリングの業務負荷が大きいこと
6	外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと
7	外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと
8	外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと
9	その他（具体的に： _____）
10	特になし

Q 2 1. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること
2	取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること
3	処分業務のプロセスが確立されていないこと
4	適切な処分業者を見つけるのが困難であること
5	処分に時間を要すること
6	処分価額が評価額に比べて低すぎる
7	処分に要するコストが大きいこと
8	優越的地位の乱用などで貴行（庫、社）の評判が悪化しかねないこと
9	換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること
10	シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと
11	その他（具体的に： _____）
12	特になし

Q 2 2. 平成29年5月に成立し、令和2年4月に施行された改正民法では、中小企業の資金調達の円滑化等の観点から、譲渡制限特約付き債権の譲渡を原則として有効としました。民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保としたABLの取組み方針について、お答えください。

[1つを選択]

1	民法改正前から、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っており、方針は民法改正後も変えていない	→「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q 2 4）」へお進みください
2	民法改正前は、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っていなかったが、民法改正後は、行うよう方針を変更	→「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q 2 4）」へお進みください
3	民法改正前は、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後も方針は変わらない	→Q 2 3へお進みください

Q 2 3. Q 2 2で3を選択した方へお尋ねします。そのような方針をとる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行うことで、当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから
2	契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから
3	譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから
4	譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから
5	その他（具体的に： _____）

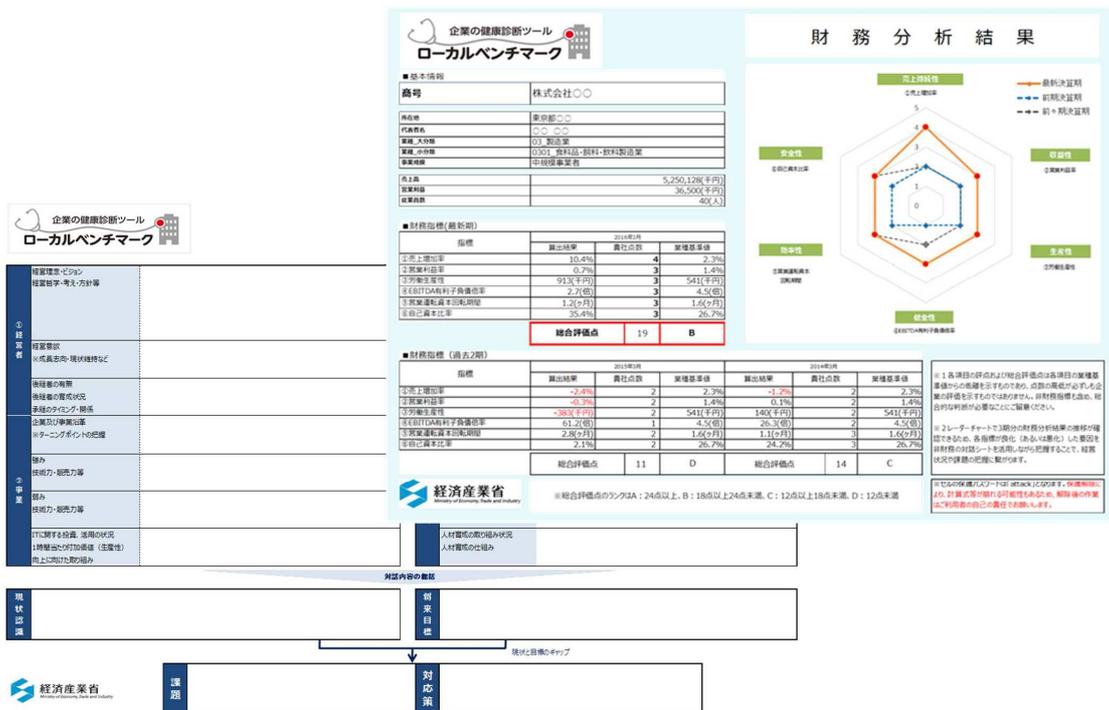
4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について

<ローカルベンチマークとは？>

平成28年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

- (※1) 6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、
④EBITDA有利子負債比率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）
(※2) 4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

Q 2 4. 「ローカルベンチマーク」の認知度についてお答えください。

[1つを選択]

1	内容をよく知っている	→ Q 2 5 へお進みください
2	聞いたことがある	→ Q 2 5 へお進みください
3	「ローカルベンチマーク」という言葉自体初めて聞く	→ Q 3 2 へお進みください

Q 2 5. Q 2 4で1、2を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始（予定）時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	活用している（活用開始： 年 月、総活用件数 件）	→Q 2 6へお進みください
2	活用を検討している（活用開始予定： 年 月）	→Q 2 6へお進みください
3	活用しない(活用を予定していない)	→Q 3 1へお進みください

Q 2 6. Q 2 5で1、2を選択した方へお尋ねします。具体的にどのような目的・手段により活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	企業との対話のツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
2	事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）
3	企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
4	融資や投資判断の稟議書の添付資料として活用している（あるいは活用を検討している）
5	職員の教育ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
6	訪問管理ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
7	企業への各種施策等の情報提供の一つとして活用している(あるいは活用を検討している)
8	企業の企業価値向上や生産性向上支援のきっかけとして活用している(あるいは活用を検討している)
9	業績評価項目の一部に組み入れている(あるいは組み入れを検討している)
10	その他（具体的に：)

Q 2 7. Q 2 5で1、2を選択した方へお尋ねします。Q 2 6で回答した目的において、どのような形でローカルベンチマークを活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	ローカルベンチマークをカスタマイズして活用（を検討）している
2	ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している
3	その他（具体的に：)

⇒Q 2 5で1を選択した方はQ 2 8へお進みください。

⇒Q 2 5で2を選択した方はQ 3 2へお進みください。

Q 2 8. Q 2 5で1を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークは、貴行（庫、社）以外の支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員等）と共有していますか。

[1つを選択]

1	概ね共有されている（活用している取引先のうち概ね2/3以上）
2	共有されている（活用している取引先のうち概ね半分程度）
3	あまり共有されていない（活用している取引先のうち概ね1/3以下）
4	共有されていない
5	その他（具体的に：)

Q 2 9. Q 2 5で1を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を活用した結果、顧客企業にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	顧客企業の事業計画の作成に繋がった
2	顧客企業の補助金申請に繋がった
3	顧客企業の資金調達が円滑になった
4	顧客企業の信用格付けを決定する際の点数アップに繋がった (信用格付けのランクアップ等)
5	顧客企業の売上向上に繋がった
6	顧客企業のビジネスマッチングに繋がった
7	顧客企業の生産性向上に繋がった
8	顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった
9	顧客企業の円滑な事業承継に繋がった
10	顧客企業から経営者保証を徴求しない判断の一材料となった
11	その他 (具体的に:)
12	まだわからない
13	特になし

Q 3 0. Q 2 5で1を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を活用した結果、貴行 (庫、社) にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	融資額が増加した
2	取引先数が増加した
3	貸出金利息収入が増加した
4	役務収益が増加した
5	その他 (具体的に:)
6	まだわからない
7	特になし

⇒Q 3 2へお進みください。

Q 3 1. Q 2 5で3を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行 (庫、社) の業務として活用しない(活用を予定していない)理由をお答えください。

[複数回答]

1	ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため
2	貴行 (庫、社) が持っている既存のツールを活用すれば問題ないため
3	活用 (試用) したが、うまく業務に落とし込むことができなかったため
4	企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からないため
5	他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため
6	どのように活用すればよいか分からないため
7	そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため
8	ヒアリング能力に不安があるため
9	その他 (具体的に:)

Q 3 2. ローカルベンチマークの活用やヒアリング手法に関するセミナーがあれば参加したいですか。

[1つを選択]

1	参加したい
2	内容によっては参加したい
3	参加したくない

Q 3 3. どのような施策との連携が見込めれば、ローカルベンチマークの活用が推進されると考えますか。

[自由記述]

Q 3 4. 貴行（庫、社）独自の「事業性評価シート」を作成し、貴行（庫、社）の業務の中で活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始（予定）時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	活用している（活用開始： 年 月、総活用件数 件）	→ Q 3 5へお進みください
2	活用を検討している（活用開始予定： 年 月）	→ 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用（Q 3 6）」へお進みください
3	活用しない(活用を予定していない)	→ 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用（Q 3 6）」へお進みください

Q 3 5. Q 3 4で1を選択した方へお尋ねします。貴行（庫、社）独自の「事業性評価シート」は企業との対話の際に提示していますか。

[1つを選択]

1	企業に提示している
2	企業には提示していない
3	企業に提示する場合と提示しない場合がある（具体的に： _____）
4	事業性評価シートとは別で、独自の対話用ツールを作成し、企業に提示している
5	その他（具体的に： _____）

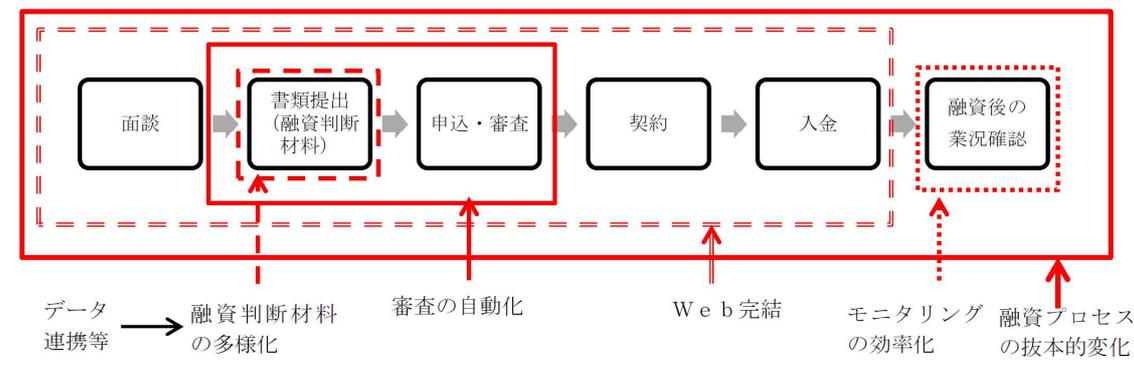
→ 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用（Q 3 6）」へお進みください

5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお尋ねします。

法人融資プロセスにおけるFinTech（フィンテック）の活用 概念整理

本調査における「法人融資プロセスにおけるFinTechの活用」のイメージは以下の通りです。



Q 3 6. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお答えください。

[1つを選択]

1	既に取り組んでいる（本格実施）	→Q 3 7へお進みください
2	既に取り組んでいる（実証実験段階）	→Q 3 7へお進みください
3	検討したことがあるが、今のところ取り組む予定はない	→Q 3 9へお進みください
4	検討している	→Q 3 7へお進みください
5	検討したことがないが、今後検討したい	→Q 4 0へお進みください
6	検討したことがなく、今後も検討したいと思わない	→Q 4 1へお進みください

Q 3 7. Q 3 6で1、2、4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みはどのような体制で実施（検討）しているかお答えください。

[1つを選択]

1	貴行（庫、社）単独で取り組んでいる（あるいは検討中である）
2	他の金融機関と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（金融機関名：_____）
3	非金融事業者と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（企業名：_____）
4	その他（具体的に：_____）

Q38. Q36で1、2、4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）を活用して得られる様々なデータについて、融資・審査への活用（検討）状況をお答えください。

[あてはまるものに○]

	ア	イ	ウ
	融資・審査へ活用している	融資・審査への活用を検討中	融資・審査へ活用していない
1 貴行（庫、社）の取引データ（口座・為替）	1	1	1
2 他行（庫、社）の取引データ	2	2	2
3 貴行（庫、社）発行の法人クレジットカード等キャッシュレス取引データ	3	3	3
4 クラウド会計データ（サービス名：_____）	4	4	4
5 他事業者（_____）のキャッシュレス取引データ	5	5	5
6 ECサイト（_____）での受注・売上データ	6	6	6
7 EDI等の受発注情報	7	7	7
8 在庫等のIoTデータ（_____）	8	8	8
9 格付会社、調査会社等による属性データ	9	9	9
10 SNSのデータ・インターネットの検索情報（企業・代表者等）	10	10	10
11 その他（具体的に：_____）	11	11	11

Q39. Q36で1～4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用における課題についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	企業のEDIへの取組が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
2	企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
3	1、2以外の理由で、得られるデータの量が十分でない （具体的に：_____）
4	得られるデータの範囲が十分でない（倒産確率との相関がとれないなど）
5	得られるデータの正確性に不安がある
6	貴行（庫、社）の体制が確立されていない
7	顧客のニーズが限定的である
8	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
9	スキルを持った人材が不足している
10	企業から紙ベースでの提出書類が残っている
11	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
12	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
13	内部の理解・承認が得にくい
14	事務面で時間、手間がかかりすぎる
15	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
16	費用対効果が見込めない
17	債権回収が困難である
18	十分なセキュリティの対策が困難である（認証等）
19	規制面でのネックがある（具体的に：_____）
20	得られるデータのスコアリングモデルへの反映が困難である
21	その他（具体的に：_____）

Q 4 0. Q 3 6 で1~5を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果についてお答えください。（上位3つまで）

[複数回答・3つまで]

1	融資判断の精緻化
2	融資に至る時間の短縮
3	融資後の業況確認の精緻化
4	融資後の業況確認の効率化
5	融資取引の新規顧客開拓（小規模案件）
6	融資取引の新規顧客開拓（無担保、無保証案件）
7	既存の融資先に対する追加融資
8	事業性評価への活用
9	貸出金利回りの改善
10	役務収益の増加
11	その他（具体的に： _____）

Q 4 1. Q 3 6 で5、6を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討していない理由についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	FinTech（フィンテック）についてよく知らない、何ができるかわからない
2	システム会社やFinTech企業等からの引き合いがない
3	前例がない
4	顧客から必要なデータを得られない（クラウド会計の導入が進んでいないなど）
5	他の金融機関で取り組んでいない
6	顧客のニーズを感じられない
7	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
8	スキルを持った人材が不足している
9	企業から紙ベースでの提出書類を削減できない
10	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
11	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
12	内部の理解・承認が得にくい
13	事務面で時間、手間がかかりすぎる
14	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
15	費用対効果が見込めない
16	債権回収に関して不安がある
17	十分なセキュリティの対策が不安である（認証等）
18	規制面でのネックがある（具体的に： _____）
19	得られるデータのスコアリングモデルへの反映に不安がある
20	その他（具体的に： _____）

6. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供について

ポストコロナ社会における非接触型サービスの展開に向けた取組みについてお尋ねします。

Q 4 2. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として、貴行（庫、社）が重視したポイントは何ですか。

[複数回答]

1	条件変更・新規融資等の対応
2	書面や手続等の省略・簡素化
3	案件の進捗管理やタイムリーな情報共有などの体制構築
4	マッチング等を通じた事業者の本業支援
5	支援機関・士業・自治体等の他機関との連携
6	その他（具体的に： _____）
7	具体的な変化はない

Q 4 3. 新型コロナウイルス感染拡大による、貴行（庫、社）と顧客との対応の変化をお答えください。個人向け、法人向けで対応が異なる場合は各回答欄の（個人・法人）に○をつけてください。

[複数回答]

1	店舗への来店が減少し、郵送や電話による対応が増えた（個人・法人）
2	支払・入金方法について、インターネットバンキングによる振り込みが増えた（個人・法人）
3	支払・入金方法について、手形・小切手・現金による振り込みが減った（個人・法人）
4	顧客との面談が Skype や Teams などのオンライン方式になった（個人・法人）
5	その他（個人・法人）（具体的に： _____）
6	具体的な変化はない

Q 4 4. 新型コロナウイルス感染拡大による、貴行（庫、社）における業務の変化をお答えください。

[複数回答]

1	顧客の来店に際して予約制度を導入した
2	預金窓口業務を簡素化した
3	顧客企業への訪問回数を減らした
4	内部会議にオンライン会議を導入した
5	持ち帰りが可能な電子端末を導入し、従業員の在宅勤務を推奨した
6	その他（具体的に： _____）
7	具体的な変化はない

Q 4 5. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供や、貴行（庫、社）における業務プロセスの見直しはありますか。

[複数回答]

1	新型コロナウイルス感染拡大前から非接触型サービスを提供している
2	新型コロナウイルス感染拡大前から貴行（庫、社）内における業務プロセスを見直している
3	新型コロナウイルス感染拡大を受けて非接触型サービス提供を開始した
4	新型コロナウイルス感染拡大を受けて貴行（庫、社）内における業務プロセスを見直した
5	非接触型サービスを提供していない
6	貴行（庫、社）内における業務プロセスの見直しを行っていない
7	その他（具体的に： _____）

Q 4 6. Q 4 5 で 1~4 を選択した方へお尋ねします。具体的な非接触型サービスをお答えください

[複数回答]

1	融資審査のための面談をオンライン方式にした
2	融資契約手続きを郵送・電話・オンライン等の非接触型手段で実施するようになった
3	顧客に ATM やインターネットバンキング、アプリケーションの利用を促進した
4	口座開設・振込手続き等のために新しいアプリケーションを開発、あるいは従前のものを改修した
5	その他（具体的に： _____ ）

Q 4 7. Q 4 5 で 5, 6 を選択した方へお尋ねします。実施していない理由をお答えください。

[複数回答]

1	前例がない
2	顧客のニーズを感じられない
3	非接触型サービスに何を導入すればよいかわからない
4	内部の理解・承認が得にくい
5	費用対効果が見込めない
6	十分なセキュリティ対策が不安である
7	業界での一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
8	その他（具体的に： _____ ）

Q 4 8. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、デジタル化や DX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みは向上しましたか。またはそれらサービスとの連携は深まりましたか。

[複数回答]

1	貴行（庫、社）におけるデジタル化等への関心が高まった
2	キャッシュレスや Fintech 等のサービスとの連携を検討し始めた
3	従前から連携しているサービスとの関係が深まった
4	従前から連携しているサービスに加え、新しいサービス等との連携を検討し始めた
5	従前から連携しているサービスに加え、新しいサービス等との連携を開始した
6	その他（具体的に： _____ ）
7	特に変化はない

7. インターネットバンキングの普及・推進状況

貴行（庫、社）におけるインターネットバンキングの普及・推進状況について伺います。

Q 4 9. 貴行（庫、社）の法人顧客（個人事業主含む）におけるインターネットバンキングの利用状況についてお答えください。

インターネットバンキング 契約顧客数（個人事業主含む） （F B 除く）・・・①	（社）	インターネットバンキング 契約顧客数（個人事業主含む） （F B 含む）・・・②	（社）
法人顧客数 （休眠口座除く、個人事業主含む）・・・③		（社）	
法人顧客における インターネットバンキング契約率 （F B 除く）・・・①÷③	（%）	法人顧客における インターネットバンキング契約率 （F B 含む）・・・②÷③	（%）

(注1) 本調査での定義は以下の通りです。

- ・エレクトロニックバンキング（E B）……金融機関と顧客を接続するデータ通信サービス。利用回線によって「ファームバンキング」と「インターネットバンキング」に区別される。
- ・インターネットバンキング（I B）……インターネット回線を利用したデータ通信サービス。
- ・ファームバンキング（F B）……インターネット以外の回線（電話回線等）を利用したデータ通信サービス。

(注2) インターネットバンキング契約率＝インターネットバンキング契約顧客数／法人顧客数（休眠口座除く、個人事業主含む）

Q 5 0. 貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策についてお答えください。

[複数回答]

1	決済手数料の優遇
2	基本料金の引き下げ
3	付随サービスの充実（具体的に：)
4	営業推進体制の強化（具体的に：)
5	貸出条件（金利、担保、期間、保証人、貸出枠等）の優遇
6	その他（具体的に：)
7	インターネットバンキングの利用推進は行っていない
8	インターネットバンキングのサービス提供を行っていない

Q 5 1. 貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用推進における課題についてお答えください。

[複数回答]

1	企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある
2	企業側のインターネットスキルが不足している
3	企業側の慣習変更に関しての障壁が高い
4	企業側のインターネットバンキングの利用メリットが小さい（取引量・回数が少ない等）
5	企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大き（費用対効果が悪い）
6	企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している
7	企業へのサービスの提供・充実が難しい（システムの開発・維持コストがかかる等）
8	特になし
9	その他（具体的に： _____)

Q 5 2. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用は推進されましたか。

[1つを選択]

1	インターネットバンキングの利用が増えた
2	インターネットバンキングの利用が減った
3	インターネットバンキングの利用状況に変化はない
4	その他（具体的に： _____)

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。